

るに。鱈貝或は舟板など土中より出とそ。又流末と云村名も。川尻にて水の海に入る故の地名なるを思ふへし。仁徳天皇紀に流末不し殿とみえたり故天皇の御舟の着しは。流末村の邊なるへくそ所思る。三代格に豊前國草野津と云見えたるは。行事川の流末なる草野村にて。其頃は船を着るに便善して。専ら公私の船の着し處としらる。されは川上なる流末村の邊も。上古は御船を繫かせ玉ふに。便宜や可かりけむ。又長峽縣に到まし玉ふにも。甚間近く。敵地をも不經して。直に到坐へき處なり。偕行宮の在し處は。今御所谷と云。其跡に登立覽れば。土蜘蛛の住し鼠窟今云背龍窟は正北に當りて。遙に眼下に見下して。行宮を建玉ひしは。實に宜なりと所思る所なり。扱其宮地は。絶頂平地にして。南北一丁東西二十間あり。其處に礎石二十並へり。其周回東西五間。南北四間半許なり。又中の御門。東御門。西御門と云あり。中御門の石垣は。東方長五間高三間。西方九間高三間計なり。此處に石樋を懸て山水を引り。此御門の前なる大池池は中昔堀しこと。ものにみえたりの。堤の下の田字を門前と云ひ。又二の坪三の坪八條など云もあり。二の坪三の坪は。二條三條と云ふか如く聞ゆ。東西の御門は石垣崩れたり。扱中御門より行宮の蹟まで一丁四十間。西御門まで二丁四十間。東御門まで四間餘あり。又山の周回四方に。一里か程石垣あり。或は崩れ或は其形の存れるもあり。抑上代には。御在殿には礎をすゑす。式の祝詞とも。下都磐根爾宮柱太敷立とある如く。地を深く掘て柱を建。所謂る堀立家の如くなりしに。今行宮の跡に礎石のある事甚疑し。此は中昔此地に城を築し事も物にみえず。土人の口碑にも存れる事をなけれ

は。必地頭など云類の者の。要害を頼て。城めかしき物など築きて。住りしものなめり。偕石樋の懸れるは。此御世よりの事にそ有へき。其は既に垂仁天皇の御代に。石棺作イソヤツクを定玉へること。古事記に見えたるは。彼御世に石作部の在しことは論なし。今行宮より近き處に石部村あり。石作部の住し處にやあらむ。登ネトキ辻。御所谷東門の東南にある山なり。此處の土中より登ネトキを出す。故登辻と云を説りて。今は佛辻と云。是景行天皇の天神地祇に祈乞玉ひて。別ては三柱神志我神。物部神。中臣神に祈申玉ふとして。祭らせ玉ひし時の登ネトキなるへし。又西御門の西方より出つ。何れも同品なり。と云り。○碩田。記傳云。碩田は後に郡となれり。和名抄に豊後國大分郡於伊多これなり。又大隅國桑原郡にも。大分豊國二郡ならひり。豊後國風土記。大分郡。昔者纏向日代宮御宇天皇。豊前國京都郡行宮。幸ニ於此郡。遊ニ覽地形。歎曰。廣大哉此郷也。宜ニ名ニ碩田國。今謂ニ大分ニ斯其縁也。また大分河在ニ郡南。此河之源。出ニ直入郡。朽網之峰。指ニ東下流。經ニ過此郡。遂入ニ東海。因曰ニ大分川。年魚多在。とあり。豊前志云。碩田を舊説に豊後と云は非なり。是は長峽縣今云御所谷より。碩田の國に到まし。次に碩田へ到坐となくは。地理の合はざるを。女に速見邑に到坐玉へるなるを。豊後なる郡名の。碩田速見とせむには。先速見に到まし。長峽縣今云御所谷より。碩田の國に到まし。然なきを以て考れば。すへて豊前なること疑なし。古史傳には。古くは速見郡までをかけて。碩田國と云しならんと云れつれと。土蜘蛛の事跡の。我豊前國に。確乎に發れるをや。然らば碩田國何處と云に。確には定難けれど。今行事村の近境を北郷と云。是オホキタの略言に非るか。又按に神田村に大分八幡あり。若豊後とせば。長峽縣に行宮を建玉ひしは。何の要とさせむ。且其處を京とせへ云をおもへば。行宮に在坐し事。暫しの間に非ず。其は土蜘蛛の鼠石窟今云背龍窟の險阻に據て。防禦たりしかは。頼に誅難かりしか故なり。彼是を併考て。我豊前なることを思定へし。但豊後にもさる古蹟の此彼聞ゆれば。都にさることなしとも云毀ちかたし。されは彼風土記の説も。一の傳として有ニし。長峽縣今長尾村とて。一村の名となれしと。上古は御所谷の邊までを。廣く呼し大名なるべし。速見邑今長尾村に。速津媛社あり。此邊を古くは速見と云しにや。或人は此神名。後世に作れるものなりと云ふ。如何あらむ。宇都宮家臣速見新六と云人あり。此は必當國の人にて。地名を家名とせしとそおほゆる。此頃までは。なほ此名ありしにや。天書にも。豊前國速見と見ゆ。後の物なから。本朝通記にも。豊前とみえたり。と云り。されと此豊前志と云もの。豊後風土記にありしことをも。ことごとく。豊前國に引附て云

り。信かたきことも多し。こゝに記して。後の考をまつ。

到^{ハヤ}速見^{ハヤ}邑。有^ニ女人^{ハヤ}曰^ク速津媛^{ハヤ}爲^ス一處之長^{ハヤ}。其聞^カ天皇車駕^{ハヤ}而自奉^テ迎^テ之^ル。言^フ茲山^ニ有大^ナ石窟^{ハヤ}。曰^ク鼠^{ハヤ}石窟^{ハヤ}。有^ニ一土蜘蛛^{ハヤ}。住^ニ其石窟^ニ。一曰^ク青^{ハヤ}。二曰^ク白^{ハヤ}。又於^テ直入^ニ縣^ニ禰疑野^ニ。有^ニ二土蜘蛛^{ハヤ}。一曰^ク打援^{ハヤ}。二曰^ク八田^{ハヤ}。三曰^ク國摩侶^{ハヤ}。是^レ五人並^ニ其爲^ス人^{ハヤ}強力^{ハヤ}。亦衆類多^シ之^ル。皆曰^ク不^レ從^ス皇命^{ハヤ}。若強^ク喚^ク者^{ハヤ}。興^テ兵距^テ焉^{ハヤ}。天皇惡^シ之^ル。不^レ得^テ進^ム行^{ハヤ}。即留^テ于來田^ニ見^ル邑^ニ。權興^テ宮室^{ハヤ}而居^ス之^ル。

速見邑。和名抄豊後國郡名速見波夜見。風土記に。速水郡。昔者纏向日代宮御宇天皇。欲^テ誅^ス玖摩贈^{ハヤ}。幸^ニ於筑紫^ニ。從^テ周防國佐婆津^ニ。發^テ船而渡^ル。泊^テ於海部郡宮浦^ニ。時於^テ此郡^ニ有^ニ女人^{ハヤ}。名曰^ク速津媛^{ハヤ}。爲^ス其處之長^{ハヤ}云々。因^テ斯名曰^ク速津媛國^{ハヤ}。後人改曰^ク速見郡^{ハヤ}とあり。○鼠石窟。名義詳ならず。豊後志速見郡條に。鼠巖窟二所。並^ニ在^ニ石垣莊北石垣村^ニ。俗曰^ク鬼岩屋^{ハヤ}。蓋^テ土蜘蛛之賊所^ニ礪居^{ハヤ}也。形如^ク山高^{ハヤ}一丈五六尺。窟戸濶七八尺。深二丈餘。巨石疊築。頗似^ク非^ニ人爲^ス。其上竹櫻藪叢。兩窟大稍同。按^テ日本紀景行紀曰。玆山有^ニ大石窟^{ハヤ}。曰^ク鼠石窟^{ハヤ}。有^ニ二蜘蛛^{ハヤ}。住^ニ其石窟^ニ。一曰^ク青^{ハヤ}。一曰^ク白^{ハヤ}。即是。蓋^テ史曰^ク玆山^{ハヤ}。但疑^テ其境非^レ山

已。とあるこれなり。按^テ豊前より出坐^ムむには。速見次に碩田なり。然るに豊前志には。鼠石窟京都等覺寺山の上^ニあり。今は青龍窟と云。是は鼠窟を説けるなり。法雲山^ノ遊^ニ青龍窟^ニ。詩序に云。在^ニ豐州京都郡三十里所^ニ。山中有^ニ等覺寺^{ハヤ}。寺之南^ニ有^ニ石經^{ハヤ}。至^ル翠巖^{ハヤ}。爲^ス妙覺寺^{ハヤ}。其上有^ニ石窟^{ハヤ}。由^テ洞門^ニ而深^ク七十尺^{ハヤ}。横^ク十五丈^{ハヤ}云々。と云れたれど。何の疑はしき説なり。○其聞天皇車駕。記傳云。こゝの其は。下に若^ク其長^ク我兵勢^{ハヤ}と二の其字。漢文のさまにたかひて古言の例なり。と云り。ともにソレと訓へし。○青白は。土蜘蛛の種類^ノ異りて。其身體の色^ノか^クありしを云にや。○直入縣。和名抄豊後國直入郡奈保里。風土記に。直入郡。昔者郡東垂水郡有^ニ桑生^{ハヤ}之^ル。其高極^ク陵^{ハヤ}。枝幹直美。俗曰^ク直乗^{ハヤ}。後人改名曰^ク直入^{ハヤ}郡^{ハヤ}是也。とあり。直入は舊^キ名と云はしきを。後人の改めつるよし云るは疑はし。下にも直入物部神。直入中臣神あり。○禰疑野。風土記に。直入郡禰疑野。在^ニ柏原郷之南^ニ。昔者纏向日代宮御宇天皇行幸之時。此野有^ニ土蜘蛛^{ハヤ}。名曰^ク打援^{ハヤ}八田國摩侶等^{ハヤ}三人。天皇親欲^テ伐^ス此賊^{ハヤ}。在^ニ玆野^ニ。勅^テ歷^テ勞兵衆^{ハヤ}。因謂^ク禰疑野^{ハヤ}是也。とあり。○打援。土蜘蛛の猿の形に似たるよしの名か。打の義は

○八田は。地名に依れる名か。○國摩侶。通證に人名曰^ク摩侶^{ハヤ}。始出^テ于此^ニと云り。すへて古へ人の名に。唯麻呂とのみも。又某麻呂とも多くよへり。又自稱にも云り。上天皇より下諸臣に至り。或は女子童子も同く稱する事。物語類に多し。但自稱の時^ハ吾より尊^クき人^ニ對^シひては云はず。其言義は詳ならず。本居翁云。まろとばわれおのれなどいふか如し。さて師説に。みつからまろと云事は。かしこきを。かざありといふにむかへて。おほゆれ。と云れたり。○中古より。劔名に丸と呼ぶもの多し。此も意は尊みて。人に准ふるなり。願切丸。小鳥丸。友影丸などの類なり。○た轉りては。猿を猿丸。鎌の事を鎌丸なども云り。後には船の號に必某丸と云事も。意は古に同じ。○

衆類多。永享本多上巨字あり。よろし。○來田見邑。風土記に。直入郡球草郷在郡北。此郡有泉。同
天皇行幸之時。奉膳之人擬於御飲。令汲泉水。即有蛇龍。於茲天皇勅云。必將有龍。莫令汲
用。因斯名曰泉。因爲名。今謂球草郷者訛也。また球草峯在郡南。此峯頂大垣燦之。基有數川。
名曰神河。亦有二湯河。流會神河。なとあり。○興宮室。又云。宮處野。朽網郷所在之野。同天皇爲
征伐土蜘蛛之時。起行宮於此野。是以名曰宮處野也。とあり。倭名抄直入郡三宅あり。○而居之。
本に而字なし。今永享本中臣本集解本に依る。

仍與群臣議之曰。今多動兵衆。以討土蜘蛛。若其畏我兵勢。將隱山野。必爲後愁。則採海石榴樹。作椎爲兵。因簡猛卒。授兵椎。以穿山排草。襲石室土蜘蛛。而破于稻葉川上。悉殺其黨。血流至蹀。故時人其作海石榴椎之處。曰海石榴市。亦血流之處。曰血田也。復將討打援。徑度禰疑山。時賊虜之矢。橫自山射之。流於官軍前。如雨。天皇更返城原。而卜於水上。便勒兵先擊八田於禰疑野。而破。爰打援謂不

可勝而請服。然不聽矣。皆自投洞谷而死之。

海石榴樹。倭名抄。椿。唐韻云。椿和名豆波岐。木名也。楊氏漢語抄云。海石榴和名同上。式文用之。とあり。箋注に。按酉陽雜俎云。山茶似海石榴。山茶即茶梅。今俗呼佐々无花者。則海石榴爲豆波岐。爲允。今人以山茶爲豆波岐。恐非。下總本。式文作本朝式。廣本同。海石榴見內藏寮民部省主計寮主殿寮大藏省等式。とあり。名義は谷川氏艶葉木也。と云り。古く歌などにもよめるは椿にて。即海石榴也。○作椎爲兵。通證。今按其樹枝堅硬。可爲兵椎。而猶下以杜谷樹爲梓根也。とあり。齊明紀に。百濟人か兵盡前役。故以格戰。といふ事も見えたり。椎を以て穿山排草とはあれども。其のみならず。まことに穿山排草の爲に。作りしにはあらし。さく推玉簀木器。椎也。種也。とあり。○授兵椎。兵と椎となり。考本に兵を其に作れと。次に引く風土記にも兵椎とあれば。本のまゝにてよろし。○稻葉川上。或書に。直入郡朽網郷に稻葉村ありと云り。なほたつぬへし。豊前志に稻葉川。京都郡稻光川の川上にて。即風石窟の北。○曰海石榴市。本に曰字脱したり。今並河本中臣本集解本考本に従ふ。また永享本に。名字にも作。○血田。風土記に。大野郡海石榴市血田。並在郡南。昔者纏向日代宮御宇天皇。在球草行宮。仍欲誅鼠石窟土蜘蛛。而詔群臣。伐採海石榴樹。作椎爲兵。即簡猛卒。授兵椎。以穿山排草。襲土蜘蛛。而悉誅殺。流血沒蹀。其作椎之處。曰海石榴市。亦流血之處。曰血田也。とあり。例の豊前志京都郡下に。海石榴市元永村にあり。海石榴多し。血田は上田村の田の字に血田と云あり。景行天皇紀に見えたる。これなるへし。又企救郡に津田村

あり。是血田を詠りたらんも計難し。何れにてもありぬへし。とあり。○返城原。返は還の字の意なり。されど此字はいかゞなり。さて城原は。或人云。直入郡米納村にて。今城原八幡の祠あり。と云り。よく探ぬへし。豊前志に。京都郡城原木山村。通證に。式豊後國直入郡建男霜凝日子神社疑此。とあり。今大田郡井手上村神原山の延敷にあり。延敷大明神と云。○ト。考云。坐とあるへしと云り。字は本のまゝにて。マシマスと訓る本もあり。されどなほトなるへし。○投洞谷。永享本熱田本洞谷と。西域記に。踰峻嶺越洞谷といふこともあれば。本のまゝにてよろし。

天皇初將討賊。次于柏峽大野。其野有石。長六尺。廣三尺。厚一尺。五寸。天皇祈之曰。朕得滅土蜘蛛者。將蹶茲石。如柏葉而舉焉。因蹶之。則如柏葉。上於大虛。故號其石曰踏石也。是時禱神則志我神。直入物部神。直入中臣神三神矣。十一月到日向國。起行宮以居之。是謂高屋宮。

柏峽大野。風土記。直入郡柏原郷在郡南。昔者此郷柏樹多生。因曰柏原郷とあり。其隣郡に大野郡

あり。大野郷もあり。風土記に。此郡所部悉皆原野。因此名曰大野郡とあれば。柏峽大野そのあたりなるへし。○厚一尺五寸。永享本一を六に作る。誤なるへし。風土記にも一とあり。○如柏葉上於大虛。本に葉字なし。今中臣本集解據壺井本ともに依る。さて此柏は今何の木にかあらむ詳ならず。記傳云。加志波と云は。もと一樹の名には非ず。何樹にまれ。飲食に用る葉を云り。故仁徳卷に葉字を書て。此云簡始婆とあり。然るに又某賀志波と名負たる樹も。武郡云。御調柏。長女柏。又。彼此とあるは。あるか中に常によく用たるをも。然は名けたるなり。古書にも。加志波に柏字を用たるは。いかなる故にかあらむ。和名はら加志波と云木ある。それにや。凡て上代には。飲食の具に多く葉を用ひしことにて。飯を炊くにも。既に葉を敷きもし。覆ひもして炊きつるから。炊葉の意にて。加志波とは云るなり。と云り。○踏石。訓ホミシは。フミイシなり。入雲御抄風土記に。蹶石野在柏原郷之中。同天皇欲伐土蜘蛛之賊。幸於柏峽大野。中有石長六尺廣三尺厚一尺五寸。天皇祈曰。朕將滅此賊。當蹶茲石。譬如柏葉。而即蹶之。勝如三柏葉。因曰踏石野とあり。然るにまた豊前志に。金波郡の下に。柏峽大野を載て云く。今曾根堤の内に。帝踏石と云石の大きは。紀なる合はねど。石も星霜を歴。倍踏石は。此萬葉集に夕備問石ト以而詠る石トの濫觴とも云つし。豊前志云。紀日本武尊の四征の條。石ト横立と云人かえたり。金葉集云。あふことばとふ石神のつれなきに。わかことばのまうことばなるか。丹後守爲忠百首。あふことばとふ石神のゆるかぬは。見かたき想と空にしらる。石廣判歌合云。かく計おもひあかる石神の。あかひにかけている中かな。あふことばとひつれなき石神の。重き心をいかたのまん。塵添道抄云。道祖神の事。サイノ神とて小社に丸き石をおくは。石神歎道祖神也云々。此神に祈て事實否を問ふとき。石につけて輕重を定るか。路行人を護る神也云々。和訓栞云。石とは即石神なり。と。○禱神は。上に祈之曰。とあるそれなり。○志我神。式に筑前國糟屋郡志賀海神社三坐。並大神大

舊事紀に安曇連等齋祠筑紫斯香神とあり。萬葉七。ちはやふる金の御埼を過ぬとも。われは忘れし志かの皇神。此神の御事は。神代紀上に詳に云り。志我の我字、御風云、我字檢、他例、瀨音、唯萬葉集、中有「一」二處讀爲「清音」者、此志加亦當「清音」。○直入物部神。直入中臣神。式に豊後國直入郡一座。建男霜凝日子神社のみありて。此二神を載せず。豊後國志に。直入物部神。今直入郡朽網郷社家村の鶴山にあり。直入中臣神は。今同郷中野村に在り。石神明神と云。とあり。通鑑云、雄略紀及舊事紀、筑紫國物部、倭名抄豐前國企救郡、性氏兼筑紫連、味真治命之後也、また倭名抄豐前、國仲津郡中臣、風土記萬名手往到、仲津郡中臣村、と云るは、此國に物部中臣の縁ある事を注出たるまでなり、重胤云、直入物部神、直入中臣神は、神名式にも見えたまはず、外に所見无きは、甚々可惜き事なり、此時の状を思ふに、志我神は海神には渡らせ玉へとも、武勇き神に御在るを以てなるへく、物部神中臣神は、一は武勇き神に坐し。一は卜事の神に坐か故なり。と云れたり。○高屋宮は。倭名抄大隅國肝屬郡にも薩摩國阿多郡にも鷹屋あり。こゝなるは大隅國の方なりと云り。其は薩摩國人田原篤實か。聖跡圖誌高屋山上陵彦火、出見命の事を云る處に。但し高屋山上陵は、此には非るよし既に神代紀に云へれば、此は大隅國肝屬郡内之浦郷。往古は内裏と書く。寛永の頃迄は高山郷のうちなり。北方村の内にして。今俗に國見嶽。又國見山とも云。この嶽上。嶽上に國見權現の御社あり。陵山は山の間に秀たる嶽なり。れは、高き周知かたし。九町十三間下りて鳥居あり。また陵より辰巳の方に當り。廟正一位高屋大明神の御社あり。一里二十町程隔る又御社より辰巳の方五十間程距りて。天子山と云有り。此處景行天皇高屋の行宮の蹟とそ。彼高屋の社は。天皇行宮を起給ひし時。御建立あそはして。高屋之山上陵を。御遙拜ありし所。往古は天子山まで。御社の境内にてありしよし土人云り。今天子山に神祇あり。土人云、天皇の神酒を醸し

瓶なりといへともいかに。されとも其類。近き世の品にあらず。又近き頃まで二ありしを。一は損して今一のこれり。片石蓋の如く。上にのせあり。建長の頃までは神山と書し由。舊記に見。高屋山より午の方に當り。黒園嶽と云あり。又申酉の方に當り。笹尾嶽と云あり。又母養子山と云あり。又南方村の内に。御腰掛石と云あり。高さ二間程。周り七間程。此は景行天皇日向國に幸給ふ時。御船此所なる河原瀬と云所に着けるに。天皇此石の上に御腰を掛たまひしとそ。又小田社と云有り。同じ村内に。景行天皇高屋山上陵に詣給はむと幸の時。此所に増減なし。されとも近里に不淨穢ある時は。越ち干水と云る。土人云り。又小田社と云有り。景行天皇高屋山にて日暮ければ。御宿差はまし跡とそ。社の中に大樹の楠あり。其下に彌谷大明神の社あり。天皇を祭る。又叶嶽と云あり。峯岡とも云。同じ村の内なり。此所は景行天皇熊襲を討平こそ數覽に叶ひしと。甚く御歡ひ給ひて。御自身叶嶽とあるに依れば。此宮は大隅國なり。されと記傳にも。此高屋宮は大隅薩摩の域にあらず。日向國ときこえたり。と云れたる方に。心ひかるくやうなり。されとさる宮跡ありやなしや。よく國人にたつぬへし。記傳に。今日向國宮崎郡佐土原のあたり近き海邊に。高屋山と云。

十二月癸巳朔丁酉。議討熊襲。於是天皇詔群卿曰。朕聞之。襲國有厚鹿文。進鹿文者。是兩人熊襲之渠帥者也。衆類甚多。是謂熊襲八十梟帥。其鋒不可當焉。少興師則不堪滅賊。多動兵是百姓之害。何不假鋒刃之威。坐平其國。時有二臣。進曰。熊襲梟帥有二女。兄曰市

乾鹿文云賦。弟曰市鹿文。容貌端正。心且雄武。宜示重幣以搗納麾下。因以伺其消息。犯不意之處。則曾不血刃。賊必自敗。天皇詔曰。可也。於是示幣欺其二女。而納幕下。天皇則通市乾鹿文而陽寵。時市乾鹿文奏于天皇曰。無愁熊襲之不服。妾有良謀。即令從一二兵於己。而返家。以多設醇酒。令飲己父。乃醉而寐之。市乾鹿文密斷父弦。爰從兵一人。進殺熊襲梟帥。天皇則惡其不孝之甚。而誅市乾鹿文。仍以弟市鹿文賜於火國造。

丁酉。五日。○豐國。集解に熊字を補ひたれど。なくてよろし。○厚鹿文。名義未詳。或説に。和名抄大隅國始羅郡名鹿屋とあり。文はアヤの略なり。進は厚に對へ云り。重鹿云。鹿文は葦草の事にて。厚と云進と云るは。古住る宅の大小を以て云る名なり。と云り。いかとあらん。○渠帥。訓イサヲは英雄の義なり。神代紀に傑。天武紀に長字をもよめり。○市乾鹿文市鹿文。此も鹿文は上なると同じかるへし。市乾と市との義。すへて詳ならず。○注に乾此云賦。記傳に。鹽盈珠鹽乾珠の訓を論へる處に。乾は景行卷に賦と訓注あれば。比流とは云す。急居を

菟岐子とあると同格にて。比布々流と活用く言なるへし。されど布流と云むは。今は耳遠ければ。姑く尋常の如く比流と訓つ。と云れたれど。此は尋常の二段の活用とはかはりて。ヒフヒルと活用く辭なり。かの急居を菟岐子とあるも此と同格にて。キウキルと活用く辭なり。されはフルウルなど活きし格あることなし。記傳の説は非なり。通證に。保須反賦。なとはとるにたらず。○容貌端正。本に貌を既に誤れり。今は考本信友校本などに依る。集解にも依る。古本改とあり。永享本に容貌とあれど。それも誤なるへし。○搗納。古本搗を偽とあるに依て。集解に改めたり。されど字書に手指麾也と云る義あれば。本のまゝにても通えざるにはあらす。○詔曰。本に曰字なし。集解に補はれたるはよろし。從ふへし。○幕下。訓オホト。仁徳紀に殿屋。舒明紀に側字。みなしかよめり。大所の義なり。上の幕下を。ミモトと訓るにおなし。さて麾下幕下など。尋常の天皇の御上には。まをさぬ稱なれど。こゝは御軍の陣營なるか故に。かくもかけるなり。前漢書に。諸侯罷戲下各就國。注に戲。讀曰。戲。また字書に軍行無常居。曰幕。などにて知へし。○醇酒。カラキサケとよめるはよろし。私記に加太佐介とあるは叶はざるか如し。和名抄。唐韻云。醇日本紀私記云。醇酒加太佐介。厚酒也。とあるを箋注云。按景行紀今本訓加良幾佐介。新撰字鏡醴訓加良支酒。按加太佐計堅酒也。堅猶言厚也。與下訓醴爲加太賀由之加太同也。蓋謂濁酒之厚者。然則不得以此訓清酒之醇也。と云り。さる言なり。○火國造。火國の事は次の十八年の處に云へし。國造は。上にも引る。記に火君。姓氏錄に火。肥直。などあるに同じく。神八井耳命の後なり。國造本紀に。火國造。瑞籬朝。大分

國造同祖。志貴多奈彦命兒。建男組命定賜國造。本に建男江命とあるを。藤田一正の説に。釋日本紀引。肥後風土記云。崇神天皇世有。肥後等祖。建男組。據此則建男之説。江組之説。並以。字形相似。而誤。男與。結讀通。とあるに因。とあり。此に國造とのみありて名は記さねど。按ふに建男組の子か。また孫などにもそありけらし。なほこの國造の事は。上文火國別の下に云り。合せみるへし。氏人は欽明紀に火君。名あり。東大寺正倉院文書。聖武帝時薩摩主帳肥君廣龍あり。

十二年癸未

十二年夏五月。悉平襲國。因以居於高屋宮。已六年也。於是其國有佳人也。曰御刀媛。則召爲妃。生豐國別皇子。是日向國造之始祖也。

悉平襲國。こゝをも集解には。熊字を補ひたり。永享本には熊字あり。國造本紀に。大隅國造。纏向日代朝御世。治平。隼人同祖初小云々。延住按。初小隼也。國造大隅贈於那乎。といへれど。また薩摩國造。纏向日代朝。伐薩摩隼人。鎮之云々。何れも此時の事なるへし。隼人は今の大隅薩摩二國の人にて。其國人は絶れて慄悍。か故に。中頃に所謂。はやりをなと云る如く。かゝる名を得しなり。それらをもみな今は平け玉ひしなり。○已六年。永享本には。已經六年とあり。さて天皇筑紫の行幸は。昨十二年の事なるに。今年已

に六年とあるはたかへり。六年とあるかまことならは。行幸は八年のことなるへし。○御刀媛。記に日向之美波迦斯毘賣。記傳云。御刀をしも御名に負しは。何なる由にかありけむ。若しくは萬葉に。蘇太刀身に副妹など。多くよむる如く。深く愛を給ひて。大御身を離たぬ意以て。眞せ玉へるにもやありけん。とあり。○豐國別皇子。豐國は地名なり。次に云。○日向國造。日向國の事次に云。國造本紀に。日向國造。輕島豐明朝御世。豐國別皇子三世孫老男定賜國造。さて此皇子。此御世に別となりて。此國に下り玉ひしか。三世孫老男に至りて。應神天皇朝に。國造とは爲られしなり。此事の例。上栗田寛云。此王の御母。日向人なるに由りて。其王を其地名。大隅國桑原郡豐國郷あり。古日向國の内なり。もて。豐國別王と名けて。其國に下し玉へりを見ゆ。と云れたるはさる言なり。さて舊事紀に。豐國別命。吉備別祖といひて。また豐國別命。日向諸縣君祖。と云るはいかゞ。次十八年の處に。諸縣君景鏡と云人見えたるは。もとよりの土人に見えたり。もし諸縣君祖と云か。まことの傳ならは。此皇子。日向別として諸縣郡あたりに。住玉へりけんを。諸縣君とも申しとなどより。一に混ひたりしにもありけん。

十七年春三月戊戌朔己酉。幸子湯縣。遊于丹裳小野。時東望之。謂左右曰。是國也直向於日出方。故號其國曰日向也。

十七年丁亥

己酉は。十二日。○子湯縣。倭名抄日向國兒湯郡古由とあり。此國の國府なり。○丹裳小野。未詳。○是國と云るは。日向一國の全體に就て云にあらす。此子湯縣の近傍をさして詔ふなり。○直向。舊

訓はいかゞなり。タ、ムケリと訓へし。タ、ムカフと云辭。古歌に多し。○其國曰日向。日向下假名本國字あり日向國風土記。此國地形直向扶桑。宜號日向云々。又天書此件にも。帝遠望東謂近臣曰。此國直向於扶桑。名之謂日向國也。とあり。按るに日向と云名は。既く神代に。伊弉諾尊の御職の段に見え。皇孫命御天降の段には。猿田彦大神と。天鈿女命の御問答の語にも見えて。いと舊きを。此御世に至りて。始て名の起本を云るは甚うたかはし。此は決く風土記の説の混ひて。此に出しものなりとすへし。其は次十八年の處に見えたる。火國の名の本を云て。茲知非人火。故名其國曰火國。とあるなども。肥後國風土記に。崇神天皇御世に。天皇の詔に。火從空下燒山亦惟。火下之國可名火國。とありて。さて景行天皇の御世に。此時の火の事を記して。天皇の詔に。燎之火非俗火也。火國之由知所。以然。とありて。既く火國の名は。崇神天皇の御世に始りしなるを混へて。此御世の事と爲るなど。すへてかゝる地名の起本などには。異説いと多ければ。なそらへて此をも知へきなり。なほ此事は。神代紀にも云おけるを合せみるへし。

是日陟野中大石。憶京都而歌之曰。波辭枳豫辭。和藝幣能伽多由。區毛位多知區暮。夜摩苔波。區珥能摩保邏摩。多多儺豆久。阿烏伽枳夜。摩許恭例屢。夜摩苔之于漏破試。異能知能。摩曾祁務比苔破。多多彌許。

也。莽幣遇利能夜摩能。志邏伽之餓延塢。于受珥左勢許能固。是謂思邦歌也。

陟。本に涉に誤れり。熱田本類史に據る。○憶京都。十三年の下に。已六年とあるによらは。今年まで十年を経玉へり。止事なき大御身に坐々をから。さる邊。睡に。數年を経玉へる大御心より。住馴玉ひし京都の方を。憶し出給へる。實に宜なる御事なりかし。○歌之曰。此大御歌を。記には倭建命のとして。到能煩野之時。思國以歌曰。夜麻登波。久爾能麻本呂婆云々。又歌曰。伊能知能。麻多祁牟比登波云々。此歌者思國也。又歌曰。波斯祁夜斯。和岐幣能迦多用云々。此者片歌也。と三首とせるか上に。辭も聊のたかひあり。何れも古傳なれど。其優劣なきにしもあらぬを。其はとりすへて御歌の下にいふへし。○波辭枳豫辭は。愛よしにて。豫斯は助辭なり。記には波斯祁夜斯とあり。枳と祁とはた羅斯新通音の例も。萬葉に此彼あり。 同し事也。此事萬葉考別記に委し。凡て美賞ことを波斯と云。宇流波斯。心愛 宇良久波斯。心愛 久須波斯。奇愛 等のも皆同し。さて此は次の和藝幣を慕はして。まつ詔へる御詞也。○和藝幣能伽多由。記には由を用とせり。同し事なり。記傳云。吾家之方自なり。和賀伊幣を約めて。和岐幣と云るは。高津宮段太后御歌にも。和賀美賀本斯久邇波。迦豆良紀多迦美夜。和藝幣能阿多理。

と見え。萬葉にはいと多くして。古への常なり。五卷には。和何。帯ともあり。然るを。中昔よりこなた。其を多く故郷と云へり。古萬葉の旅の歌。などにも。他國にて本郷のことを。故郷とよめるは一も見えす。家又吾家と多く云り。いへり萬葉の歌なども然なり。動く意あるおなり。直に雲の居るにあらず。地置を。奈草と云なども同じ。〇區毛位多知區暮。記傳云。雲起來もなり。久毛草とは。常には雲の居る處を云へとも。古は又直に雲を云ることも多し。萬葉三に雲居多奈引。七に卷目之由槻我高仁。雲居立良志。などあるも皆然なり。契沖か。雲の居たるか。立來るなり。と云るはいかち。〇武郡按に。雲居のかは。動く意あるおなり。直に雲の居るにあらず。地置を。奈草と云なども同じ。〇記に。此三句を一首として。此者片歌也とあり。記傳云。此御歌は。國思賜ひて。倭の方を望り賜へるに。其方の天に。雲の立來るを視給ひて。愛く思ふ吾家の方より。雲の立來よとよみ給へるなり。物の悲哀の時には。何となく見ゆる物。聞ゆる。〇夜摩若波。倭はなり。彼雲居立來るを視そなはして。それに御心誘はれ出て。其倭は云々と。次の句共の事は。思ほし出てのたまふなり。〇區珥能摩保遷摩。國眞區まなり。記には。久爾能麻本呂婆とあり。同じ事なり。信友云。麻は眞なり。記の本呂は書紀に保遷とある。呂羅相通はしいふ。例の同言にて。物につままれたる内の廣きを云ふ。巖穴土穴などの。内の廣きを洞と云ふと。義は同じ。婆は摩と互に親しく通ふ音にて。いつれも助辭也。意は。大宮所の夜麻登は。山の周廻れる内の眞保羅にて。善美しき國なり。とのたまへるなり。神武紀に。觀三夫畝傍山東南檜原地者。蓋國之塊區乎。可治之。是月即命三有司。經三始帝宅。と記されたるも此處なり。塊區は。文選西都賦に。防禦之阻。則天地之塊區。注に塊區。深險之處也。とみえ。また玉篇に。塊。四方土

可居也。險巖也。など注へる如き義に據りたる文なるへし。塊區の舊訓。モナカとよみたれと。古意古言によりて。マホラとよむへし。しかれはこの御歌の。國の麻保羅。麻本呂。いつれにても。山の周廻れる内國の義と通えたり。これをもおもひ合すへし。〇多々儻豆久。守部云。疊附にて。彼四面に重り立る山等の。形容を以て。連け玉ふなり。と云り。帚木に。山のけしきこふかく。世はなれてたぐみなし。〇阿烏伽夜摩許芥例屢は。青垣山隱有なり。記傳云。萬葉一に疊付青垣山。付字を本て。タ、ナハルと訓れど。たなる云に。有字は添ふべき例に非ず。有字あり。ては。タ、ナハルと訓べき例なり。故此は。師付の誤と云れたるうよろしき。十二に田立名付青垣山。六に立名附青垣山。などあり。書紀神武卷に。抑又聞三於鹽土老翁。曰。東有ニ美地。青山。四。周。とある即倭國を云るにて。此意なり。と云り。さて記傳に。阿衰伽夜摩を句にて。許芥例屢と訓れたるはよろしからず。十言一句とすへし〇夜摩若之于漏破試。倭し愛しにて。之は助辭也。守部云。京を愛しみなつかしみ所念てなれば。初句の波辭積豫辭を。此に對へてみるへし。即于漏波試も裏愛にて。うら悲し。うら怜し。なとのうらなるを。連に引れて。うるを將いはるゝなり。と云り。八言一句とすへし〇異能知能。命之なり。〇摩曾那務比若波。將眞幸一人者也。記に。麻多那牟比登波とあり。將全人者にて。意は同じ。〇多々彌許芥。記傳云。疊菰にて。次の幣に係れる枕詞なり。然連くる由は。疊みたる菰重と云るなり。重は。二重三重八重などの重なり。疊とは重ねることにて。菰を疊ねて幾重もある意に重と云り。又疊をは。既に疊と云物にしたる名として。疊の菰とも見へし。菰などを。疊み重ねて造れる物を。疊と云なり。其も幣とつく意は上に同じ。萬葉十

六。薦疊コモカヘヘケリ平群ヘケリとあるも。同意のつゞけなり。又八重疊平群之山ともあり。又十一に疊カヘヘケリ薦隔ヘケリ編數アムカズ。十
 二に疊カヘヘケリ薦重ヘケリ編數アムカズなどあるも。幾重も重ねて重をなす意にて同じ。○幣遇利能夜摩能。平群之山之に
 て。大和國平群郡なる山なり。大和志に平群谷上方とあり。○志邇加之餓延塙。白檮之枝をなり。記
 には久麻加志賀波袁とあり。隱白檮之葉をなり。記朝倉宮朝大御歌にも。多々美許母幣具理能夜
 麻能。許知基知能。夜麻能賀比爾。多知邪加由流。波毘呂久麻加斯。とあれは。當時檜に名ある山なりけ
 ん。和名抄檜和名加志とみゆ。古書に檮檜等の字を書て。白赤の二種あり。○于受珥左勢許能固八言
 は。髻華ウヅに挿せ此子なり。記傳云。髻華は。推古卷に。十一年十二月。始行冠位云々。并十二階。並
 以當色純縫之頂撮總如トリスベテ。畫カキ而着ク綠焉。唯元日著ウツ髻華。髻華此云子孺。また十六年八月。召
 唐客於朝廷云々。是時皇子諸王諸臣。悉以金髻華著頭。また十九年五月五日。藥獵於兔田野。是日
 諸臣服色皆隨冠色。各著髻華。則大德小德並用金。大仁小仁用豹尾。大禮以下用鳥尾。孝德卷
 に。大化三年。是歲制七色一十三階之冠云々。小錦冠以上之銅。雜金銀爲之。大小青冠之銅。以銀
 爲之。大小黑冠之銅。以銅爲之。建武之冠無銅也。釋に。宇須者珠之玉冠歟。兼方按之。髻華者銅也。今世挿頭花
 に金華也。萬葉十三に。神主部之雲聚山蔭。山蔭は日影蔭にて。十九に。島山爾安可流。橘。宇受爾指
 するせり。萬葉十三に。神主部之雲聚山蔭。山蔭は日影蔭にて。十九に。島山爾安可流。橘。宇受爾指
 など見えて。本草の枝を頭に挿すを云。宇受にさすと云は。別に宇受と云物あり
 て。其に挿には非ず。挿物即宇受なる。後世に挿頭と云物。即古の髻
 華なり。然るに右の推古紀孝德紀に見えたる。冠位の級に隨て。金銀及物の尾などを以て。造りて挿

るは。上代の爲には非ず。其は推古天皇の御時に始。て制られたるにやあらむ。萬葉の歌によめるぞ。古のさまなる。とあり。許能
 固は此子なり。記に曾能古とあるは。其子にて。上に命の全けむ人はとある。其人を指て詔へるな
 り。凡て古は。男女共に人を子と云ること多し。いさ子等なといへるか如し。○此御歌の凡ての意は。
 彼倭國は。青垣山四周りて。愛くなつかしき帝都の地なるを。其宮城にも得かへらす。朕は齡を終る
 も計りかたし。命の眞幸くて在む人等は。倭國に還りて。彼名に高き平群山の。白檮の葉を折挿して。
 歡樂しく遊へと詔へるなり。記傳に。白檮の木は。常によく髻華に
 用る木なるかゆふなり。と云ひ。これを記に。倭建命の御歌とせる。其方にて
 解は。記傳に。御病漸々に重り坐まゝに。いよゝ倭戀しく所念看て。よみ賜へるにて。命の全くて在
 む人等は云々。吾は倭にも得還らす。此處にして。今死なむとするが悲哀きこと。讀玉へるなり。
 とあり。さて又云。日向國にして。天皇の歌はせる大御歌とし。又續きて一首なるは。此記と甚く異な
 る傳なり。今何方を正しけむとも云かたし。されと強て云は。先天皇と倭建命とのけちめを申さは。
 伊能知能云々は。倭建命のよみ玉へるにて。よく當れり。御病重きによりて。よみ賜へるさまと聞ゆ
 れはなり。天皇の御歌としては。たゞ何となく。京を思ひ賜ふには。似つかはしからざる御詞なり。
 さて夜麻登波云々は。何れの御歌としても宜し。波斯邪夜斯云々は。何れの御歌にても宜きを。其次
 第は。書紀に首にある方まさりて聞ゆ。そは京の方の天の雲を見放給ひて。其方を思はして。夜麻登
 波云々と。詠はせるつゞき宜しければなり。次に三首とせると。一首とせるとは。劣優りなく。聞ゆ

るなり。と云へり。守部云。此御歌。記に三首と傳へたるは。其ゆゑあるへし。其は後述皇子。此御歌をうたはす時。御病の苦しきまうたひならはしけるから。遂に三首と心得たる人もありしにこそ。紀には一首と傳たるは。本より一首の歌なればなり。と云り。○思邦歌。記には。思國以歌曰。夜麻登波云々。又歌曰。伊能知能云々。二首を。此歌者思國歌也とし。又歌曰。波斯那夜斯云々。此者片歌也。とあり。かく前後して名目を附たるは。謬なれど。此も古への傳なり。記傳云。思國歌。片歌など云類の目は。其歌を古より然名け來たるなりと。師の云れたる如し。かくて樂府にては。諸の歌に皆かく様の目ありて。其部を分たるものなり。此事上卷夷振の下に云り。考合すへし。さて片歌と名けたる由は。三句にして。なへての五句六句の歌の半にして。片なるか如くなればなり。抑かく名けたるは。やゝ後の事なるへけれど。上代よりして。此體カタマの三五七七をば。半なる物にしたりとおほしめて。白檮原朝の御代よりして。この體なるは。何れも物を問ひかけたる。答へたるなとにして。記紀なるかきり。末まで皆然なり。故一首離れたるか。三句なるは。いとく稀なるに因て。殊に片歌とは名けたるなるへし。さて記中に。此の外に高津宮段建内宿禰の歌。那賀美古夜。都毘邏斯良牟登。加理波古牟良斯。とあるをも。本歌歌之片歌也と記せり。これらの外に。唯一首離れたるか。三句なる歌は。此次なる波麻部知登理云々の歌のみ見ゆ。此も四首並ひたる中の。一にてはあれば。かの齊明紀の大御歌の類とすへし。此らも目を擧げば。片歌と云へき。さて上件三首の歌。書紀には一首として名けたる。とあり。したる傳によらば。此三句を片歌と云は。後に別に抜出。一首として名けたる。

日本書紀通釋卷之三十一

飯田武郷謹撰

景行天皇十八年戊子

十八年春三月。天皇將向京。以巡狩筑紫國。始到夷守。是時於石瀬河邊。人衆聚集。於是天皇遙望之。詔左右曰。其集者何人也。若賊乎。乃遣兄夷守弟夷守二人。令覩。乃弟夷守還來而諮之曰。諸縣君泉媛。依獻大御食而其族會之。

十八年春三月。類史及契沖本本孝本には。此六字なくて。上の十七年の下に續けたり。さて次の夏四月の上。十八年の三字あり。されど宜しきもおもはれず。○將向京。高屋宮に。此年迄七年ましましけるか。今年倭京に歸り賜はむとし玉ふなり。○巡狩筑紫國。此も九國の總名に云るなり。○到夷守。延喜兵部式に。筑前國驛馬夷守十五疋とあり。又萬葉四に。天平二年帥大伴卿云々。稻公等以病既療上京云々。卿男家持等。相送驛使。共到夷守。驛家聊飲悲別。などある。此は何れも大宰府より。京への往來の路なり。今は日向國より。肥後國熊縣に至り坐る道路なれば。それにはあらず。こ

とに薩摩國人云。夷守といふ地は。今日向國諸縣郡霧島山峰より。子の九分に當りて。夷守嶽といふあり。夷守權現社あり。今郡守と書く。神體六柱。男神三體女神三體なり。故郡守六所大權現と。上極板に記したり。社地は。夷守嶽のやかて麓にて。嶽よりは寅の方にあたれり。さて同郡小林郷の内。細野村又野共鷹導山抱光院承和寺は。慈覺大師の開基也右夷守權現社より。東の方に六七町はかりにて。往昔景行天皇行在の地と云。又御腰掛石と云もあり。本堂を南殿と云ひ。表門を宮門と云と云り。今大朝國宗原郡國分郷の新城を。いにしへ熊襲か居城なりしといふは。よしある事也。即てはさなく。旁ゆかりあるに。白鳥山權現宮とて祭り奉るは。まさしく倭國にましますへきを。これを。さ其ゆかりより。ここにまつり奉れるものならん。景行天皇の夷守にも。せさせたまひし。又故あるべし。とある此地なり。されはかの筑前國なるとは。もとより別なり。さて夷守といふ名義は。重胤云。神名式に美濃國厚見郡比奈守神社。和名抄越後國頸城郡夷守郷ある。これにつきて。魏志に倭國官曰ニ多摸。曰ニ卑奴母離。とあるを。白石遺文に。多摸は伴造なり。卑奴母離は即夷守也。と云りしやうに思ゆ。若くは。國造は僻遠に在て。國臣として守衛する由を以て。夷守とも云し事は非るや考ふへし。と云り。夷守と云地名諸國にあるは。けにもさる職名の古昔ありしなるへし。此魏志の文。北史にも出て。既引て云ることあり。考合へし。○石瀬河。式上文に次て。石瀬五正屬遠賀郡とあれと。此又それにはあらず。かの薩摩國人説に。岩瀬川は。小林郷の北の極みなる。球磨堺の白毛峯と云山の水の落來れるに。郷の東つちを南さまに流れて。末は東に折て。石瀬川に落入。餓肥領赤江の海にかけ出つといへり。其間凡二十餘里なるに。大かに岩瀬多き中に。温水村野尻海道渡しの邊より。末十餘町はかりかほとは。殊にめさましき岩瀬なれば。けに

も川の名に負せたらんかし。岩瀬といふ所のよし也。さてまた。小林郷東方村の石瀬川の川中に。奇き石あり。女男の腰所の形にて並ひたり。隨守の岳に近きところなり。と云り。此そ此なる石瀬河なりける。○兄夷守弟夷守は。夷守に住る土人の兄弟なり。○語。永亨本語に作る。本のまゝにてよろし。○諸縣君泉媛。倭名抄日向國諸縣郡牟良加多是なり。記傳云。何れの古書にもみな諸縣と書たるを思へば。本は毛呂賀多なりけんを。牟良とはやと後に訛れるも知かたけれと。姑和名抄に依て訓り。賀多は阿賀多なれば必濁るへし。と云れたり。扱諸縣君未詳。舊事紀に豐國別命日向諸縣君祖。と云るはあれと。此泉媛は。必土人の族なるへきこと既に云り。さて名義は。記の應神天皇の妃に日向之泉長媛あり。記傳に。泉は和名抄に薩摩國出水伊豆郡これなるへし。古に大隅薩摩までかけて。日向と云り。此も同じ。應神紀に諸縣君牛諸井。女髮長媛。一云。日向諸縣君牛云々。記。なとみえたり。○其族會之。泉媛大御食献らんとして。族ともを會へたるは。思ふに當時泉媛の高屋宮に召されて。大御許になつさひ奉仕しか。今はと京へ歸り玉ふには。再び御幸ますへきにあらねは。うつゝの御別を悲しみ奉るあまりに。かく族ともを會へて。面立しき大御食をは奉りしものとみえたり。さて此大御食奉りし處は。今詳ならねと。かの薩摩國人説に。上に云る小林郷細野村承和寺の庭後。山のはらに。景行天皇御腰掛石と云物ありて。今にしめ繩など引延たり。又此寺より西の方一町はかりの田地の字に。假屋と唱ふる地。即右の天皇の行宮の跡なるよしをいひ傳へたり。今は其假屋の地を二に分て。内假屋外假屋といへり。と云へり。此や今大御食奉る料に。仕奉りし御假屋のあとならんかし。いつれにも。もてはなれたる場所にはあらざるへし。

夏四月壬戌朔甲子。到熊縣。其處有熊津彦者兄弟二人。天皇先使徵兄熊。則從使詣之。因徵弟熊而不來。故遣兵誅之。壬申。自海路泊於葦北小島而進食。時召山部阿弭古之祖小左。令進冷水。適是時島中無水。不知所爲。則仰之祈于天神地祇。忽寒泉從崖傍涌出。乃酌以獻焉。故號其島曰水島也。其泉猶今在水島崖也。

甲子。三日也。○熊縣。和名抄肥後國球麻郡久萬是なり。さて今日向の方より。越幸坐る地理は詳ならねど。かの諸縣郡小林郷夷守より。加久藤大畑などを經て。今の入吉に出て。さて葦北郡に到り坐るなり。○壬申。十一日也。○自海路云々は。葦北郡の海邊より。御船にて小島に泊玉へるなり。和名抄肥後國葦北郡阿之木多是なり。さて小島は水島也。次にみゆ。○山部阿弭古。山部は記應神段に。定賜海部山部山守部伊勢部也。とあり。記傳に。山部は顯宗卷に。噴讓於上道臣等。而奪其所領山部。と見え。山部連と云姓もあり。山守部は山を守るを職とする一種の部の民なり。書紀に同御世五年。定海人及山守部とあり。顯宗卷に云々。小楯謝曰。山官宿所願。乃拜山官。改賜山部連氏。以吉備臣爲副。以山守部爲民。また狹々城山君韓宿宿禰云々。充陵戸兼守山。削除藉帳。隸

山部連など見ゆ。これらの趣を思ふに。山部と山守部と。二はあらず。同物を聞ゆるに。此に別に擧たるはいかにそや。書紀に山部は無きそ正しかるべき。と云り。なほ顯宗紀に云へし阿弭古は。これも記開化段に依網之阿弭古。景行段に木國酒部阿弭古。姓氏錄に輕我孫などあり。記傳に。阿弭古はまつは尸なれども。姓氏錄に。たゞ我孫。攝津國神別又同國雜姓なり我孫公。和泉國雜姓なり。今和泉國和泉郡に我孫子と云處あり。又續後紀五に。河内國人我孫公諸成。同姓阿比古道成と云人見えたなど云もあれは。尋常の尸とはいさゝか異なるか如し。さて稱意は吾彦と云ことにやあらむ。吾彦は親みて云。彦は美といふなりさて此山部阿弭古。何れの胤といふこと詳かならず。なほよく考へし。○小左。名義詳らかならず。○冷水。水を毛比と云ること既に云り。神代紀○祈于天神地祇。古へはかゝる時には。總て真心を以て神に祈白しき。かれ其精神の感けしむる處。忽ち其しるし現れき。さて此時小左か功も。また類ひなきものから。我天皇の大御徳に。天神地祇等もうつなひまつれる狀。まことに尊むへし。かの萬葉の歌等に。天地も因て奉る。また神も大御食に仕奉るなどよめる。虚言にあらぬほど思へし。○水島。萬葉釋に引ける肥後風土記に。球磨縣乾七里。海中有島。稍可七十里。名曰水島。島出寒水。逐潮高下。とあり。和名抄に。肥後國菊池郡水島とあれど。これは別所なり。今も水島村あり。通證に。此處の證に引れたるは謬なり。萬葉三に。長田王被遣筑紫。渡水島之時歌二首。如聞真貴久。奇母神佐備居賀。許禮能水島。葦北乃野坂乃浦從。船出爲而。水島爾將去。浪立莫動。などあり。中島廣足云。水島古書には葦北郡とあれど。今葦北八代郡境の海中にありて。八代につけての海路五里ばかりあれば。かの舟出してとよみ玉へるにも叶ふへし。或書云。水島は八代の眞南少し西にあたりて。今の八代の城よりは。一

里半もあるへく。此島廻り五六間もあるへし。大方は岩石にて。高き所は五丈程もあるへし。此島一體に水涌て。其水潔く。更に鹽氣などなし。水のわく所は。島のめぐりの岩の外さまなる。浪打涯の砂地よりわくに。四方八方其水の出さる所なしといふ。されは水島の名あるへきなり。木も松の二三本あるのみ。外には木もなし。又今は八代の新田ふえて。歩行わたりも出来るよし。新田と水島と五十間ばかりはなれたれど。随分歩行わたり出来るなり。右の島の亥の方にや當らん。凡一里餘をへたて。白島と云島あり。これは島のかきりみな白石なり。又この島にも。水のわく所多けれ。水島ばかりはなしと云り。廻りは凡半里ばかりの島にて。これは水島よりも餘程たかく。松などこも生たりと云。とあり。

五月壬辰朔。從葦北發船到火國。於是日沒也。夜冥不知著岸。遙視火光。天皇詔挾抄者曰。直指火處。因指火往之。即得著岸。天皇問其火之光處。曰。何謂邑也。國人對曰。是八代縣豐村。亦尋其火。是誰人之火也。然不得主。茲知非人火。故名其國曰火國。

從葦北。これ今の葦北郡の地なり。肥前風土記には。從葦北。火流浦。發船幸於火國。度海之間。日沒云々。とあり。火流浦未詳。今海邊に日奈久と云所あり。それか。○火國。此は一國の名にはあら。倭名抄八代郡肥伊。また風土記に。八代郡火邑とある地なり。後に一國の大名になれるも。もとはこの火國より出たること上に云り。かくて

此地。いまは詳かならず。中島廣足か不知火考に。八代郡に氷川といへる川あり。火打石の名産也。是火川にて。火邑も其川のあたりでありしにやあらん。和名抄肥後國肥伊郷あり。是則火郷にて。此中に火邑はありけんとおほしきなり。又同郡に本野村といへるあり。火村をホノムラと唱へしより。つひに訛れるにや。といへり。なほよく尋ねし。○挾抄者。抄本に抄とあり。されどこれは木抄なれば。必木に从ふへし。今仲哀紀持統紀訓同じ。和名抄に。楫使舟捷疾也。和名加運。また在旁撥水曰櫂。字亦作棹。漢語抄云加伊。また楫棹竿也。刺船竹也。和名佐乎。また能正船木也。楊氏漢語抄云。桡船尾也。或作桡。和名云多伊之。とあり。肥傳云。桡は今世に云桡なり。楫は今云櫂又加伊の類なり。と云り。さて挾抄者は。通證に。今按抄元正紀所謂抄士即是。字彙船尾曰桡。今人謂篙師爲桡子。或作桡。元史梢工。剪燈新話梢人。蓋梢抄通。故曰挾抄者。舊事紀梶亦訓加運。類篇梶木杪也義相通。類聚國史作挾桡者。桡桡俗字。一本作挾梶者。梶楫異體。とあり。永享本考本にも梶とあり。類史に杪を桡に作れるは。上に引る倭名抄に依るに。多伊之にて。正船木也とあり。今世の梶にて。古の加運には允當らむ。字を當たる人の誤なり。○火之光處。本に之字なし。仙覺抄。詞林采葉に引るにあり。補ふへし。類史帝王部。光字なし。○八代縣豐村。倭名抄肥後國八代郡夜豆志呂。豐村いまはさたかならず。信友云。今按るに。和名抄に八代郡豐福郷みえ。兵部式に豐向驛とあるも。其處なるへきに。國圖を見るに。八代の部内の海邊に。豐福と云かみえたるは。これならんか。と云り。日本靈異記に。同郡豐原。今はブイハ。あり。是昔の豐村にもあらんか。又郷豐原廣公と云人みゆ。又不知火考に。八代郡に豐原今はブイハ。ラととなふ。あり。是昔の豐村にもあらんか。又

下益城郡の海ちかき處に。豊福村といへるもあり。これまたよしありておほゆ。といへり。此豊福は八代とは異處なりや。 ○名其國曰火國。信友云。肥前肥後の本名火國といへる由縁は。肥後風土記に。肥後國者本與肥前國合爲一國。昔崇神天皇之世。益城郡朝來名峯有土蜘蛛。名曰打獲頸獲。二人率徒衆百八十餘人。蔭於岸頂。常逆皇命。不肯降服。天皇勅肥君等祖健緒組。遣誅彼賊衆。健緒組奉勅到來。皆悉誅夷。使巡國裏。兼察消息。乃到八代郡白髮山。日晚止宿。其夜虛空有火。自然而燎。稍々降下著燒。此山。健緒組見之。大懷驚恠。行事既畢。參上朝庭。陳行狀。奏言云々。天皇下詔曰。剪拂賊徒。頗無西眷。海上之動誰人比之。又火從空下燒山亦恠。火下之國可名火國。と見え。また肥前風土記にも此事を記して。肥前國者本與肥後國合爲一國。昔者磯城瑞籬宮御宇云々。因火火は之字の誤なるべし。 曰火國。後分兩國。而爲前後。ともみえたるにて明なり。然るに紀景行天皇十八年五月の下に。故名其國曰火國。と見えて。此時に國名を定玉へる由に記されたるは。謬傳に依られたるなり。さるは此故事も。上に擧たる肥後風土記の文に連ねて。又景行天皇誅球磨贈噉。兼巡狩諸國云々。幸於火國。渡海之間日沒。夜暗不知所著。忽有火光。遙視行前。天皇勅棹人曰。行前火見。直指而往。隨勅往之。果得著崖。即勅曰。火燎之處。此號何界。所燎之火。亦爲何火。土人奏言。此是火國八代郡火邑。但未審火由。于時詔群臣曰。燎之火非俗火也。火國之由。知所以然。と記し。肥前風土記にも。また上文に連ねて。又纏向日代宮御宇云々。今此燎火非是人火。所以號火國。知其爾由。とみえて。始て國名

を定玉へるにはあらず。知所以然。また知其爾由。と書る文に意を付へし。 其は前に崇神天皇の。火國を號玉へる事をは知食つれと。その事の由をは。いまたよくもたつね玉はて。そのかみ火國を號玉ひしは。如此る神火の事の由によりて號け玉ひつらんと。をりにあひて。ふとなほさりに詔ひたりしなるへし。さるを書紀に。故名其國曰火國。と記されたるは。そのかみ。その御をほさり言にすかりて。まかひたる謬説のありけるを。正しあへずして。其説によられたるものなるへきこと。上に擧て論らひたること。崇神天皇の御世に。國名を定玉たると。景行天皇の火光を見そをはして。云々と詔へると。兩度の差別。兩國の風土記の傳。相共に合ひていと明らかなり。然るに又肥後の海に。不知火といふものゝ光るを。かの景行天皇の幸の時の火光これなり。といへる説のきこゆるは。ころろえかたし。さるはまづ此不知火の事は。記傳にも見えたる如く。澳の方に見ゆる光にて。澳より陸に就て見ゆるものにあらされは。書紀また兩國の風土記に見えたる。景行天皇の御船中にて。みそをはし玉へる趣の。火光にはさらに合はず。しかれは不知火は。たゞ海面の光物にて。別事なるを。よくも考へずして。かの景行天皇の火光により玉へる故事に。おもひあはせたるをほさり説なりけり。さて其景行天皇の故事の趣に。なほ思ひ合せ奉らるゝ事は。日本後紀に。延暦十八年五月丙辰。前遣渤海使外從五位下內藏宿禰加茂麻呂等言。歸鄉之日。海中夜闇不識所著。于時遠有火光。尋逐其光。忽到島濱。訪之是隱岐國智夫郡。其處無人。或比奈麻治比賣神常有靈驗。商賈之輩漂海中。如揚火光。頼之得全者。不可勝數。神之祐助。

良可三嘉報。伏望奉レ預三幣例。許之。とあり。神名帳に。知夫郡比奈麻治比賣神社みゆ。三代實錄にも見えたり。或諸國の事記せる書に。此社今も知夫郡島前にありて。恒には火燒權現と稱す。船人暗夜に暴風を避はして。行方さまとへる時。此神に祈れば。忽ち海路にてさる趣なることありしこと。むかしよりきこえ來り。いまの世にも。さることありし由。船人のまのあたりかたれるをも。また人傳にもこれかれと。正しくきける事なり。きく知てある人なほ多かるへし。さて又因に云。肥前肥後もと一國なりしよし。風土記に相共に記して。肥前なるは。健緒組の古事をいへる文に連ねて。後分ニ兩國ニ爲ニ前後一といへり。肥後なるも然ありけんを。今本書世に傳はらされは知られず。かくてその二國に分たれし事は。他書ともには見えす。さてその前後の國號の。古く書にみえたるは。神功紀に火前國松浦縣。推古紀に肥後國葦北津。と記されたり。但し此は後の號を。古にめぐらして云る傳へによりて。書されたるも知らぬとも。日本紀撰記されたる養老の頃より。はやく前後に分たれし事は著し。かくて此火國のことは。記傳に。大八島成出章に。筑紫島を有ニ面四一と云て。肥國を其一に取れり。然るに國圖を考るに。肥前と肥後とは。海の隔りて地接かず。正しく二に分たれば。面一には取かたき國形なり。故考るに。書紀又風土記などの火國の故事は。地名に依るに。皆肥後の國の地なり。然れば肥國と云しは。初はたゞ肥後方のみにて。肥前の地は。本は竺紫の國の内なりしか。やゝ後に肥國に屬しにやあらん。と注はれたるはさることなり。かくて猶考るに。上代に火國といへるは。今の肥後の方なるへきよし云れたるは。まことにさることにて。動きなくきこゆるに。其肥後と離れたる域を。肥前と

いふよしのおほつかなく。さるに合せては。聊かたゞよはしくおもはるゝに付て。國圖を考るに。肥後は東の國岬より。島傳ひに天草といふ大島を界。肥前はその天草の北面より。二三里ばかりに海を隔てゝ。島原といふ域より。北東さまに。肥後の西面より。筑後の西面かけて。流海をへたてゝ曲り對ひて。筑後の西方に隣れり。上代には。今の肥後の方さまを火國といひ。後に今の肥前の方かけて。火國に屬されたりしを。又後に今の如く。前後に分たれたるものなるへし。平陸よりいへば。肥後の北の方。肥前なれば。肥前肥後もと合せて。一國なりつるよしいへる。風土記の説ころえかたき。筑後に隣りて。の筑後を隔てゝ。こゆれと。かく肥後の東の國岬より傾れば。一國とせられたりし事。さらには疑はしからず。風土記にみえたる火國の故事の地。のみを肥後のかたにのみあるは。其國の名にも號けられたる故事の本土なれば也。肥前の風土記に。其國內ならぬ肥後の故事を記せるは。本土の國號の緣由を顯さむために記せるなり。かくては記傳にいはれたる。鈴屋大人の考。まことによく當れりといふへし。以上信友説と云れたるはさる説なれと。なほ按に。信友の云れたる如く。平陸よりいへば。海を隔てゝ現に二國の如くなれば。一國なりとは云かたきさまなれと。其中間なる海をも加へて。一國としたりんには。前後本より一國と見んに。疑はしからず。殊に久遠なる神代の頃には。今とは地勢の甚くかはれりしも知へからず。他の海を隔てゝ國を立し例に。強てなつむへきにあらず。上代の事なれば。なほ本のまゝに見てあるへきなり。この事は。重胤も既に云置たる説ありしとおほえたれと。今其文を見出す。よりてかくおのか説として。始く識しおくものなり。

六月辛酉朔癸亥。自高來縣渡玉杵名邑。時殺其處之土蜘蛛津類焉。丙子到阿蘇國也。其國郊原曠遠。不見人居。天皇曰。是國有人乎。時有二神。曰阿蘇都彥阿蘇都媛。忽化人以遊詣之曰。吾二人在。何無人耶。故號其國曰阿蘇。

癸亥。三日なり。○高來縣。倭名抄肥前國高來郡多加久とあり。肥前風土記に。高來郡。昔者纏向日代宮御宇天皇。在肥後國玉名郡長渚濱之行宮。覽此郡山。曰。彼山之形似於別島。屬陸之山歟。別在之島歟。朕欲知之。仍勅神大野宿禰。遣看之。往到此郡。爰有人迎來曰。僕者此山神。名高來津座。聞天皇使之來。奉迎而已。因曰。高來郡とあり。さて肥後八代縣より。肥前國に渡り玉へる事を。この上に記洩したり。○玉杵名邑。倭名抄肥後國玉名郡多萬伊奈とあり。此より前に。肥前國高來郡に渡り坐るか。又本の肥後國に飯り渡りたまへるなり。かくて肥後風土記に。玉名郡長渚濱。在郡昔者大足彥天皇。誅球磨磨噉。還駕之時。泊御船於濱云々。又御船左右游魚多之。禪人吉備朝勝。以釣釣之。多有所獲。即獻天皇。勅曰。所獻之魚。此為何魚。朝勝見奏。未解其名。正似鱒魚耳。歷御覽曰。俗見多物。即云爾倍佐爾。今所獻魚甚多有。可謂爾倍魚。今謂爾倍魚。其緣也。とある

は。正しく此御時の事なるよし。また爾倍魚は。後に腹赤また久知。伊之毛知。ともいふ。といふ魚にて。年ことの御費に献りしも。此御時の故事によりてなることなど。信友か腹赤考あり。爾倍佐は。當時筑紫わたりの俗言なり。しなるへし。下の爾は。辭なるへし。昔者纏向日代宮御宇天皇。在肥後國玉名郡長渚濱之行宮云々。と見えたるも。また此頃の御事なること灼然し。かの腹赤考に云。肥後の隈本人中島廣足。この腹赤の考説を見て語ひて。さて件の風土記の古蹟を證して。云ひおこせり。但し西の方の海中に。纒に緯十町ばかり。徑二里ばかり。高き岡のことくにて。陸に續きたるか。長渚わたりよりは。海上十四五里ばかり離れば。かすめる時は。さらにて。海のにおもむきによりては。別島のことみゆれば。さば御覽したりしなり。さて今長渚の海邊を。五里ばかり南に。伊會といふ處あり。其處を舟倍津ともいへり。然るは古名にて。爾倍魚の故事に由ありて。負ひたるなるへし。また長渚に。四王子宮と稱へる神社あり。景行天皇の皇子四柱を合せ祀り奉ると云傳へたり。但し其御名は詳ならず。また長渚の海邊を南へ三里ばかりに。女石といふ處に女石神社あり。(通證には明石大明神とあり)景行天皇を祀り奉れりと云ふ。其處に天皇の御腰居たまひたりしと。語繼き來たれる石あり。件の二社は。風土記にみえたる行幸の時の舊蹟につけて。祀り奉れるなるへしと云り。これにつきてはおもひ奉るに。四王子宮は。其時四柱の皇子を率て幸したりけん。其御子たちを。由ありて祀り奉れるなるへし。また女石は上に注せる行宮の舊蹟にはあらざるか。さて女石とも云ふは。天皇の御腰居の石を。御石と稱へるを詠れるにて。其を地名にも呼び。やかて御社の號にも稱しならへるにやあらんと云り。○津類。名義未思ひ得ず。○丙子。十六日なり。○阿蘇國。和名抄肥後國阿蘇郡阿蘇郷あり。○郊原曠遠。通證に。井澤氏曰東西十五里。南北十九里之地。といへり。○阿蘇都彥阿蘇都媛。式に肥後國阿蘇郡健磐龍命神社。阿蘇比咩神社あり。記傳に。阿蘇都彥は健磐龍命の神靈なるへし。と云るか如く。社傳に。本宮健磐龍命は。神八井耳命の子なり。阿蘇媛神は。武磐龍神の妃にて。速甕玉命の母なり。と云へり。さて玉勝間に云。肥後國の阿蘇山は。麓より三里のほりて。山上に大

なる池ありて。常に湯わきあかりて。玉をちらし。いみしく火のもゆるを。その火のもゆること熾ヒキなる時には。石を飛して。池のほとりに近づきかたし。武郷云。此池のこと。日本後紀に。阿蘇池無。故瀾二十餘丈。三年奇光照耀。山震動崩。廣五十丈。神社は。山の下の宮地村といふにたゞせたまへり。一宮は健磐龍命神社。長二百五十餘丈。などもみえたり。二の宮は阿蘇比咩神社。國造神社は武郷云式。速瓶玉命。金凝神社は。綏靖天皇におはしますなり。大宮司は。姓は宇治朝臣といふ。その宅は。件の宮地村をすこしはなれて。大宮司屋敷といふ所に有と。肥後國人のかたれるなり。今思ふに。瓶をかめと唱ふるは誤にて。かの御名はやみかたまなるへし。又金凝神社を綏靖天皇と申すも。神八井耳命を誤れるなるへし。さて大宮司の姓。今宇治朝臣といふは。いかなるよしにて。いつのよりのことならん。古事記に阿蘇君とあるこそ。この氏とはきこえられ。といへり。記に神八井耳命者。阿蘇君之祖也。國造本紀。阿蘇國造。瑞籬朝御世。火國造同祖。神八井耳命孫速瓶玉命。定賜國造。とみえたれば。社傳の如く。神八井耳命孫。健磐龍命の子。速瓶玉命なるを。科野國造。瑞籬朝御世。神八井耳命孫。建五百建命定賜國造。とあるはたかへるか如し。孫字は。寫誤なるへし。また按ふに。速五百建命は。健磐龍命の子にて。速瓶玉命の兄弟なるへしか。速と瓶とを以。父子の名を別たるにもあるへし。然見れば。國造本紀の世數もたかはず。○なほ通證に引る。筑紫軍記といふものにも。此當國一宮神八井耳命子也。とあり。また同書に。阿蘇比咩神社を。此草部吉見神女靈幣。賜命夫人。速瓶玉命母也。とあり。○化人。人に化て現れ給ふなり。○何無人耶。通證云。阿與奈通。何之義也。とあり。奈曾を阿曾といへるは。萬葉十四に安是加麻可左武。何か將。また安村可母伊波武。何かも將。また安村加安我世牟。何か我將。また阿是曾母許與比。何るも今。また汝波安村可毛布。汝者何か。言なり。

と此外にも多かり。これら奈是此辭。今の俗言。といふへきを安是。また奈村といふへきを安村といへるなど。安と奈と音の通するを以てなり。今も其例にて。奈曾といふへきを。阿曾と言ひしものなり。豈を阿爾と訓る。も奈爾の意なり。○曰阿蘇。名義何と詔ひしより負へるなり。

秋七月辛卯朔甲午。到筑紫後國御木。居於高田行宮。時有僵樹。長九百七十丈焉。百寮蹈其樹而往來。時人歌曰。阿佐志毛能。彌概能佐烏麼志。魔幣菟者彌。伊和哆羅秀暮。彌開能佐烏麼志。爰天皇問之曰。是何樹也。有一老夫曰。是樹者歷木也。嘗未僵之先。當朝日暉。則隱杵島山。當夕日暉。則覆阿蘇山也。天皇曰。是樹者神木也。故是國宜號御木國。

甲午。四日なり。○筑紫後國。筑後國なり。倭名抄に筑紫乃三知乃之里とあり。服部元彰曰。筑紫は。上古以來載する事尤多く。皇極天皇以後。太宰府も設けられたる國なるに。盡く筑紫と云ひて。一も筑前の名あること無し。景行紀に一ヶ所。筑紫後國の名あり。疑ふへし。又同紀に。豊前上總の名あ

れども。豊後下總の名一所たにも見ず。又神功紀に火前國あれども。肥後の名は。持統紀に至て始て
 みゆ。安閑紀を以て證するときは。景行神功紀の名は。みな後より上に及ぼして。舍人親王の書玉ひし
 こと知へし。右の類古事記には一もなし。此に由て之を觀れば。總武豐火國等の二三に分れたる。蓋天武持統の際に
 るか。序に云。越國に始終越國と書れて。越中越後の名あるをみず。僅に持統六
 年に。越前國司の文。一所あるをみるのみ。記仲哀段に。高志前角鹿の文あり。蓋撰者當時の國名を稱せし者ならん。と云り。なほ考へし。○御木。倭名抄三毛郡三計。とあ
 り。木を計といへる。今の三池郡。また三池といふ大名の地もあり。○高田行宮。此宮處いまはさたかな
 らず。今下妻郡に高田あり。されど其にはあらし。柳川人武藤陳亮が説に。御木のさをはしは。まさしく筑後國三池郡高泉村の
 地にて。今も其土中よりまれ／＼出る埋木。その質まことに堅實にして。木理歷木にたかはず。また
 其地にみゆき橋と唱ふる所あるを思ふに。今の高泉は。古の高田を詛れるにやあらん。といへり。な
 ほよく考ふへし。○儼樹長九百七十丈。平田翁云。九百七十丈を町に直しては。大凡二十八町はかり
 はあるへし。武郷云。守部は今道凡五里中に當るといへ。こは儼ふれて。幾百年の星霜をか經けん。その間には。
 るは。六町一里にたりていへるにか未詳。檜枝など盡く朽折れて。幹木のみ存れること。言も更なれば。その立木にてありしほどは。一里餘り
 の高さは必あるへく。本の太さも。儘に五六百尋ほどはありけん。といはれたり。○蹈其樹云々。守
 部云。樹を踏は。間道なるを以てなり。其をみてめつらしくおほえて。時人のよめるなり。といへり。
 ○阿佐志毛能。朝霜のなり。私記に。朝霜易消也。故欲讀瀧概之發語也。とあり。萬葉集に。落雪
 之消長戀師。といへると同じく。落雪も朝霜も。消にいひかけたるにて。幾延の約。氣なればなり。

○瀧概能佐鳥麼志。瀧本瀧に説る。今永享本新史本による。御木之眞小橋なり。守部云。御木は此後文に。天皇曰。是樹者神木
 云々。宜レ號ニ御木國。とあれは。此木より地名と成しなり。佐は眞に通ひ。小は小筑波小野などの小に
 して。稱辭なり。此眞と小とを重ねたる例は。萬葉十四に。麻乎ごもの。眞小也。古事記允恭段に。佐袁
 ヲには。眞小也。なといへるか如し。さて此儼樹は。此時百寮の亘り始めたるにはあらず。いと古き時よ
 り儼れてありつるは。はやくより御木眞小橋とは稱へならしむなり。○魔弊菟者彌。前津公にて。天
 皇の御前に候ふ諸卿をいふ。故萬葉一に。物部の大。臣。孝徳紀に上臣訓ニ多加伎末邊都伎美。など
 あり。○伊和哆羅秀暮。伊は發語なり。渡るを延てわたらすといふ。暮は助辭なり。○瀧開能佐鳥麼
 志。一首の意は。守部云。常に山賤のみ渡る。此偏土の御木眞小橋を。今日は思ひよらぬ。大宮人
 等の伊渡らすもよ。希見き事をるかな。その御木の眞小橋をはとなり。といへり。○歷木。中島廣足
 か歷木弁云。和名抄に。本草云。釣樟一名鳥樟。和名久沼木。また舉樹和名久沼木。日本紀私記云歷木。
本居翁云。釣樟と舉樹と。共に久沼木と記しなから。別に出せるは。名同しくて異物か。はた別に出せるは。あやまりか。とみえ。新撰字鏡には。樞標同久沼木とあり。書にも歴
 木と書るは。樞の意にて。例の偏を省けるなるへ。漢籍にも。樞を通はして歴と作る事あり。とまれかくまれ。皇國にていにしへ。クヌギに歷木の字を用わたりし事あるし。仁徳紀に。當荒陵松林之南
 未合云々。これをも久奴木とよめり。萬葉には歷木の字を。此木今も三池郡の土中に埋れありて。其きれ稀に出るこ
 ヒサキとも。シハともよませたれど。そは例の借字なり。字書に樞木名。また文選李善注に。樞與樞同といへり。其は
 とあり。おのれも一つ得て見るに。まことにいと古き埋木にて。色は漆よりもくろく。木理は黒檀

なといふへきさましたり。或人は印材としてみかきたる。いさうるはしきものなり。さて是を得る事。たはやすからず。片岸の崩し所。あ
 るは水底。或は地を深く掘る事などあるをりに。まれく出て。いつことも定めかたきよしなり。紀
 の本文にて。其ゆゑよし灼然し。くぬきなりし事も決なく。いとくめつちかなるものなり。といへ
 り。なほこの事次にも云。○朝日暉。夕日暉。類史一本に暉を光に作れり。さて夕日暉下に。類史に
 則字ある補へし。也河本には亦字に作れり。○杵島山。萬葉仙覺抄に引る肥前風土記に。杵島郡縣南二里有二孤山。
 從レ坤指レ良。二峯相連。是名曰二杵島。坤者曰二比古神。中者曰二比賣神。良者曰二御子神。一名軍神。勅
 則兵興矣。郷閭士
 女提レ酒抱レ琴。每歲春秋携レ手登望。樂飲歌舞。曲盡而歸。歌詞曰。阿羅禮符縷。者資麼加多愷鳩。嵯峨紫彌
 刀。區縷刀理我彌氏。伊謀我提臨刀縷。是杵島曲とあるをふに。いと名高き山と見えたり。或人云。今
 の杵島山は。肥後の阿蘇山にもかへいふはかりの高山にあらず。故昔の杵島山は。藤津郡の多良山な
 るへし。藤津と杵島の郡は。境をましへたるか上に。今多良山の神事毎秋九月に。俚民の登りて酒宴する
 さま。彼いにしへ樂飲歌舞云々といへる。いとよく似たりといへり。猶よくたつぬへしと。此も歷木
 辨にいへり。さて杵島といふ名義は。風土記。杵島郡。昔者纏向日代宮御宇天皇巡幸之時。御船泊二此
 郡盤田杵之村。于時從二船狀獸之穴。治。水自出。一云。船泊之島。自成一島。天皇御覽詔二群臣等。曰。此郡可レ謂二
 狀獸島郡。今謂二杵島郡。詠之也云々。とあり。重胤云。此杵島は木島と云事にて。神代に五十猛命の始。自筑紫。凡大八
 給ひける地にて在けん。其御子神の下に。一名軍神勅則
 兵興と有なん。五十猛神の御名に似着て聞ゆ。と云り。○阿蘇山。釋紀に引る筑紫風土記曰。肥後國關宗縣。縣坤二

十餘里。有二一禿山。曰二關宗岳。頂有二靈沼。石壁爲レ垣。計可二縱五十丈橫百丈。深或二十丈。或十五丈。清潭百尋。鋪二白綠。而爲レ質。
 彩浪五色。緇二黃金。以分間。天下靈奇出二茲峯。矣。時々水滿。從レ南溢流入二干白川。衆魚醉死。土人號曰二
 苦水。其岳之爲レ勢也。中レ天而傑峙。包二四時。而開レ基。觸レ石興レ雲。爲二五岳之最首。蓋レ鴈分レ水。寔群川
 之巨源。大德巍々。諒人間之有一。奇形沓々。伊天下之無雙。居在二地心。故曰二中岳。所謂關宗神宮是也。と
 あり。名高き山にて。世々の史等にも見えたり。○是樹者神木也云々。本に也字なし。今類史に據て
 補。筑後國風土記にも。此樹の事を記して。三毛郡云々。昔者倭木一株生二那家南。倭符谷氏云。陸奥或神字
 り。平田翁云。今もその邊數郡にわたれる埋木ありて。底一面の大樹なりとそ。その木を國人
 四原異樹より贈れるに。その木理をみれば。棟にはあらず。實に埋木にありける。と云り。其高九百七十丈云々。朝日之影蔽二
 肥前國藤津郡多良之峰。此傳の如くならば。上にいへる或人の考の。杵島山は多良山なること疑な
 肥前風土記には。託羅之峰とかけり。これも今あらはなる高山なり。暮日之影。蔽二肥後國山
 鹿郡荒帆之山。因曰二御木國。後人詠曰二三毛。今以爲二郡名。歷木辨云。荒帆山いましりかたし。山鹿郡は阿蘇山より西
 此下に櫻木與二使木。名稱各異。故記之。と有て。其木は別なるものから。其高の同じきは。右の一傳なるへし。肥前國の杵島藤津二郡相隣
 り。肥後國の阿蘇山鹿郡相近さか上に。日の長短に依て。蔽ふ陸も異なる物なりければ。事の異なるには非さんめり。本國神名帳に。三毛
 郡正六位上大神と有。其樹靈を記れり。とあり。さて古さる大木のおほかりし事の。古書に見えたるは。古事
 記仁徳の段に。河内國免寸河の西に高樹ありて。旦日にあたりては。其影淡路島に逮ひ。夕日にあた
 りては。高安山を越たりしよしみえ。其樹をきりて船につくり。又其船の破壊たる木をもて。琴を作
 りしよまもみえたり。此は何の樹といふ事は記されず。肥前風土記にも。佐嘉郡。昔者樟樹一株生二於此村。武郡云。此村上
 幹枝秀高莖繁茂。朝日之影。蔽二杵島郡蒲山郡。暮日之影。蔽二養父郡草橫山。也。日本武尊巡幸之時。御二覽

樟茂榮一曰。此國可謂榮國。因曰榮郡。後改號佐嘉郡云々。などあり。此は御木の原木の事によく似たり。又近江國栗太郡に語傳へていふ。いにしへ栗の大木ありて。其枝數十里にはひこれり。此栗木といふ。今も地を掘れば栗實又枝などもあり。又すくもといひて。里人の薪に用るものありて。土中よりほり出す。是も其栗の葉なりといへり。この事今昔物語にみえたり。此類の語傳へ。なほ國々往々トコロにあり。今の世にすら。おもひの外なる大木の。深山中などにはあること。こゝかしこに聞ゆれば。まして上代には。殊なる大木の所々にありしにこそ。

丁酉到八女縣。則越前山。以南望栗岬。詔之曰。其山峯岫重疊且美麗之甚。若神在其山乎。時水沼縣主猿大海奏言。有女神名曰八女津媛。常居山中。故八女國之名由此起也。八月到的邑而進食。是日膳夫等遺盡。故時人號其忘盡處曰浮羽。今謂的者訛也。昔筑紫俗號盡曰浮羽。

丁酉。七日なり。○八女縣。持統紀に上陽畔郡とあり。和名抄に。筑後國上妻郡加牟豆萬。今カウツマ郡といふ。

下妻准レ上とあり。八女縣は。即この上妻下妻の地なり。上八女下八女といひしを。二字につらめて。さかく誤りしものなり。通證に。高良玉垂命社司鏡山氏曰。上妻郡八部村。疑遺名。今有縣主祠。といへり。筑後國人矢野幸夫か縣苞と云書に。御座石。新川村栗木野名の山中。星野村へ越る路傍に在り。此所を御座石越と云。傳云。景行天皇筑紫巡幸の時。上妻郡尾生松今このふと云所なし。嘉納の松と云所は。北河内村の中。河原名の内にあり。を經て。此地に至り。石上に御座を設け。矛を建けるより。此名あり。此地より朝田村に下り。筑前國保坂村に移らせ玉ふと云。今按に。三池より藤山を越え。高羅の行宮肥前國風土記におはして。其後北河内より。横山通にて。栗木野山を越え。生葉行宮豐後風土記に鳳輦を止めさせ玉ひ。其後豊後に遷幸なさせ玉ひし時。保坂村などをは。歴させ給ひしなるへし。と云り。○前山。鏡山氏曰。今云御前嶽。といへり。或人前山とは。たゝ前山の山と云こと。かといへり。されど嶽地名なるへし。類史永享本中臣本に藤山と作る。其は御井郡なり。と云り。○栗岬。本に栗を粟とあり。鏡山氏曰。今云黒岬。今按栗疑栗之誤寫。とあり。永享本に栗とあるに依る。○峯岫。通證云。仲哀紀洞訓同。壘囊抄匿路讀。久介知。義通。○神在其山乎。本に在を有と作り。考一本に在とあり。改むへし。○水沼縣主。和名抄筑後國三潯郡美無萬とある地の縣主なり。出自は詳ならず。上に國乳別皇子是水沼別之始祖也。とあるとは異なり。此事をほ上に云り。合せみるべし。○猿大海。名義未思ひえず。○八女津媛。此神如何なる神にますにか詳かならず。訓ヤトメのトは行なり。こゝに矢野幸夫云。八女津媛神社上妻郡北。矢部村。岩屋名にあり。所祭八女津媛神。國內神名帳三潯郡の末に。上八女津女神。下八女津女神あり。此は上妻なりしか。混して三潯に入しなるへし。社傳云。所祭神大日靈貴尊。彦火々出見尊。鸕鷀草

葺不合尊。日本武尊。八目津彥尊。八目津姬尊。合て六神。故に六所宮と云。養老三未年造立なり。今按に合祭の六坐。時代功業。共に配祀すべき神祇にあらず。且八目津彥と云稱號。物に見えず。寛文の記云。佛岩屋六所權現。開基詳ならず。天正十年。源親直再興。神實木像六體。本地堂阿彌陀木佛一體。とあり。本は八女津媛一座也しとおもはる。按に肥前風土記に高羅行宮あり。豊後風土記に生葉行宮あり。然れば御木より。山門下津八女上津八女等の縣を巡り。上廣川庄を経て藤山を越え。高良の行宮に御坐し。的の邑にいてまじりなり。今藤山高良内の境に峙てる兀山を。鳶岳と云。遠見岳の誤なるへし。此絶頂より南のかたを望めば。美景本文に云るか如し。今の山内村より東西にかけて。總名を川崎の庄と云。本の川瀬組を上廣川庄。江口組を下廣川庄と云。其頃迄は此邊は大河なりし故。總名を廣川と云なり。其中に川瀬江口等の名もあるにやあらむ。此大河に差出たる岬を川崎と云。所謂粟岬則川崎なるへし。媛の住所を八女郷と云るより。上下八女の郡名は起れるなり。と云り。○由此而起。本に而字なし。今永享本中臣本類史本等に據る。○的邑。倭名抄筑後國生葉郡以久波。鏡山氏曰。生葉郡瀧尻村有以久波島。方十間許。在田中。同郡妹川邑有御座石。相傳天皇之遺蹟也。といへり。さて的字をイタハと訓むよしは。仁徳紀の下に云るをみるへし。矢野幸夫云。若宮神社。生葉郡若宮村にあり。昔は福富庄竹林村と云り。福富又菊富とも云り。豊後風土記に見えたる生葉行宮。則此地なり。古老傳云。本景行天皇を祭る。思ふに天皇熊襲御平鎮還幸の時。兵器諸調度悉く此行宮の左右に藏め。土を封して。東を日岡。西を

月岡と名付られ。其後に岡の中央に社を建。天皇を祭り奉しを。鎮西八郎九州平定の後。其靈跡に。其祖義家。奥州鎮靜の後。岩清水八幡宮を鎌倉鶴岡に祭られし例に倣ひ。此御社を再興して。八幡宮を配祀せられしならむ。故に縁起且古棟札に。久安年中二年。一云六年。鎮西八郎再建。とあり。文化二年二月。月岡を發。石櫃を得たり。中央に玉大小數百顆。兩端に刀劍。鏡を藏めたり。櫃外四圍に。甲冑刀鏃馬具鐸鈴砥陶器。其他種々の物類十品あり。上古の物にて。何の用たること辨へざる類多し。又若宮の辰の方二十餘町に。溝尻村あり。此村に生葉島と稱する地あり。即天皇御遊宴の時。膳夫か御盞を忘れしにより。惜哉朕酒盞と宣し所なりと云。此邊に土取石と云地あり。兩岡を築ける時。土を取り所なるへし。天皇此時役夫の勤勞を。叙覽在せられむ爲。いてまして御遊宴ありしか。還御の後。膳夫か盞を遺たるを聞食て。歎し玉ひしなるへくおほゆ。其御座の當りを殘して。土を取られたは。其地形島に似たるなり。郡名の起れる根本の地なれば。土俗生葉島と稱して。其遺跡を無窮に傳へしなり。日岡は社東。月岡は社西にあり。高五間。根廻り凡八十間。窟中の櫃外に立廻せる武器の中。甲冑許多あり。有か中に。略其形狀を可觀者。僅に八領。兜八。衣るに金を以てし。飾るに玉を以てす。鎧以下馬具諸調度。大概貼金。砥などは銀を冠せ。其上に鈕を施せり。總て美盡し善盡せり。上古質朴の時。凡人にしてかゝる花麗を極むへくもあらされは。至尊の御物と云。強言とは云かたし。刀劍矛鏃等。亦無數。頗腐爛凝結して。舊容を存する者甚稀なり。櫃中に三種を納。櫃外に夥しく兵

器を藏めたるを思へは。天皇御凱陣の時の御しわざと云傳たる。さも有へく思はるゝなり。とてもか
くても。古代の社なることしるければ。重く齋き奉らるへきことなりかし。按るに兩關の製。古家に似たれば。
行天皇の社の左右にありて。社説微なきにしも。また弓立神社。生葉郡大石村に在。開基詳ならず。所祭景行天皇
あらねば。今は姑く古傳に據て天皇の遺跡とす。神實鏡。別に古鏡。傳云。天皇的邑行幸の時。石上に弓を立て。天下の安鎮を祈給ふ。今の社西
なり。神實鏡。二面あり。傳云。天皇的邑行幸の時。石上に弓を立て。天下の安鎮を祈給ふ。今の社西
の目高見と云地にある二大石是なり。其後武内宿禰古例に倣ひ。亦祈禱を修し玉ひける。其社を建て。
天皇を祭り。弓立大神と申奉る。永觀元年木樵靈神を配祀す。其故由は社傳に詳なり。と云り。みな
此によしある事なり。○蓋は。酒杯なれと。舊訓にウキと訓るによるへし。○浮羽。筑後風土記云。
昔景行天皇巡國既畢。還都之時。膳司在。此村。忘。御酒蓋云々。天皇勅曰。惜乎朕之酒蓋。蓋。爲。字。因
曰。字。根。波。夜。郡。後。人。誤。號。生。葉。郡。と。あり。さら。は。浮。羽。の。羽。は。者。也。風。土。記。に。惜。乎。と。ある。の。者。に。て。浮。と
さ。へ。る。そ。蓋。の。こ。と。なる。古。事。記。の。雄。略。段。歌。に。美。豆。多。麻。宇。岐。と。ある。も。み。づ。く。し。き。玉。蓋。と。い。ふ
義。なる。事。合。せ。て。知。へ。し。さ。る。を。こ。と。に。號。蓋。曰。浮。羽。と。ある。は。説。る。傳。に。て。ま。こ。と。に。は。號。蓋。曰
レ。浮。と。の。み。ある。へ。き。なり。た。ち。し。か。く。て。は。又。此。紀。に。朕。之。酒。蓋。者。也。と。詔。ひ。し。御。言。な。け。れ。ば。羽。字。の。さ。て。か。く。蓋。者。也。と
詔。ひ。出。て。惜。し。み。玉。へ。る。は。尋。常。の。御。物。に。は。あ。ら。し。世。に。珍。き。大。御。酒。杯。に。て。そ。あ。り。け。ら。し。又。筑。後。俗。と
記。の。采。女。か。歌。に。さ。へ。字。較。と。よ。め。れ。ば。た。だ。筑。紫。の。み。に。は。あ。ら。て。ま。れ。に。は。都。に。て。も。
さ。る。こ。と。い。ひ。し。に。も。あ。る。へ。し。故。風。土。記。に。た。と。俗。語。と。の。み。あ。る。も。さ。る。意。あ。り。て。に。や。

丑十九年己

十九年秋九月甲申朔癸卯。天皇至自日向。

癸卯。二十日なり。

寅二十年庚

二十年春二月辛巳朔甲申。遣五百野皇女。令祭天照大神。

甲申。四日なり。○五百野皇女。上に出。○令祭天照大神。倭姫命世記に。大足彦忍代別天皇二十年
庚寅。倭姫命年既老耆不能仕。吾日足奴止宣天。齋内親王仁可仕奉。物部八十氏人々定給天。十二司寮
官等遠波。奉移五百野皇女久須姫命。即春二月辛巳朔甲申。遣五百野皇女於皇太神。乃御杖代止志氏。
多氣宮造奉豆。齋慎美令侍給支。伊勢齋宮群行始是也。爰倭姫命。宇治磯殿乃磯宮坐給倍利。奉日神祀。
古止無倦焉。とあり。通證に。今按。伊勢國安濃郡有五百野村。相傳皇女之遺蹟。今猶小祠存矣。多氣
宮。在。多。氣。郡。多。氣。鄉。齋。宮。村。と。あり。按。に。久。須。姫。命。は。五。百。野。皇。女。の。御。名。なる。へ。し。五。百。野。は。五。百。野。村。に。坐。し。し。り。稱。奉。り
み。え。たる。か。く。て。此。皇。女。此。時。天。照。大。神。を。齋。祭。玉。ふ。は。倭。姫。命。に。替。り。給。へ。る。に。は。あ。ら。す。て。並。坐。て。仕
奉。玉。ひ。し。もの。なる。事。世。記。に。見。え。たる。か。如。し。な。ほ。下。四。十。年。の。處。に。云。を。も。見。合。す。へ。し。

二十五年秋七月庚辰朔壬午。遣武内宿禰。令察北陸及東方諸國之地。

乙未二十五年

形。且百姓之消息也。

壬午は三日。○令察北陸及云々。通證に。今按此乃按察使之起源。詳見于天武十三年紀。とあり。○地形の訓は。齊明紀に國體勢を。クニノナリと訓るにより。消息は。上にアルカタチと訓るによれり。

二十七年
丁酉

二十七年春二月辛丑朔壬子。武内宿禰自東國還之奏言。東夷之中。有日高見國。其國人男女並椎結文身。爲人勇悍。是總曰蝦夷。亦土地沃壤而曠之。擊可取也。

壬子は十二日。○自東國還。武内宿禰。北陸より東方へ廻りて。還來れるなるへし。さて東夷の事を旨と申しふが故に。自東國還とは記せしものなるへし。しか見されは。北陸の方へは行かて。東國より還り來れるかことし。おもふべし。○日高見國は。釋紀に。公望私記曰。案常陸風土記云。信太郡云々。此地本日高見國。又景行天皇之時。日本武尊征討蝦夷之時云。蝦夷既平。自日高見國還之云々。又中臣解除文云々。四方之國中。大倭日高見之國乎。安國止定奉止云々。公望竊案。四方望高遠之地。可謂日高見國。歟。指似不可言一處之稱謂耳。とあり。重胤云。日高見之國の號は。其始高千穗宮にて。稱初たるならむ。其は古事記に。皇孫命御

天降の處に。天降坐于笠雲日向之高千穗之久士布流多氣云々。朝日之直刺國。夕日之日照國也。故此地其吉地詔而。於底津石根宮柱布斗斯理。於高天原。氷椽多迦斯理而坐。とある朝日之直刺國。夕日之日照國。と詔へる大御言そ。日高見之國と云語の起とは聞えたる。然れば日高見の號は。此傳を以て説へし。如此く四方は皆晴て。朝日より夕日迄。天津日の甚能く見ゆるか故に。此地を吉地と詔玉ひて。大宮柱太敷き坐り。此に因て日高見の國の號起れるなり。日高とは。天日を云事なり。天を高と云事。古今に多き事なり。然れば天日の能見ゆる所と云ふ義と心得て然るへし。若て神武天皇大和國に。皇大宮を建させ玉ふにも。其制度に因准せ玉ひて。日高見之國なる地に都爲玉へり。橿原宮此なり。倭日高見之國とは。四方は皆打晴たる地の内にて。小高き所はしも。天日によく見ゆる地には。何所にも云事と聞えたり。此に東夷之中有日高見國。また蝦夷已平。自日高見國還。と見えたる。此は式に陸奥國桃生郡日高見神社あれは。其邊なるへし。常陸風土記に。信太郡。古老曰。難波長柄。豐前大宮。取宇天皇之世云々。分筑波茨城郡八百戶。置信太郡。此地本日高見國也。と有は。地形に依て日高見國と云るに非ず。地名なれど。元來地形に依て號る所なるへし。記傳に。續紀三に。紀伊國阿提飯高半。三郡とある飯高を。和名抄には日高郡とあり。又豐後國の郡名日高は。比多と和名抄に見ゆ。風土記には日田と有り。是に因て思へば。飛騨國も日高國かと云れたるは。然る言なり。現存六帖に。出る日の高見の國を安國と祈る本を神や照さむ。と詠るは。後釋に。日高見國とは。山遠くして打晴て。平に廣き地を云也。山の遠き地にては。山と空の日の間遠くして。日の高く見ゆる物なればなり。大和國の中央は。廣く平なる地なるを以て。と云如此云り。何れの國に云るも。皆同じ事なり。と云れたるに能叶へり。天書と云書に。日高見國者所謂天府也。と云るは。妄説と聞ゆ。と云れたり。この日高見國は。けにも陸奥國桃生郡あたりなるへし。陸奥は。後の伊具信夫郡あたりまでは。既く開けて。國造をも置かせ玉ひしかと。桃生郡あたりは。

境もいと遠く。また王化も行はれざりし其御代のさまなり。さて其國人の事は次に云ふへし。○椎結。本に推結と作るは誤なり。今改め訂せり。通證に。漢書注結讀曰髻。髻如椎形也。とあり。○文身。通證に。貝原氏曰。毛登呂介與麻陀良可通。魏志曰。倭水人好沈没捕魚蛤。文身亦厭大魚水禽。後漢書注曰。倭國男子皆黥面文身。今按黥面文身是蝦夷之風俗。今尙爾。而謬爲我國俗也。然我邦學者。亦甘受此辱。可笑哉。と云り。さる言なり。今も蝦夷人に此風あり。○爲人勇悍。是總曰蝦夷。總字永享本になし下二十八條にも。朕聞其東夷也。識性暴強。凌犯爲宗。村之無長。邑之無首。各貪封堺。並相盜略云々。東夷之中蝦夷是尤強焉。男女交居。父子無別云々。或聚黨類而犯邊界。或伺農桑以略人民。擊則隱草。追則入山。故往古以來未染王化云々。とあり。さて此は陸奥に雜居る蝦夷どもの事なり。陸奥のなへての人民を云にあらす。此文に其國人男女並云々とあるは。陸奥の國人は。皆蝦夷なりし如く聞ゆれども。然には非ず。もとよりの陸奥人は。良民にてありし中に。雜居る蝦夷どもの。男女並と云事なり。さるは上古には。良民の中に。土蜘蛛熊襲など。其他の賤種も雜り生りてありし。此を稱して蝦夷とも云しなり。記澤皇國の域に然る者の雜りて生るへき由なし。と云れたるは。思ひ落されたるなり。大倭國にさへ。土蜘蛛蝦夷などの。雜り生りしさまなるを。さて此蝦夷の最多く住着きて。其本國ともいふへきは。今の陸奥の南部津輕あたりよりかけて。松前など。所謂渡島其國なりければ。齊明紀なる伊吉連博徳書にも。遠者名都加留。次者名龜蝦夷。近者名熱蝦夷。など云るにこそ。此文は彼紀後に多賀城の碑を建て。去蝦夷國界一百二十里とあるも。一百二十里を今道にては。纔に十里はかりなるへければ。

今の桃生郡のあたり。上古には蝦夷人種の。最多く集ひ居し事もよく知られたり。○擊可取とは。右に引る。或聚黨類而犯邊界。或伺農桑以略人民。擊則云々。などあるが如く。其邊界なる人民の害をのそかんとしてなり。

秋八月熊襲亦反之。侵邊境不止。冬十月丁酉朔己酉。遣日本武尊令擊熊襲。時年十六。於是日本武尊曰。吾得善射者。欲與行。其何處有善射者焉。或者啓之曰。美濃國有善射者。曰弟彥公。於是日本武尊遣葛城人宮戸彥。喚弟彥公。故弟彥公便率石占橫立。及尾張田子之稻置。乳近之稻置而來。則從日本武尊而行之。

己酉。十三日なり。○令擊熊襲云々。記云。西方有熊曾建二人。是不伏无禮人等。故取其人等而遣。當此之時。其御髮結額也。とあり。此紀には此御髮の事は無れど。時年十六とあるにて。御齡をしらせたるは同じ。其は崇峻紀に。古俗年少兒。年十五六間。束髮於額。とあるにて知へし。さて舊事紀には。二十年冬十月。遣日本武尊令擊熊襲。時年十六。とあり。此は誤なるよし。大日本史に云れたり。○何處。訓ウ

ヅコ他に見あたらす。○弟彦公。天孫本紀に。火明命九世孫弟彦命。命の子也また十四世孫尾治、弟彦連あり。通證に尾張與美濃隣とあれば。此人等ならんか。但し弟彦命のさるを記に。日本武尊の御兄。大碓命の御子に。押黒、弟日子王と云かありて。御母は美濃國造の祖神大根王の女。弟比賣なるに就て。また此王は牟婁郡等之祖とあり記傳に。從日本武尊一行之とあるは。此王なるへし。美濃國人とあればなり。但し此は倭建命の御甥に坐ものを。記しさまのよそけに聞え。又公とあるなどは。傳の異なるなり。又倭建命の十六歳の時。大碓命の御子にては。年の違へることはいふかし。と云れたれといかゝあらむ。新は此紀の年代にはすへて拘はらず。論はれしものならぬと。かくては紀を説くかひあらずかし。但し公字を。本にミコと舊く訓めるをおもへは。先輩も弟日子王と一に見られたりしにもあるへけれど。證とすへくもあらねは。今は記傳にキミとよめるに从ひつ。豊前志に。田川郡乙彦公神社。猪原村にあり。此處に此人の墓と云あり。此處にて身奉られしにや。物に見えざれば定難し。傳今昔談に。十二年七月熊襲を征し給はんとて。御下向の時。皇后日葉州姫。仲津郡本原にて。大碓(日本武尊也)小碓の二皇子を。同胞双生し玉へりと云ひ。日本武尊美濃より。弓の達人なる乙彦公を召る。上伊田の山に陣して。凶賊折玉ひしは十二年。乙彦公を召玉ひしは二十七年にて。年序も大く違ひたるをや。とあり。○葛城人宮戸彦。尾張はもと。大倭なる葛城高尾張より出て。由あることゝも。神武紀に已に云り。されは今葛城人を遣すとあるを以ても。弟彦公はもと尾張人なるか。故ありて此時美濃に住居せし事知られたり。宮戸は未詳。地名か尋ねへし。大和志葛上郡に宮戸村あり○石占横立。續紀天平十二年十一月に。伊勢國桑名郡石占頓宮あり。考證に。石占所在未詳。案景行紀有石占横立。姓氏錄番別有石占忌寸。疑皆因此地命姓。とあり。萬葉歌に。夕衛間石卜以而云々。古く石以て

トふ法あれば。其より起れる地名なるへし。横立名義未詳。さて集解に。此人を蓋美濃國人姓名とあれと押當なり。地名に依る時は伊勢人とすへし又按に。石占たしかにイシウラと訓し例を見されは。イソラとも訓へしか。神樂歌に。磯等か崎に鯛釣海人の云々。これは弓立歌に。伊勢島やいそらか崎云々。などもよみて志摩國なり。伊勢名所拾遺と云もの。志摩國志那の崎也といへり。されと是は定めては云かたし。○田子の稻置。集解に。按愛智郡大喜村、南有蛸池。相傳昔曰田光莊。民家千戸甚殷富。とあり。鰐河にも田子と云る地ありて。歌などにより。名義は字の意の如なるへし。田に下立て。苗を植るもの也。○稻置。倭名抄尾張國丹羽郡稻木。式稻木神社とあれとも。此は國造縣主などの類にて。土地を治る職名なり。名義記傳に。伊良君の意ならむか。良と那とは通へる例也。さて伊良は郎女などの伊良なり。と云り。粟田寛云。北史倭傳に。有軍尼一百二十人。猶中國牧宰。八十戶置。一伊尼。如今里長也。十伊尼。猶一軍尼。とある。軍尼は即國造。伊尼。猶即稻置なり。と云れたるはさる言なり。但しかくさばやかに。制められたるにはあらざれとも。大概は推知へし。と云り。○乳近。集解に。按智多郡有乳近村。與田光阻。數村相近。蓋此地。と云り。名義未詳。

十二月到於熊襲國。因以伺其消息及地形之嶮易。時熊襲有魁帥者。名取石鹿文。亦曰川上梟帥。悉集親族而欲宴。於是日本武尊解髮作童女姿。以密伺川上梟帥之宴時。仍劒佩。裊裏。入於川上梟帥之

宴室^{ウツシヤ}。居^イ女人之中^{ウメノナノナカ}。川上臯帥^{カハノカミ}感^{カミ}其童女^{ウメノメ}容姿^{ウツクシ}。則携^{ツラ}手同^テ席^{シヤク}。舉^{ツク}杯^{サイ}令^シ飲^ム而戲^シ弄^ス于^コ時也^{トキニ}。更深^{コトシ}人闌^{ヒトノセ}。川上臯帥^{カハノカミ}且被^シ酒^{サケ}。

險易の訓は。通證に。下文訓同。清寧紀風俗訓に於保牟多加良乃阿利加多。とあり。され上上の消息をアルカタチと訓れば。此を古本の訓に。タカサヒキサと訓るもよろし。又たくにクニノナリともよむへし。○取石鹿文。川上臯帥。取石川上何れも地名と通えたり。取石。續紀九に和泉國所石領宮あり。こももトロンとよまんか。川上和名大隅國肝那郡地名あり。鹿文の意は上に同じ。○宴。天智紀にも宴。允恭紀には饗をも訓り。記に此を於是言三動爲^ト御室^{ミモロ}樂^ヲ。設^セ備食物^{ヒツクモノ}。とある御室は。新室の誤にて。甕栗宮段にも例あり。上には作^ス室^{シヤク}とあるも其よしなり。記傳云。紀に此を悉集^シ親族^{シンソク}而欲^シ宴^ムとある宴字を。ニヒムロウタケと訓る。彼紀の文には。新室の事は見えざるに。如此訓るは。記の古本に新室樂とありしに依る物とこそおほゆれ。さて宇多宜は拍上の切まりたる名なり。書紀顯宗卷に。縮見^シ屯倉首^{ツクミツクラノカミ}。縱賞^シ新室^{ニウシム}云々。夜深酒酣次第^ニ讎^シ訖^ス云々。天皇次起爲^シ室壽^{シヤウ}。曰云々。手掌^{テノテ}摺^ス亮^シ拍上^{ハクノウ}賜^{ハク}吾常世等^ニ。とある是なり。釋に。拍上賜者。酒を飲樂みて。手を拍上るより云る名なり。今世にも。酒宴して。手を拍ことあり。と云り。こゝに。物語共にうちあけと云る例を引たり。今略けり。○解髮作童女姿。記云。當^{トキニ}此之時^ニ。其御髮結^シ額也^ニ云々。爾臨^シ其樂^ヲ。日^ニ如^シ童女之髮^ノ。梳^シ垂^シ其結^ヲ御髮^ヲ。服^シ其姨之御衣^ヲ。既成^シ童女之姿^ニ。

云々とあり。童女の姿になりて。事を度らむと思ほし構へたる也。記傳云。其御髮結^シ額^ニは。崇峻卷に。是時厩戸皇子束^シ髮^ヲ於額^ニ而隨^フ軍後^ニ。とありて。細注に。古俗年少兒。年十五六間束^シ髮^ヲ於額^ニ。十七八間分爲^シ角子^ニ。今亦然之。とあるか如し。かくて此は御齡の十五六に坐ことを。即如此申せるなり。書紀には此御髮の事は無くて。遣^シ日本武尊^ニ令^シ擊^ス熊襲^ヲ。時年十六。とあるにて知へし。彼厩戸皇子に云るは。次文に作。四天王像。置^キ於頂髮^ニ。とあれば。其爲にまつ御髮のさまをば云るに似たりとも。彼もなほ御齡をしらさむた。めの文なるへし。たゞ頂髮に置ことを云む料のみに。まつ御髮のことは。云わすともあるへければなり。と云り。○劔佩相裏。記に以^テ劔納^リ于御懷^ニ。とあり。玉篇に。相近。身衣とあり。○川上臯帥感^シ其童女容姿^ヲ。記云。爾熊曾建兄弟二人。見^シ感^シ其孀子^ニ坐^シ於己中^ニ云々。とあり。○舉杯。本に杯を坏とあり。集解本に依て改め訂せり。○弄の訓。和訓栞に問探の義なるへし。源氏にひきまきくり。又まきくりものと見えたり。とあり。後撰集に。手まて侍る箱に。ありけむ。後拾遺集に。紅葉を手まきくりにして。蜻蛉日記に。手まきくりにし玉ふ。○更深人闌云々。記には盛樂故臨^シ其酣^ニ。時^ニとあり。此は傳の異なるにあるへけれど。まきらはしきよしあり。其は記傳云。酣時は。多宜那波那流登伎爾と訓へし。まつ酣字は酒樂也とも。樂酒也とも。飲洽也とも注せり。俚語もて云は。酒宴の最中と云ことなり。甕栗宮段にも盛樂酒酣とあり。其を書紀にも酒酣とありて。タケナハとそ訓る。此人闌はヒトウストラキテと訓る如く。まことに闌字の意にて書れたるなるへし。然らば此記に酣時とあるとは。傳の意の異なるなり。されとよく思ふに。若くは是も古傳書には酣とありけむを。彼史記なる高祖本紀に。酒闌とありて。注に闌言希也。謂飲酒者半罷半在。謂^ニ

傳。衰黎餘噍。或能自推。さて此時川上島帥等。及其黨類をも。餘噍なく殺し玉へりされども。此後三十七年に。またしも倭國王は日本武尊の殺し給へる川上島帥などは。其一將なりけり。師升と云もの。生口百六十人を漢に贈りて。見を請ひしこと。後漢書安帝永初元年の條に見えたり。されん。さて師升は其王の名なりと。國傳偽傳考に云れたり。

既而從海路還倭。到吉備以渡穴海。其處有惡神。則殺之。亦比至難波。殺柏濟之惡神。濟。此云和。多利。

既而云々。記云。然而還上之時。山神河神及穴戸神。皆言向和而參上。記傳云。山神河神は下に山河荒神とあるに同くして。山又河に在て殘賊暴惡神を云。白檮原宮段なる熊野山之荒神。此段なる足柄の坂神。信濃の坂神。伊服岐山神。走水渡神。柏濟惡神。又書紀此御卷に。山有邪神。郊有姦鬼。遮衢塞徑。多令苦人。とある類なり。河神の荒ひたる事は。其と記せるは見えねども。其も有つらむ。仁德十一年。美田堤を築きたる處に見えたる河神なども。此類とせむか。と云り。○還。古本にカヘリマサムトシテと訓るよろし。○穴海。下に吉備穴濟ともあり。備後國安那郡の海なり。通證に。國造本紀吉備穴國。或曰倭名抄備後國安那郡夜須奈。按安那疑穴之訓。後入再譯爲夜須奈也。猶駿河國益頭郡之例とあり。なほ記傳にも。安開紀に婀娜國と見え。國造本紀に吉備穴國造と云るなども是なり。さて是安那郡には。今は海無けれども。其南なる深津郡は。養老五年に分れたるにて。舊は海までみな安那郡なりき。さて書紀此御卷

に。吉備穴戸武媛と云名も見えたれば。此吉備なるをも。穴戸とも云しなるへし。又神名帳に備中國下道郡穴戸山神社と云もあるは。又別なるへし。和名抄に同郡に穴田郷もあり。と云り。記に穴戸神とある。穴戸は長門國と豊前國との海門にて。此とは異なり。○其處有惡神は。次なる柏濟之惡神と同一。穴海の渡に在て荒ふる神なり。走水渡神なり。と同類なり。○柏濟。仁德紀に葉濟とあり。名義も其處に見えたり。攝津志に。西成郡名柄川渡。有五柏濟。在野里村とあり。續古今集家持。舟出せし沖つしほさぬ白たへに。柏のわたり波たかく見ゆ。

二十八年
戊戌

二十八年春二月乙丑朔。日本武尊奏平熊襲之狀曰。臣賴天皇之神靈。以兵一舉。頓誅熊襲之魁帥者。悉平其國。是以西州既謐。百姓無事。唯吉備穴濟神。及難波柏濟神。皆有害心。以放毒氣。令苦路人。並爲禍害之藪。故悉殺其惡神。並開水陸之徑。天皇於是美日本武尊之功。而異愛之。

西州。本に州を洲に作る。今永享本竟宴歌本集解本に據る。○穴濟神。考本に穴海濟神とあり。また

永享本に穴海神と作り。○皆有害心。本に有字脱たり。今永享本並河本に據る。○故悉殺其惡神云々。こは前年の事を覆奏し玉へるなり。二度の事にはあらず。○日本武尊本に尊字脱たり。今古寫本とも據る。○異愛之。本に之字なし。永享本に从る。集解には、焉字脱。舊本に補とあり。

四十年庚戌

四十年夏六月。東夷多叛。邊境騷動。秋七月癸未朔戊戌。天皇詔群卿曰。今東國不安。暴神多起。亦蝦夷悉叛。屢略人民。遣誰人以平其亂。群臣皆不知誰遣也。日本武尊奏言。臣則先勞西征。是役必大確皇子之事矣。時大確皇子愕然之。逃隱草中。則遣使者召來。爰天皇責曰。汝不欲矣。豈強遣耶。何未對賊。以豫懼甚焉。因此遂封美濃。仍如封地。是身毛津君守君。二族之始祖也。

四十年。永享本に三十年とあり。此事下に云へし。○東夷多叛。記云。詔倭建命。言向和平。東方十二道之荒夫琉神。及摩都樓波奴人等云々。東方十二道の事は已に出。○戊戌。十六日なり。○封美濃は。美濃別と爲玉へるなり。遺字下に。永享本國字あり。りなきもあしからず。○身毛津君。記に。大確命。三野國造之祖。神大根王之

女。弟比賣に娶ひて。生子押黒。弟日子王。此紀四年には。神大根王を神骨に。弟比賣を弟遺子に作り。さて此王の事はなし。稱異なり。なほ四年の下見合すへし。此者牟宜都君

等之祖とあり。さて記傳云。押黒弟日子王。舊事紀に天皇の御子たちの中に。弟引命と云を擧て。

牟宜都君祖とせり。引字を延佳本に別と作るはわろかるゆり。日子を比伎と云。牟宜都君。和名抄に美濃國武藝郡牟

介これなり。氏は。雄略卷に身毛津君大夫。天武卷に身毛君廣。續紀に牟宜都君比呂とある。此人なり。郡名又

云し。續紀三十六に牟義都公眞依。又釋紀に引る上宮記に。牟義都國造名伊自牟良君。など見ゆ。

また東大寺正倉院文書に。文武帝時に美濃本巢郡人牟義君族。氏爾志賣あり。東大寺奴婢籍帳。孝謙

帝時に美濃牟義郡根可郷人。武義造宮廬あり。姓氏錄左京牟義公。景行天皇皇子大確命之後也とあり。

記傳云。守は書紀に依るに。美濃國の地名なるへけれど。物に見えず。今時此名無さか尋ねへし。和名。さて此氏は。齊明卷

天智卷に守君大石。持統卷に守君菊田など見ゆ。東大寺正倉院文書。聖武帝時に山背愛宕郡人守君意

由賣あり。また拾芥抄守宿禰あり。何族かしらす。姓氏錄左京守公。牟義公同氏。大確命之後也。又

河内國皇別守公。牟義公同祖。大確命之後也。さて記に見えたる大確命の御末。大田君は。和名抄美濃國大野

郡大田郷。安八郡大田郷あり。島田君は尾張國海部郡島田郷あり。美濃に隣し。また姓氏錄に池田首

大碓命之後也。美濃國池田郡池田郷あり。又姓氏錄に阿禮首大碓命之後也ともあり。又記に。大碓命娶三兄比賣。生子押黑之兄日子王。此者三野之宇泥須和氣之祖とあり。宇泥須未詳。さて集解云。延喜式參河國賀茂郡狹投神社。相傳所祭大碓皇子。山有三冢墓。所葬處云とあり。帳考に引る社記にも。狹投神。忍代別天皇子大碓皇子。五十二年登狹投山。中蛇毒。二才在二峯之宮。號三西宮東宮とあり。例祭九月九日。當國美尾より馬を献すと云れは。信に此皇子なるも知かたし。○也字。本になし。今中臣本考本集解本に據て補ふ。

於是日本武尊雄詰之曰。熊襲既平。未經幾年。今更東夷叛之。何日逮于太平矣。臣雖勞之。頓平其亂。則天皇持斧鉞。以授日本武尊曰。朕聞其東夷也。識性暴強。凌犯爲宗。村之無長。邑之勿首。各貪封堺。並相盜略。亦山有邪神。郊有姦鬼。遮衢塞徑。多令苦人。其東夷之中。蝦夷是尤強焉。男女交居。父子無別。冬則宿穴。夏則住櫟。衣毛飲血。昆弟相疑。登山如飛禽。行草如走獸。承恩則忘。見怨必報。是以

箭藏頭髻。刀佩衣中。或聚黨類。而犯邊界。或伺農桑。以略人民。擊則隱草。追則入山。故往古以來。未染王化。今朕察汝爲人。身體長大。容姿端正。力能扛鼎。猛如雷電。所向無前。所攻必勝。即知之。形則我子。實則神人。是寔天啓。朕不穀且國不平。令經綸天業。不絕宗廟乎。亦是天下則汝天下也。是位則汝位也。願深謀遠慮。探姦伺變。示之以威。懷之以德。不煩兵甲。自令臣順。即巧言以調暴神。振武以攘姦鬼。於是日本武尊乃受斧鉞。以再拜奏之曰。嘗西征之年。賴皇靈之威。提三尺劍。擊熊襲國。未經浹辰。賊首伏罪。今亦賴神祇之靈。借天皇之威。往臨其境。示以德教。猶有不服。即舉兵擊之。仍重再拜之。

太平。本に太を大に作る。今永享本に據る。○雖勞之。永享本之を身に作る。○斧鉞。倭名抄に廣福

干鍼鉄鉞也。鉄亦作斧。和名萬佐加利とあり。名義眞素割なるへし。さて職原鈔に。將帥有賜節鉞之制。斧鉞者所以專刑戮一也。などはあれど。神功卷。皇后親執斧鉞。繼體天皇武登な此御世などに。さる事ありしにはあらず。史記本紀に。賜弓矢斧鉞。使征伐。爲西伯。また禮記にもあり。此は彼授印綬なると同しく。たゞ將帥に玉ふしるしの物を。漢文の潤飾に云るまで也。記に此時のことを。給比々羅木之八尋矛とあり。倭姬命世記にも。此御矛の事と見えて。日本建尊以比々羅木乃八尋鉞根天。奉獻皇大神宮留。即倭姬皇女彼八尋鉞根波。納二排囊二天。皇大神乃貴財止爲天。八尋機殿機殿。四方。隱收天。爲皇大神御靈。豆。奉崇祭留。とあり。比々羅木は。和名抄に黃芩和名比々羅木。楊氏漢語抄云。紅谷一云巴戟天。和名上同。とあるものなり。八尋と云は甚長き由なり。續紀二に紅谷樹八尋神根ともあり。播磨風土記にも見たり。此時に給はせたるは必此矛なり。記傳云。神代卷に。大穴牟遲神の國避奉玉ふ時に。乃以三平國時所杖之廣矛。授二一神一曰。吾以三此矛一卒有治功。天孫若用三此矛一治國者。必當三平安。二神は。經律主神。神功卷に。即以皇后所杖矛。樹三乎新羅王門。爲三後葉之印。など見えて。古へは將軍などは。凡て矛を杖りしことなり。今此に比々羅木矛を賜へるも此故なり。といはれたるか如し。されど斧鉞をホコと訓むへくもあらねは。また本のまじよ。かゝる所は。暫く音讀にして見過すも宜しかるへし。○東夷也。永享本に也を者に作れり。○村の訓。フレはアレの寫誤なるへし。フレの事は。神武紀に出○冬則宿穴云々。禮運。昔者先王未レ有ニ宮室。冬則居ニ營窟。夏則居ニ橧巢。未レ有ニ火化。食ニ草木之實禽獸之肉。飲ニ之血。茹ニ其毛。未レ有ニ麻絲。衣ニ其羽皮。と云るは。漢土の古の俗なるか。蝦夷の風俗に異なる事なし。但し漢土は。はやく開化けて。さる風俗は改まりつるか。蝦夷はひらくる事通かりしか

は。後々まで此風のこれり。○昆弟相疑。通證に謂レ喜三争闘一也とあり。○箭藏頭髻。通證云。結髮云。多久。見ニ萬葉集。布佐攝也。今云ニ多布佐。神功紀。髮中。崇峻紀頂髮訓同。とあり。なほ此事。記傳にも詳也。髮永享本に髮に作れり。さて通證に。今蝦夷人每持三弓矢。而藏三弦髮中。と云り。弦ならはさる事なれども。箭を髮中に藏むる事少しかなり。もしくは箭の身はかりを云へるか。さて吾聞其東夷云々より。未レ染ニ王化。といふまで。上にも既に云る如く。みな蝦夷島人種の俗を詔へるなり。記傳にも云れたる如く。こゝに何ニ農桑一略ニ人民一とあるにて。陸奥の人民は蝦夷ならぬことを知へし。蝦夷は猛く強ければ。皇國の人を略めて。其處々をうしはき居し者も多かりつらむ。然るを近頃の説に。此に蝦夷とあるも。みな太古陸奥固有の人民なるか。所謂天神の子孫と稱するものに化せられて。漸々に良民となれるなと云る。甚しき曲言也。陸奥もとより美たき大八洲國なり。いかてかさる賤種のみならむや。此は蝦夷人種の雜居れるものを云るにこそあれ。かへすくも思惑ふ事勿れ。○雷電二字。イカツチの訓の方宜し。イナツルキのキはヒの誤なるへし。倭名抄電和名伊奈比加利。一云伊奈豆流比とあり。名義稻交か。○無前の前。永享本に禦とあり。○實。孝徳紀に田畝之實とあり。訓の意身實の義なり。記に正身とあるをも。記傳にしかよまれたり。正身は正しき其身と云意の字なりとあり。これを後には音にサおはしきよしも記傳に云へり。○不叡の訓は。幼稚の義なり。轉りて心の若輩なること。又は未熟の事にもなれるなり。或は無レ長の義にて。物を取統る才のなきを云か本にて。幼稚を云るも。それよりうつ

る意をらんか。○示之以威云々。示字本に永に誤れり。今信友校本等に依て訂せり。さてこの八字。永享本に以示威德四字に作れり。○令臣順。本に順を類に誤る。今考本集解本本に依る。信友校本には隸ともあり。○以調暴神。本に以字なし。今考本に依る。集解本には而字を補へり。永享本も同じ。○皇靈之感。訓に據れば天皇の靈威を申せるなり。永享本には皇天之神靈靈也とあり。さては天神等の御上を申せるにて。差す處異なり。○三尺劔。漢文の飾なり。訓もいかゞなり。○未經決辰。左傳注。決辰謂自子至亥。周匝十二日也とあり。これも漢文なり。訓はよろし。○擧兵擊之。本に之字なし。永享本集解本に據る。○重再拜之。上にも再拜とあり。此は後に神社の奉幣などに。兩段再拜といふ事あれば。こゝも其にて。古の禮なるか如くなれど。なほ漢文の潤飾に添たるものとおほし。故訓にヲカムとのみあるは。其意を思ひての訓なるへし。上代拜の數の事は。持統紀に委く云へし。○記云。故受命能行之時。參入伊勢大御神宮。拜三神朝廷。即白其姨倭比賣命者。天皇既所三以思吾死乎。何擊遣西方之惡人等。而返參上來之間。未經幾時。不賜軍衆。今更平遣。東方十二道之惡人等。因此思惟。猶所思看吾既死焉。患泣罷時云々。記傳云。此時に皇子の天皇に奏賜へる御言の趣は。記の倭比賣命に申給へる趣と甚く異なり。其は元よりの傳の異なりしには非て。撰者の強て漢めかされたる文なり。凡て書紀此段。殊に漢めきたり。上代の意旨に非ず。其は古傳説の中に。漢めかぬことをは省き捨て。漢さまの文を多く潤色し添て書れたり見えたり。彼紀の此段の中には。臣則先勞西征。是役必大確命之事矣。と奏し賜へるのみそ。此記の趣に近かりける。と云れ

たるは然る論なれど。撰者の強て漢めかされたる文なりと云れたるはいかゞ。これも元よりの一の傳なることは更なり。それを撰者の採られたりしめてなり。潤色の多きは此紀の例なれば。故に咎むべきに非ず。

天皇即命ミコトオホセテ 吉備武彥與ト 大伴武日連。令從ミコト 日本武尊ヤマトノミコ。亦以ナ 七掬脛ナツカハヒ 爲膳夫カレハヒト。

吉備武彥。記云。副吉備臣等之祖。名御鈕友耳建日子ミコト而遣コソとあり。又下には吉備臣建日子ミコトともあり。鈕友は。懿德天皇の大御名の例なり。姓氏錄左京皇別に。下道朝臣。吉備朝臣同祖。稚武彥命之男。吉備武彥命之後也。右京。廬原公。笠朝臣同祖。稚武彥命之後也。孫吉備建彥命。景行天皇御世。被遣東方。伐毛人及凶鬼神。到于阿倍廬原國。復命之日。以廬原國給之。和名抄に駿河國。安倍郡廬原郡。また眞髮部。稚武彥命男吉備武彥命之後也。とあり。稚武彥命の孫とも男ともある中に。男とある方正し。孝經紀に云るを見るへし。國造本紀。廬原景行天皇御世に。既く吉備彥命に此國を玉ひしを。成務天皇御世國造には定め玉へるなり。備中風土記に。賀夜郡伊勢御神社東有河。名宮瀬川。西者吉備建日子命之宮。造此三世王宮之故。仍名宮瀬とあるによるに。賀夜郡に住坐せりしなり。○大伴武日連。垂仁紀二十五年に見えたり。今年まで百十五年なり。命長かりし人なり。さて此後何の頃に薨られけむ書に見えず。三代實錄貞觀二年

十一月。書博士正六位下佐伯直豐雄歎云。先祖大伴建日連公。景行天皇御世。隨倭武命。平定東國。功勳蓋世。賜讚岐國。以為私宅。建日連公之子。建持大連公子。室屋大連公之第一男。御物宿禰之胤。倭故連公。允恭御世始任讚岐國造。此氏の讚岐國造と任りしは、とあり。性靈集に。日本武尊率左右將軍武彥武日等征之。熱田緣起に。熱田攝社龍神社。祭吉備武彥命。一御崎社祭大伴武日連。などあり。○七掬脛。此には姓を記されされとも。記云。此倭建命平國廻行之時。久米直之祖名七掬脛。恒爲膳夫。以從仕奉也。とあり。久米直は。天津來目命。大來目命の後なること。神代紀また神武紀に出。其氏人なるへし。記傳云。尾張國氷上社の祠官。久米直氏にて。其系圖に。大久米命十世孫。久米直七掬脛ありて。彼祠官の祖也。其子に久米八瓊あり。寬平緣起に。稻種公。倭從久米八腹と云あるは此人か。とあり。さて越後國風土記に。美麻紀天皇御世。越國有八人。名八掬脛。其脛長八掬。多力太強。是出雲之後也。其屬類多。兼方案之。七掬脛者。其脛長七掬。仍爲名歟。と云り。脛の長きによれる名なるへし。孝德紀に高田首根麻呂。更名八掬脛。姓氏錄に竹田連祖八東脛命。などもあり。○膳夫の事既に云へり。さて記傳云。膳夫と云へは。唯賤き職の如聞ゆめれと然らず。上代には。凡て御膳を嚴重みせられつるからに。膳夫も其人を選はれて。輕からざる職にそありけむ。記傳八玉神の事。又書紀に景行天皇の東の淡水門にて。白蛤を得玉ひし時に。磐鹿六鴈の膳夫仕奉し事。應神卷に。吉備臣祖御友別か。兄弟子孫を以て膳夫として。御饗奉りしことなどを思ふへし。此倭建命の御平國の時など。諸の司々は

多かるへき中に。此にかく殊に此職をのみ舉たるを以ても。其輕からざるほど知られたり。と云れたり。

冬十月壬子朔癸丑。日本武尊發路之。戊午枉道拜伊勢神宮。仍辭于倭姬命曰。今被天皇之命。而東征將誅諸叛者。故辭之。於是倭姬命取草薙劍。授日本武尊曰。慎之莫怠也。是月日本武尊初至駿河國。其處賊陽從之。欺曰。是野也。麋鹿甚多。氣如朝霧。足如茂林。臨而應狩。日本武尊信其言。入野中而覓獸。賊有殺王之情。放火燒其野。王知被欺。則以燧出火之。向燒而得免。一云。王所佩劍。葉雲自草。因是得免。故號其劍曰草薙也。葉雲。此云武羅玖毛。王曰。殆被欺。則悉焚其賊衆。而滅之。故號其處曰燒津。

癸丑は二日。○戊午は七日。○枉道。萬葉七に従何處將行。與奇道者無荷。十一に公之來。曲道爲

古今集春。此一本はよきといはまし。なとあり。行へき道路を避りてなり。○拜伊勢神宮。記云。故受命罷行之時。參入伊勢大御神宮。拜神。朝廷云々。○倭姫命。此姫命。垂仁天皇二十五年に。はしめて大神に仕奉り玉ふ。今年まで百十五年なり。さるは二十年の處に。遣五百野皇女。令祭天照大神。とあるは。其處にも云る如く。五百野皇女は倭姫命に代り玉へるか如く見ゆれと。然にはあらず。世記に。爰倭姫命云々。奉日神祀。古止無倦。とあるを以て。二柱坐並て。大神に仕奉玉ひしものなること知られたり。されは此時。倭姫命をほ彼宮に坐しけること疑なし。なほ記傳に。儀式帳に。大御神宮定奉給ひ。種々の事等定賜ひて。倭姫内親王。朝廷爾參上坐支。とあるは。倭比賣命は。當時即京に還坐し如く聞ゆれとも然には非ず。彼其終の事を。一につづめて記せる文にて。實は京に還上坐しは。年経て後のことなるへければ。倭建命の參入坐し時は。なほ彼宮に坐るほとなり。と云れたる然る言なり。○辭は。退出を申請の義なり。さて記に。此時倭姫命に申玉へる皇子の御言の趣。此紀と甚く異なるよしは上に云り。○草薙劍。此御劍は神代より。天皇の三種の御寶の一として。御代々々大御許に在けるに。今如此伊勢神宮に在ることは如何と云に。古語拾遺に。至于磯城瑞垣朝。漸畏神威。同殿不安云々。就倭笠鏡。殊立磯城神籬。奉遷天照大神及草薙劍。令皇女豐鍬入姫命。奉齋焉。とある如く。此劍をも天照大神と共に遷奉り玉へる故に。伊勢には坐るなり。此紀神垂仁一紀に此事見ざるは。おのつから省かりたる傳なり。かくて記傳云。然はかり重き御寶を。今倭比賣命の御心として。私に倭建

命に授渡し奉賜へること。後世の心を以て思ふには。いと心得かたき事なれども。然もあるへき所にあることなるへし。凡人心もて。みたりには測りかたし。と云れたるはさる言なるに就て。或人云。古事記日本紀等の趣にては。倭姫命の御心より授け玉へること聞ゆれと。到底倭姫命の御言は。都て大御神の託ましての御言なれば。神勅となくとも神勅なる事論なし。されは本宮の鎮坐記には。以吾劍可與とあり。また元亨釋書。神社考。三國傳記。太平記。壺囊抄。神明鏡。下學集。神道秘傳折中俗解等には。正しく神勅と記せり。と云り。此説にてあきらけし。○慎之莫怠。此御言を味ふるに。此又大神の御教誨なること決し。雄略天皇の葛城山に御獵し玉ひし時。靈鳥忽來りて。努力努力と鳴て。嗚猪の出るを。豫に知らせまぬらせしと同心はへなり。然るにこれを通證に。今按寶劍之所。以爲寶劍。唯在此一句。讀者勿忽諸。と云れたるは漢風の論なり。記には。倭比賣命賜草那藝劍。亦賜御囊而語。若有急事。解絛囊口。とあり。この有急事と詔へるも。皇子の災を豫知しめ玉へる。大神の御心なり。○是月。本に月を歳とあり。考本に依て改め訂せり。○初至駿河國。本に國字なし。今永享本に據る。記には。まつ倭建命伊勢を發て。到尾張國。入坐尾張國造之祖。美夜受比賣之家。云々の事あり。緣起には。日本武尊乃受斧鉞。以拜日云々。天皇勅吉備武彥與建稻種公。服從日本武尊云々。到尾張國愛智郡。時稻種公啓曰。當郡水上邑。有桑梓之地。伏請大王稅駕息之。日本武尊感其懇誠。踟躕之間。側見一佳麗之娘。問其姓字。知稻種公之妹名宮酢姬。即命稻種公。媾納佳

娘。合香之後寵幸周厚。數日淹留。不_レ忍_レ分_レ手。既而與_二稻種公_一議_二定行路之事_一。曰。我就_二海道_一。公向_二山道_一。當_レ會_二彼坂東之國_一。言辭約束。各向_二前程_一。とあり。此紀には漏されたり。○駿河。和名抄須流加とあり。名義は。萬葉古義打綠流駿河國の下に云。大神景井云。まつ駿河と云國號の起れる本義を推て考るに。此國大河ありて。甚疾水音の四方に動_レり轟くより。動_レ河_一とそ負けんを。後に須留河國と訛_レりつるにやとそおもはる。さて此枕詞は。其本義を得て。打_レ動_レ河_一と疊ねつらむと云り。駿河の名義右の如く動_レ河_一。又_レ薦河_一の義にてもあらむか。物國風土記に。薦河者依_二其流_一。薦_レ而不_レ知_二控溜_一也。所謂志通波他河。不二河。大堰河也。とあるか如し。既_レ諸國名義考に。此國に駿河郡あり。もとは其地より出し名なるへし。すへて此國の川は。山より落_レて海に入る水の猛烈しきにより。とあり。さて。尖_レ河_一と云なるへし。といへり。其はいつれにまれ。大河に依る號にして。打_レ動_レ河_一とつこくへきものなり。とあり。さて此時の事を。記には故爾到_二相武國_一之時云々とありて。相武國にての事を爲たれと。異なる傳にはあらず。其は記傳云。此段の事。書紀にはかく駿河とありて。其跡の地名なども。駿河國に現しくて在るを。此記に相武としもあることは。人の疑ふべきなれとも。古語拾遺にも。倭武尊東征之年。到_二相摸國_一。遇_二野火難_一。即以_二此劍_一。薙_レ草_一。薙_レ免_一。更名_二草薙劍_一也。帝王編年記にも。此を相摸國にての事とせり。と見えたり。此は國の違へるには非ず。たゞ古と後と名の變れるのみにして。實は一なり。上代には駿河國と云大名は無くして。駿河と云は。もと一郡の名にして。駿河郡是なり。然るをや。其國の地まてをかけて。大名をは相武と云て。此倭武命の時も。いまた駿河と云大名は無かりけむ。かの駿河風土記に。御間城入_二天_一皇三年。制_二伊豆國_一而爲_二分國_一。と云朝世云々定_二賜國遺_一。栗田氏云。珠流河國と分れしは。本紀に志賀高穴穗朝とあるに據は。かの定_二國_一之_二界_一とある時の事にやとあれ。いかゞあらむ。故此記などは。當時の隨の傳にて。相武と記

し。書紀は後に分れたる國名を以て記されたる物なり。されは此倭健命を欺き奉りし國造と云者も。今の相摸國の國造には非ず。焼津の地名に因て思ふに。駿河の地の益頭有度安倍廬原あたりの國造等なるへし。上代には。後に郡若くは郷などになれるはかりの處をも。其國と云つれば。其を領するたくひをも。國造とは云しなり。國造本紀に。珠流河國造云々。廬原國造云々。相武國造云々。など擧たれと。此は其には拘るへからず。其あたりに國造は。なほ此彼と有りぬへ。○其處賊。記には其國造とあり。誤なり。さるは駿河も相摸も。其國の出來始れるは。此よりは後にて。成務天皇の御世の御事にし有ければ。其以前の事は。御紀の上文に。朕聞_二其東夷也_一。識性云々。村之無_レ長。邑之無_レ首。各貪_二封堺_一。並相盜略。と見えたる是にて。右に謂ゆる賊帥と云者はなれは。國造など云へき者を。未_レ置_レれさる以前に。然る者は有_レくも非るを。自國造の號を。借_レに稱_レり居りけんか。今尊のふはし坐ては。其罪を糺彈され奉らむ事の心苦しくて。然負氣なき逆事を成せるものなりけらし。國造本紀に。珠流河國造云々。廬原國造云々とありて。此景行天皇四十年より。二十年餘も過て後に置れたりし者也。○廬鹿。説文に廬鹿屬とあれと。オホシカのみをさして云へきにあらぬは。記傳にシ、とよめるに従ふへし。甚多を。ニヘサセ。よめるもわろし。○茂林。雄略紀弱木林訓同。古歌にも多くしもとをよめり。倭名抄。唐韻云。變木細枝也。和名之毛止とあり。名義繁本なり。信友云。若狹里人。鹿の多く居る事をおとろの如くに居ると云事あり。よく似たる事なり。と云り。○殺王之情。情の下本に。王謂_二日本武尊也_一の注あり。今削れり。集解に此七字私記摺入として刪去れり。さる事なり。考本にはなし。永享本には王謂也の三字なし。それにて後人の書入なる事しられたり。○放火燒其野。記云。火_二着其野_一。風土記に。于_レ時十月之旬。衆草枯死。而宜_レ添_レ火。恰

如塗油とあり。此書はうけられぬものなれど。十月之旬衆草云々はさる事也。此にても是歳は是月の誤なること知へし。上に十月云々の文あればなり。記云。其國造詐白。於此野中。有大沼。住此沼中之神。甚道速振神也。於是看行其神。入坐其野。爾其國造火著其野とあり。此と異なり。○以燧出火。記云。故知見欺而解其姨倭比賣命之所給囊口。而見者。火打有_二其裏_一。於是先以_二其御刀_一。薙_二撥草_一。以_二其火打_一而打_二出火_一。著_二向火_一。燒退云々。和名抄燧和名比字知とあり。古事記裏書に。草薙劍事。兼文案之。今世俗號_二火打囊_一。付_二于刀_一者。可_レ爲_二此因緣_一也。有_レ與事。日本武尊發_二向東國_一之時。先參_二拜伊勢大神宮_一之間。倭姬命被_レ授_二草薙劍事_一。雖_レ見_二日本紀_一。給_レ囊事。此書之外無_二所見_一。歟。とあり。記傳云。此倭建命の故事に因て。古は旅行人に火打を贈ることありしなり。武部云。こゝに後撰集。其他歌集の歌とも出されたる。今はふけり。くはしくは本書に就て。源平盛衰記 四十 に。日本武尊の錦燧袋の事を云る處に。今世までも。人の腰刀に錦の赤皮を下て。燧袋と云ことは此故なり。新井氏の軍器考に。火打袋着ることは云々。寛正のころの記に。の如き物を服て。腰にはさすかと云む物の如きに。袋を結つたたるを。火打袋と云物のよし。俗人の家に云傳へたり。又天皇の御するしの寶篋にも。火打袋とて。赤地錦にて調たる。袋の如き物を。箱に結付られたり。とあり。さて今世にも。倭武尊の火打袋の形とて傳へたる種々あり。其中に信に甚古き物のさまと見ゆるもあれど。其を即此命の御物の形と云は信かたし。又中には。近きころ古めかして作れり。と見ゆる形もあり。○或書に。式なる尾。とあり。○向燒而得免。記云。於是先以_二其御刀_一。薙_二撥草_一云々。著_二向火_一而燒退還出。記傳云。著_二向火_一とは。彼方より燒來る火に向

ひて。又此方よりも火を著て燒を云。如此爲れは。彼方の火の勢弱りて負くるなりと云り。通證に今按逆_レ怒曰_二向火_一出_二於此_一とあり。さるを此に説あり。守部云。敵より火を著るは。何れ風上より著て。風の隨_レ及し。頓て後より廻り攻て。追討んの心組なりければ。其時われはまた。我後_レの方に火を放て。彼やかて後に廻り來ん敵等に。其火を向はしむるを。向火とは云しなり。是を以て今此段も。倭健命まつ其火先の草を薙掃て。其を塞留め。さて活路のために。吾後の草に火を著て。頓て追廻_レこむ賊等を。焚滅したまひし形狀も。いとよく悟りしらる。かゝれば彼源氏物語等に云りしも。武部云。源氏の。其本義はよく心得つらめども。只詞に借て云るのみなれば。其前後の差をことはるまてはあらず。始こなたを焚むとして著たる火の。また此方よりも著たる後は。つひに其敵のうしろに成て。不用_レになりゆくを。人の腹立を消警_レに借たるなり。されはかの眞木柱に。此みけしきも。にくげにふすへ恨みなどしたまはる。中々ことつけて。我も向火つくりてあるへきを。また竹川に。いとうしろめたき御心なりけりと。向火つくれは。など云るには難もなし。以上守部の説と云り。此は實にさる論なれども。なほ向火と云名に叶はず。敵等に其火を向はしむるなど云るは。まことに窮りたる説なり。仍て思ふに。此時の形狀は。記の神代段なる。大穴牟遲命の黄泉國に行坐ける時に。須佐之男命の。以_レ火廻_二燒其野_一。於是_レ不_レ知_レ所_レ出_レとあるに同じく。此面彼面より火を放て。ひとしく攻寄て。皇子の逃れ出玉はむ處を。立塞たりしなるへし。されは上風のみならず。左右より火の起れるうちに。まつ其近傍なる草を薙拂て。燒來る炎を避け。さて左右へ此

方よりも火を放ちて。其方より襲來る賊を攻玉へりしなるへし。然見る時は。向火と云るは風上のみ
 に限らず。左右よりも火を著て攻來る賊なれば。何方にても其一方に對ひて。火を對放つを。向火と
 云へりしものとすへし。和名抄に。野火字統云燭防^{ヤヒ}野火也。又作^{ヤヒ}野人説云保曾介。孫慎切韻云燧
 逆燒也。とあり。記傳云。保曾介は火退^{ホウケイ}の意なれば向火なり。逆燒て彼方の火を退くる意なればなり。○葦擻王之傍草云々。
 記には皇子の御刀以て。苜撥玉へるを。此の傳は自抽出て。傍草を葦擻ひたるか異なるなり。信に神
 劍の靈異かくそ有けらし。此は彼方より燃來る火を。御傍に近づけさらむ爲の御所爲なるへし。され
 は此文は記傳に。ただ草を葦撥たるはかりにては。得免給ふ所由聞えかたし。是も草を葦撥へるゆゑ
 に。火近くは燃來らず。故得免給へるなり。さて記には此事に因て。此劍を葦撥と號けられしことの見えざ
 るは。傳の異なるか。はた何となく其文の漏たるか。決めかたし。神名帳に。
 駿河國有度郡草葦神社。かの風土記には。此神祠所。祭天照大神之地也。草葦と云地名。また草葦山と云をも擧げたり。足登天皇元年
 始祭之奉官幣と云。東草。奈岐と云地名をも擧たり。と云り。重胤云。記に先以^ニ其御刀^一苜撥草とあれども。此紀の一云に。自抽
 之葦^ニ擻王之傍草とあるか如く。自然に抽出て草を葦たる方なん。草葦劍と名に負る所由著く。且體
 なる上に。縁起に計略難^レ施と見えたるか如く。進退共に此に極盡させ玉へる所にて。神劍の威靈を
 顯はして。皇子を助救奉らせたまへる意味なん。甚深く所見たりける。然るは。此神劍の自然に抽出
 て。草を葦玉へるは。皇子の近傍に枯草等の有ては。終に其爲に過きたれさせ玉へらむを。救奉らむ
 として。其草を賊黨の屯する方へ葦除けて。其向火を著させ奉りて。一時に滅ほし玉はむ神謀なる

を。皇子忽に其意を得させおはし坐て。其御姨倭姬命の御言を思ほし出させおはし坐て。忽に御囊口
 を解開かせ玉へは。其天火^{ホトケ}徹なん出現はれさせ玉ひける故に。火を打出て著させ玉ひ。却らまに彼
 賊黨をしも。悉くに燒亡ほし玉へるなり。故其次文に。王曰殆被^レ欺。則悉焚^ニ其賊衆^一而滅^レ之。故號
 其處^ニ曰^ニ燒津^一と見えたるは。記に燒退^チ還出。皆切^ニ滅^ニ其國造等^一とは有れども。實は乃に血ぬらさずし
 て。燒亡ほさせ玉へる事決なき者也。と云り。○蒙雲此云武羅玖毛。此訓注神代紀にあるへきなり。
 さて本に武を茂に作る。今は中臣本に依て訂せり。○悉焚其賊衆而滅。記云。還出皆切^ニ滅^ニ其國造等^一。
 即著^レ火燒。とあり。此は其國造等を燒玉ふなり。然燒玉へることは。野に火を著て。王を燒殺し奉
 るとせむを。報い賜ふとなるへし。此を野に火を著く事と見るはひかことなり。と記傳に云れたり。○燒津。記に燒遣とあり。
遣は津か道かの誤なり。記傳に云り。記傳云。萬葉三に。燒津邊^{ヤキツノヘ}吾去^ニしかは。駿河なる阿倍の市路に逢し兒等はも。神名
 式に。駿河國益頭郡燒津神社。今も燒津村と云あり。又野燒村と云もあり。野燒とも云。○武羅云。此御社府
 中より南三里計なる所の海邊に。燒津村と云有て。入江大明神と申すと云り。和名抄に同
 國益頭^豆末之郡益頭^郡郷と見え。かの風土記にも麻賤郡など書れど。益頭は音を取れる字にて即燒
 津なり。谷川氏も云り。頭字音を取れしは。益もヤクの音を轉して。ヤキに用ゐたるなり。然るを麻志豆としも云
 は。や、後、後に燒と云ことを忌避して。其字の訓に唱へ更へたる物なるへし。然る例他にもあるなりと云り。

亦進^{イテマシ}相摸^ニ欲^ニ往^ニ上總^ニ望^ニ海^ニ高言曰。是小海耳。可立^{キタチ}跳渡^ニ乃至^ニ于海

中ニ暴風忽起。王船漂蕩而不可渡。時有從ヒマツル王之妾メカメ曰コト弟橘媛。穗積氏忍山宿禰之女也。啓王曰。今風起浪泌。王船欲沒。是必海神心也。願以妾之身贖王之命而入海。言訖乃披瀾入之。暴風即止。船得著岸。故時人號其海曰馳水也。

相摸。今の相摸の地是なり。さて記の眞福寺本延佳本等には。相武と作り。記傳にも其字に依りて云れけるは。元正紀に酒部連相武と云人名も見えたり。是此國名を。古は如此書たりし一の證なり。國遺本紀にも。さて和名抄に相摸佐加三とあれども。元は佐賀牟なり。下なる歌にも然あり。摸字を書るもムの假字なり。此字ミの假字には遺し。大隅國の郡名の取摸も五牟とあり。誤摸同音の字なり。東遊の一歌に。左加安元乃於相摸とあるは。相摸の峯と云ことなるへし。萬葉十四に。相摸瀨の乎美瀨とある相摸などをも。サカムと訓へきなり。佐賀美と云は。後に轉れる唱なるへし。上總國の郡名東瀨も。と云り。名義は未詳ならず。○上總。倭名抄上總加三豆不佐。名義古語拾遺に。好麻所生故謂之總國。古語麻謂之總。今爲上總下總二國是也。とあり。名義明らかなり。さて此國上下に分割たるは。何の時なりや詳ならず。○望海高言。記云。自其入幸渡走水海之時云々とあり。望の訓。神代下。記傳云。此は今も相摸國御浦郡の海邊浦川より三十町ばかり北に。走水と

云邑ありて。海邊の山上に。走水の觀音とて寺あり。諸國の往來ふ船。此上總國に向へる地なり。走水と云處。今は船の泊る瀨にあり。其海は東之淡水門とある其入海なり。とあり。五十三年の處に。○立跳。字書に跳走也とあり。萬葉五。難波津爾。美船泊農等。吉許延許婆。紐解佐氣豆。多知婆志利勢武。○妾の訓。倭名抄にも乎無奈女。字鏡集。抄。類聚名義抄等に。とあれども。こゝはたゞミメと訓へし。妾字もいかゞなるよし。記傳の説あり。次に。出。○弟橘媛。記には其後弟橘比賣命とあり。記傳云。后とは天皇の大御妻に限て申すことなるに。此にかく申し。下にも坐倭后等とあるは。此倭建命は。帶中津日子天皇の大御父に坐か故に。萬を天皇に准へ奉れる例なり。書紀にも御名に尊字を書き。崩と記し陵と記し。仲哀卷にも母皇后倭建命の御妻などあるか如し。御名義。弟は上卷の歌に淤登多那婆多とある。淤登と同しくて。美たる稱なり。橘は此近き御世に。常世國より渡參來てめつらしく。殊に世に賞る物なるに依て。稱たる名なるへし。此比賣命の事。書紀に従之王之妾と記されたと合はず。彼紀の文法にては。妃と云はかりの人を。妾とは云へきに非ればなり。且此記に。倭建命の御妻等五人の名を出せる中にも。三人はたゞ某比賣と云るに。和多遲能伊理見賣命と。此比賣命と。二柱の御名には。命と云ことを加へたるにても。なみくならず。式に上總國長柄郡橋神社あり。若くは此比賣命を祭るには非るか。和泉國多治速比賣命神社は。さて古へは軍行の旅にも。妻を率て行こと常なりとおほしくて。書紀に其事多く見えたり。とあり。○穗積氏の事は。崇神紀に出。○忍山宿禰。地名に依れる名か。神名帳に伊勢國鈴鹿郡忍山神社。同國朝開郡に。種。さて記には志賀宮段に。天皇娶三穗積臣等之祖。建忍山垂根之女名弟財郎女。生御子和詞奴氣王。とあり。依て按ふに。此紀に弟橘媛の父を。此忍山宿禰とせしは。彼成務天皇

の忍山垂根の女弟財郎女を娶て。和訶奴氣王を生坐る。其弟財と弟橘と御名の似たるから。まかへるものにて。弟橘媛は。記には御母を記さねは。もとより其傳をかりし方正しかるへし。なほ生坐る稚武彦王と申にも疑はしき事あり。下に云へし。體記にも。應神天皇御母。山と云人見えたり。○是必海神心也。記云。渡ニ走水海一之時。其渡神興レ浪廻レ船。不レ得ニ進渡ニ云々とあり。海神とはあれど。神代紀に見えたる正しき綿津見神にはあらずて。海路をうしはきををる邪神なるへし。○贖王之命。記云。妾易ニ御子ニ而入ニ海中。御子者所遣之政途。應ニ覆奏ニとあり。萬葉に贖命者。妹之爲社。又安賀布伊能知毛。多我多米爾奈禮。安賀布と云言義は。此に神代紀に云。○披瀾入之。記云。將レ入レ海時。以ニ菅疊八重皮疊八重繩疊八重。敷ニ于波上ニ而下ニ坐其上。於是其暴浪自伏。御船得レ進。とあり。○船得著岸。房總志料に。尊相摸走水より。上總富津に渡ります。富津は古津の訛。邦音同。とあり。又云。鹿野山。軍陀利夜又朋王日本武尊を祀る。長柄郡本納村橘神社あり。橘媛を祀る。吾妻大明神といふ。と云り。○日馳水。此地の事は上に云へり。しか名つけし由は。記傳云。上文に可ニ立跳渡ニと擧言し賜へるに依てか。又思ふに。此時に浪の速かりし由の名にて。ちむか。かの派連國と名けしと同し心はへなり。さて此段の事。神明鏡に云。それより相州へ越。上總へ渡給ひけるに。伏戸の渡にて波荒て。船已に覆むとせしを。梶取申しけるは。船中の美人を龍神の見たるとおほえ候。と申しければ。數百人の軍士を失はむよりはとて。最愛の橘姫と申す夫人を。一人流し給へり。誠に忝し。さて船荒ることなくして。總州へ渡り云々。と云り。記云。爾其后歌曰。佐泥佐斯。佐賀牟能袁怒邇。毛由流肥能。本那迦邇多知互。

斗比斯岐美波母。故七日之後。其后御櫛。依ニ于海邊。乃取ニ其櫛。作ニ御陵。而治置也。記傳云。海邊とは相摸國の海邊か。上總國の海邊か定たし。さて此御墓も。相摸か上總か知かたし。師の書入に。今相摸國の梅澤のあたり。吾妻森と云あり是なりと云りとあり。梅澤は餘綾郡なり。大道にて。小田原と大磯との間なり。吾妻山吾妻明神の社あり。此社に傳説ありや尋ねまはし。と云り。

日本書紀通釋卷之三十二

飯田武郷謹撰

景行天皇
四十年

爰日本武尊。則從上總轉入陸奥國。時大鏡懸於王船。從海路廻於葦浦。橫渡玉浦。至蝦夷境。蝦夷賊首島津神國津神等。屯於竹水門。而欲距。然遙視王船。豫怖其威勢。而心裏知之不可勝。悉捨弓矢。望拜之曰。仰視君容。秀於人倫。若神之乎。欲知姓名。王對之曰。吾是現人神之子也。於是蝦夷等悉慄。則褰裳披浪。自扶王船。而着岸。仍面縛服罪。故免其罪。因以俘其首帥。而令從身也。

轉。詞林采葉鈔此文を引るに傳に作る。訓より移れるものなるへし。○陸奥。齊明紀に道與と作。又陸道とも作れたり。萬葉に美知能久。倭名抄には陸奥三知乃於久とあり。記傳云。奥は口に對へ云稱にて。道口道後の後に同じ。京より行に初の地を道口と云。終を後とも奥とも云り。此國は東北の極

に在て。實に道の奥なり。或禁にても。大隅薩摩を奥の國と云ること。曾垣家集にみゆ。又陸奥國にても。黒川郡より北を奥郡と云。大同五年の官符に見えたり。源氏物語若菜卷には。播磨國內にて。此國の奥郡と云ることあり。

と云り。○大鏡懸於王船。按常陸風土記久慈郡條に。東山石鏡。昔有魍魎。率集既見鏡則去。俗云疾鬼面鏡自滅。と云事あり。かゝる故にもや。通證に。今按此佈夷虜。制大魚之神策と云り。怖夷虜。事はいかゞあらん。又按に。土佐日記に鏡を海神に手向くる事見えて。ちはやふる神の心のあるる海に。鏡を入れて且見つるかな。と云歌あるなどによれば。此も海神に手向る料の。御幣の鏡かともおもはるれど。定めかたし。ちほよく考ふへし。下總人清宮秀堅云。上總天羽郡金谷郡。有鐵製奇器。周圍一丈八尺。厚六寸計。中斷爲二。土人稱之爲鏡。又鐵尊。或曰古鏡多用鐵製是也。蓋日本武尊之遺物歟云々。懸巨鏡於船頭。蓋威魚龍。矣云々。と云り。

○葦浦。詳ならず。○玉浦は。仙臺封内名蹟志六云。名取郡玉浦。在二下野。鄉村岩沼以東。日之藤會根。往時之玉浦也。僅蒲崎。地面。渾是玉浦之邑也。郷黨書魂浦。とあり。秀堅云。安房紀有玉浦祠。本州海上郡下長井村亦有玉浦祠。傳言日本武尊東征。經此浦。日本紀有葦浦。玉浦之事。玉浦者葦房。葦房古時之總稱也。と云れたる既信かたし。

○竹水門も。未詳。集解に。按延喜式陸奥國名取郡有多珂神社。又行方郡有多珂神社。類聚鈔亦行方郡有多珂。不知二兩郡之中孰是。とあり。記傳にも。葦浦玉浦竹水門など。みな陸奥なりと云り。さて此に境もあるも。陸奥にて蝦夷の住居近き域を云。未だ蝦夷の地に至り玉ひしにはあらず。地圖を見るに。今社鹿郡の海邊に。西に向ひて竹浦あり。若く前の海岸にあるへし。磐城は山嶺は幽遠にして。海濱彎曲せず。良港なし。陸奥は社鹿郡東方に斗出して。海濱を圍き。鹽竈松島の景を覆りて。頗る舟船を泊するに適す。水門とは。かゝる便要の港をこういふへし。竹水門は必此なるへし。蝦夷の酋長等。雲を雲け浜を披き。王船を扶けて着岸したる當時の情景也。

○蝦夷賊首。蝦夷二字永享本になし。○島津神國津神。これは蝦夷賊首とは又別にて。其あたりの島國に住て荒ふる神等なり。上に云る穴海惡神。柏濟の惡神の類なり。○

心裏。集解に裏字傍訓撥入として削れり。○現人神。通證に。言三神。而現三于人。匪直世人也。此指三天皇。孝德紀所謂明神。御宇之意也。萬葉集云。繫卷裳湯々石恐石。住吉荒人神云々。とあり。雄略卷に。一言主神長人と現れ坐て。現人之神と名乘玉へる事あり。また續後紀嘉祥二年興福寺法師長歌に。我國之聖乃皇波云々。御世々々爾相承襲天。每皇爾現人神止成給御坐云々。とあるも此と同じ。記傳に。現人神とは顯れて人の體なる神と云事なり。大かた神は形は隱坐て。顯には見え玉はさるを。是は御身の現しく見え給へるを申玉へるなり。と云れたり。さてかく答賜へる御言を思ふに。島津神國津神に對へて。かく現人神とは告玉へるか。また只何となく。自らかく告玉へると見てもよろし。○悉慄の下。永享本に其威二字あり。○裳裳。或人云。按上代は男女とも裳を着し事。是にてしるし。猶云は。記に伊邪那岐大神於三投棄御裳云々。熱田縁起に倭武尊裳裳。裳賊三涉。懸度。など見るへし。以上男子の裳を着し例なり。と云り。されどこゝはそれまでも非し。こゝなるは裳衣とあるにも同じく。たゞ衣裳を褰けしなり。熱田縁起なるも同じ。○俘其首帥。集解に首を曾に改めて。曾原作首誤とあり。記傳云。俘其首帥云々。下文に以三所俘蝦夷等。獻於神宮。ともあり。後の史とも。俘囚とも夷俘ともある物は此類にて。俘にしたる蝦夷を。陸奥出羽の内又諸國にも安置れたるなり。其は子孫に至りても。良民と混にせず。俘囚と云て別に一種なり。もと蝦夷の種なる故に。子孫までも常に勇悍きわさを好みて。やゝもすれば反て亂をおこしたりき。とあり。縁起に。爰倭武尊自三上

總轉入陸奥。懸大鏡於船首。從海路。廻於葦浦。橫渡玉浦。稻種公適有來會。縷陳山道消息。共向蝦夷之地。賊首島津神國津神等。屯於竹水門。欲拒之。遙望大王之威勢。面縛首過。共拋弓矢。望拜曰。仰視君容。秀於人倫。威猛若神。欲知姓名。王對曰。吾現人神之子也。蝦夷等震慄歸德。故免其罪。自俘其魁帥。令從身也。

蝦夷既平。自日高見國還之。西南歷常陸。至甲斐國。居于酒折宮。時舉燭而進食。是夜以歌之問侍者曰。珥比麼利。菟玖波塙須擬氏。異玖用加禰菟流。諸侍者不能答言。時有秉燭者。續王歌之末。而歌曰。伽餓奈倍氏。用珥波虛々能用。比珥波苔塙伽塙。即美秉燭人之聰。而敦賞則居是宮。以鞞部賜大伴連之遠祖武日也。

日高見國。已に出。○西南。陸奥桃生郡あたりより。まことの方位を以ていはく。常陸は正南にあり。甲斐は常陸より西南の方にあたるといふ。されど此は大概を云へるものなるべし。或人云。蝦夷の本土。日高見國に服し。其魁帥を従へて。歸路は陸路を取り。西南とは。錦城の山道を経過せられしなるべしと云り。詞林采葉には西南二字なし。○常陸。和名抄比太知。常陸風土記に。

往來道路。不隔江海之津濟。郡郷境堺。相經山川之峯谷。取近通之義。以即名稱焉。此は常陸の意なり。即古事記には常陸と作。また倭武尊巡狩東夷之國。幸過新治之縣。時遣國造毘那良珠命。新令堀井。流泉淨澄。尤有愛好。時停乘輿。翫水洗手。御衣之袖垂泉而沾。依漬袖之義。以爲此國之名。國俗諺云。筑波岳黑雲掛。衣袖漬國是矣。とあり。記傳云。知に陸字を書は。陸奥の陸と同くて。陸道の意なり。古今顯注に。常陸はひたかちを。ひたちとは申なり。陸をかちともよむなりと云るを。契沖が陸をかちとよめること未知ず。ひたちはひたみちなりと云へる。まことに然り。古歌に東路の道のはてなる常陸とよめるは。東海道の極なればなり。と云り。信友云。日高は景行紀を思ふに。今の蝦夷地にて。常陸は彼日高へ通ふ道なれば。日高道なるべしと云り。されど日高を今の蝦夷地と云るは誤なり。○甲斐。倭名抄賀比。續紀歌斐。名義山の峽なる由なりと云説宜し。加比は間と同じ。今この國。山梨八代二郡の打開けたるありさまをみれば。山峽の國とは云かたきか如くなれど。此國は上古は入海にて。今の山梨郡などは。後に陸地とされるものなれば。なほ其もとは。山峽にのみ人は住てありしなり。今の都留郡など。上古の甲斐國のありさまなる。○記云。悉言向荒夫琉蝦夷等。亦平和山河荒神等。而還上幸時。到足柄之坂本。於食御糧處上云々。故登立其坂。三歎詔云。阿豆麻波夜。故號其國。謂阿豆麻也。即自其國越出。甲斐。坐酒折宮云々。とありて。此紀と異なること多し。記傳に其差を論らひて云れけるは。先其路次。記の趣は。蝦夷を言向て還坐し。相摸より足柄山を越て甲斐に到坐。

其より信濃を経て尾張に還坐る國の次第。皆よくかなへるを。書紀には。歷_三常陸_一至_三甲斐國_一とありて。後_二自_一甲斐_一北轉_三歷武藏上野_一。西逮_三于碓日坂_一云々。進入_三信濃_一。とあるは路次順はず。其故は。常陸より甲斐に到る間には。武藏もあり。或は相模もあるを。其を云はて。直に歷_三常陸_一至_三甲斐_一と云るは。連きたる國のことにていか。歷_三常陸武藏_一などこそ云へけれ。但し常陸をのみ跡に云るは。御歌に其國の地名あるかためにもあるへし。と云れたるはまことにさることなり。但し武藏を云はざるは。甲斐より再び武藏の端つかたを歴給へれば。前の方を省かれしなるへし。其は後の方は。必武藏を云はされは。何方より上野の方へものせられしか。路次さたかならされと。前の方は云はても。路次に妨なきか故なるへし。記傳に又云。甲斐より信濃へ行むに。武藏上野へ轉歴むは。と云れたるはいか。もとより其あたりに。背ける者などありて。故_二に言向_一に幸け路次いたく遠へり。と云れたるはいか。もとより其あたりに。上古にては必碓日坂にかゝらすは。えあらぬ道なりけん。今は甲斐國より直に信濃國に通る道はあれと。古はさる道は未開けさりしにもあるへし。さて又御歌ありし地も。足柄と碓日と傳の異なる何れ正しからむ。決めかたきか如くなれと。上野國吾妻_{阿加}郡あるを見れば。碓日の方を正しとすへきなり。但し下文に號_三山東諸國_一曰_三吾孀國_一と云ひ。記に號_三其國_一謂_三阿豆麻_一とあるは誤なり。阿豆麻と阿加豆末とはもとより別なり。これを一になして語傳へしも。古き世よりの事にはあれと。吾孀はこゝに見えたる如く。此尊の御言より出て。吾妻郡一處の名となり。阿豆麻は東國の總名にて彼端の義なり。なほ邊部をヒナと云るも同じ。ヒナとアツマと對へて云る言。記の雄略段の三重采女が歌に見えたり。端は橋の端。或は此處彼處の都麻利。などの都米都麻と同じく。物の行止りの處を云るにて。東國は國の果なる故に彼端と云るなり。されはもとは異なる名義なれと。似たる稱なるか故に自_一にされるなり。また紀の文の次第にては。吾孀の御歌時後れて似つかしからず。と云れたるもいか。いかに時

後れたりとも。思出て歎給はむには。いつと云事あるへからず。なほいはく。信濃の方へ碓日坂を越給ふに就て。今はと東國の方を見畢玉はん_二に就ては。ありし後のをこりおもほし出給はむは。殊にあはれる御意とも申すへしかし。かにかくに上古の事なれば。此行坐の路次など。今より疑ふへきよしなきをや。○酒折宮。記傳云。今山梨郡に酒折村ありて。酒折天神と云社あり。甲府の東十町ばかりなり。甲斐名勝志に。酒折天神。古倭建命東夷征伐の時。此地に行宮を建留り給ひし處なり。祭神即倭建命なり。又八幡社もあり。往昔の宮の跡を。今古天神と云りと云り。とあり。されど地形のさまを以て考るに。今の山梨郡酒折村あたりは。古へは入海の洲崎の處にて。往還ふへき道路あるへき状ならず。まして此尊などの假宮作り玉ふへくもあらず。此は後に好事のものつくりし跡なることは。其國に至見て知らるゝなり。なほ次にもいふ事あり。此酒折宮に坐々しほとこの事を。寛平縁起に。先是倭武尊。於_三甲斐酒折宮_一。有_レ戀_三宮酢姫_一。即歌曰。阿由知何多。比加彌阿彌古波。和例許牟止。止許佐留良牟也。阿波禮阿彌古乎。此數首歌曲爲_三此風俗歌_一矣。とあり。此風俗歌とは。甲斐國の風俗歌なるへし。○侍者。御前に伺候へる者を云。後には侍と云名稱あり。縁起云。居于酒折宮。夜深人定。乘_レ燭進_レ食。此夜以_レ歌問_三侍者_一曰。○珥比麼利句菟玖波塢須擬氏。記傳云。新治筑波を過てなり。和名抄に。常陸國新治_{爾比}郡新治郷。筑波_{豆久}郡筑波郷あり。式に筑波山神社もあり。仙覺萬葉抄に。常陸國風土記には。波里にひはりの國。つくはの國など云り。とあり。名義。風土記云。美麻貴天皇。馭_レ宇之世云々。穿_三新井_一。其水淨流。仍以_三治_一井因。著_三郡號_一。又云。筑波之縣古謂_三紀國_一。美萬貴天皇之世。遣_三采女臣支屬筑波命_一於

紀國之國造一時。筑波命曰。欲令身名者著國而後世流傳。即改本號。更稱筑波者。風俗説曰。握飯筑波之國。とあり。萬葉九に。筑波嶺爾登而見者云々。新治乃鳥羽能淡海毛。秋風爾白浪立奴云々。なほ筑波山の歌は卷々に多く。後の集ともにも多く見ゆ。筑波の波を常に濁りて暗るは非なり。さて自二日高見國一遺之。西南歴三常陸。至三甲斐國。とある如く。是に武藏或は相模などを云はすして。歴三常陸と隔たりたる國を云。古書皆清言の波字のみかきたり。此御歌に新治筑波をよみ給へる由を。願さむかためなるへし。常陸國を経て來坐るなれば。其國なる新治及筑波を過てよりとなり。さて陸奥より甲斐までの間に。過坐し地は幾許もありけむに。取分て此二處をしも所念出て。よみ賜へることは。所以こそありけむ。其ゆゑは今知かたし。常陸風土記に。倭武尊巡狩東夷之國。幸過新治之縣云々。○異玖用加禰菟流は。記傳云。幾夜か宿つるなり。抑幾日か經つるとは詔はすて。かく夜の御宿を以て詔ふは。凡て日數を經ること云に。幾夜宿つると云は。古も今も常なる。兒童などは。幾つ中にも。旅にては殊に夜の宿りを以て數ふることなり。幾夜とまりに行。なと俗にも云り。さて幾夜宿ぬらむなと云は。みつから思ふ意なるを。都流と云は。人に問かくる辭なり。さて如此よみ賜へるは。新治筑波あたりに所思出る事の由そありけむかし。とあり。

○兼燭者。記に御火燒之老人とあり。記傳云。美肥多伎能意伎那と訓へし。麩栗宮段にも燒火小子とあり。上代には夜中の明りには。多く燎火を用たり。後世にもいはゆる衛士の燒火宮衛令に。凡理門至夜。凡黃昏之後。宮門衛士炬火。開門亦同。神社の庭火。云もあり。篝火など。皆明りのためにして。古の爲の遺れるなり。上代には。屋内にて燎火を用しなり。故かの麩栗宮段なる燒火小子も。居三鹿籠とあり。鹿とは其燎火をする處の如き物と云なり。飯など炊く尋常の鹿に非ず。然るを書紀には此なるをも。かの燒火小子をも。共に兼燭者と書れたるは。強

て漢めかさむ爲に。改められたる文にして。實に違へり。兼燭者にては。居三鹿籠と云こと由なし。書紀は凡てかゝる類いと多し。心してみるへし。○續王歌之末而歌曰。永享本には之末而歌曰の五字なし。記にも續御歌とのみありて。末と云事なければ。なくても宜しけれど。ある方まさされるか如し。故書紀にも。此を續三王歌之末と云り。さて續たる歌と連合せて。全き一首の如くなるなり。二を合せて。旋頭歌と云物になる。殊に此なる御歌は。幾夜か宿つると。人に對ひて問賜へるさまなれば。末を續て御答とするなり。麩栗宮段にも。志毘臣歌曰。意富美夜能。袁登都波多傳。須美加多夫那禮。如此歌而。乞其歌末之時。袁那命歌曰。意富多久美。袁遲那美許曾。須美加多夫那禮。とあるも同じさまなり。此外にも三句の歌を以て。問たる答たる記中には彼此例あり。○伽餓奈倍氏。記傳云。日々並てなり。迦は二日三日幾日などの日にて。日數を計へ云言なり。其を迦賀と重ね云は。日々夜々など云と同じ。さて此迦は。氣長くなと云氣と通音にて同じことなり。其由は。上卷に日八日夜八夜とある處に委く云り。さて日數を計るに幾日と云は。晝夜を合せて云なり。幾日の日。幾日の夜など云も。迦は夜をも兼る故なり。晝と夜との内には。晝を主とする故。但し夜を伊久夜と云に對へては。晝を伊久夜と云。其はにもはら晝の方にのみいふなり。那倍互とは。新治筑波を過給ひし日より。今日までの日を並へて。都てと云ことなり。おしなへてと云も。凡てと云と同意。とあり。さて其迦は。來經の約れる古語にて。來經とは。古く年月日時の來向ひ經て往を云。美夜受比賣歌に。阿良多麻能。登斯賀岐布禮婆。阿良多麻能。都紀波岐閉由久。とある是也。此來經は氣と約れるを。伽に轉して經々とは云也。即恒に日數を計へて幾

日と云伽も。此來經を約めて云言なるを。其伽に日字を書は。本幾來經日と云に訓つけたるなり。曆の許も來經の約れるにて。月日の來經を讀計ふるよしの名なり。さて其日數の重るを並ふと云は。萬葉三に氣並而。來經也八に日並而。十一に夜並などよめるか如し。と守部云り。○用珥波虛々能用句比珥波苦鳩伽鳩。夜には九夜。日には十日をなり。結の鳩は余と云むかとし。記傳云。夜波日波と云へきを。邇波と云る邇。今世の心には穩ならず聞ゆれども。古は如此格にも云しなるへし。さて晝の數十日ならむには。夜も十夜なるへきに。夜を九夜と云るは。此時いまた初夜なりし故に。當夜を數へぬなるへし。とあり。○敦賞。上に諸侍者不能答言とあるは。此老人を賞給ふあまりに。かく加られたるか如くなれと。さにあらず。此老人の歌。日數を以答奉れるのみにて。かくれたる巧はなけれど。をりに臨みて。皆人の御答歌の。とみに出來さりけん。かくとりあへず。御歌を讀つる意の聴きを。敦く賞たまひしなり。さて記云。是以譽其老人。即給東國造とあり。記傳云。此は東の國々の中の。一國の國造に任し賜へるにて。其國名何國とも傳はらて。たゞ泛く如此は語傳へたりしなるへし。とあり。さて思ふに。此時いまた東國造に任し給ふへきにあらず。此紀に敦賞とあるが當時の事にて。後に其功に據て。東方の國造に任し玉へるを。記には前へ廻らして書るものとすへし。○靱部。本にユルシロヘ。またトモノヘ。など訓める。何なる。語の詠れるにか詳ならず。こはユキヘと訓へし。通證に靱部即靱負部也と云るか如し。神代に。大伴氏の遠祖天忍日命。天津久米命二人。取負天之石靱。記また天忍日命。帥來目部遠祖天穗津大來目。

背負天磐靱。紀とあるか如し。大來目部の人等の。靱を取帶て。朝廷の御守護仕奉る。靱負部と云なり。萬葉三に。大伴之名。靱帶而云々。二十に麻須良男能由夜等里。於比且。などある是なり。これを大靱部に。靱負伴男とも云り。後に近衛府衛門府を。共に由介比乃都加佐と云も。此の靱負部より出たるなり。なほ姓氏錄を引て次に云。○賜。靱負部を武日に賜ふなり。姓氏錄左京神別大伴宿禰。高皇產靈尊五世孫。天押日命之也。初天孫彥火瓊々杵尊。神駕之降也。天押日命大來目部立御前。降于日向高千穗峯。然後以三。大來目部。爲三。天靱負部。天靱負之號起於此也。雄略天皇御世。以三。天靱負。賜三。大連公。奏曰。衛門開闔之務。於職已重。若一身難堪。望與三。愚兒語。相伴奉三。衛三。左右。勅依奏。是。大伴佐伯二氏。掌三。左右開闔之縁也。とあり。此文に見えたる如く。天靱負とは大來目部を云ひ來れるを。もとより此部は。大伴氏の帥來れるものにはあれと。其大伴氏の内の氏長のものに。其時々朝廷の命を以て賜ひしなるへし。さて姓氏錄にては。雄略御世に至り。此部を室屋大連に賜ひしとある。此と傳の異なるか如くなれと。らず。此時武日大連に賜ひしも。後に室屋大連に賜ひしも。みな其時々其氏の長たる人を選ひて。此部を屬玉ひしなれば。もとより事は一なれども。彼も此も一度の事にはあらず。なほ此外にも。必御世々々に有しなるへけれと。史に漏されたるにもあるへし。

於是日本武尊曰。蝦夷凶首。咸伏其辜。唯信濃國越國。頗未從化。則自甲斐北轉。歷武藏上野。西逮于碓日坂。時日本武尊每有願弟。

橘媛之情。故登碓日嶺。而東南望之。三歎曰。吾媯者耶。媯。此云。菟摩。故因號山東諸國。曰吾媯國也。

信濃國。倭名抄之奈乃。齊明紀古事記に科野とあり。名義山國にて級坂ある故の名也と。冠辭考に云り。此國には更級。埴科。倉科。穂科など云名。倭名抄にも見え。猶其餘にも此彼あり。みな國名と一なるへし。通證に今按科木出於此國。其薄皮甚韌強。今用以飾馬綴。蓋楮穀之類也。とあり。此木によれる名にもあるへし。國名風土記に。信濃國と云は。木の中に科と云木あり。彼木の皮極て白し。是を以。東方の御製東前。後用るなり。依て名く。又級とも云義二あり。一には級二には白と云。此二義取合せて品と云。とあり。但し級と云に二義ありとはいいかも。又諸國名義考に。今も此木皮にてつくれる籠布などあり。記傳に一説を擧て。科と萬葉に三鷹刈信濃とよめれば藤野ならんと云るは非なり。今も此木皮にてつくれる籠布などあり。物と一物なるか如く云れたるは非なり。もとより別物なり。されど神樂歌に。木綿作るしなの原云々。とも云へれば。此木を以て作りし布をも。古木綿と云りしなり。古信濃布と云もの。式をばしめ。其餘の書に見えたるも其なるへし。○未從化。永享本に化上王字あり。○北轉歷。永享本轉字なし。さて此路今は詳に知かたけれと。其國人の語るをきけは。今此國の山梨郡栗原驛石和驛の間より。北の山路を経て。武藏國秩父郡の奥なる。雁坂と云あたりに出。それよりなほ北の方。山深く分入りて。上野國甘樂郡に出る路ありと云り。此邊はいとも山峻く。容易く分通るへき路にはあらぬを。傳の轉歷給へるは。荒ふる者などのありしを。討ち玉はむためなるへし。今秩父郡に。三峰山と云山あり。人のよくしる處なり。此驛を記ると云り。此邊りを打邊給ひしにもあるへし。さて甘樂郡より碓氷郡へ出る路は。今もありて。人の知れるか如し。○西逮于碓日坂。西字詞林采葉には而に作れり。されと西とあ

る方まされり。方位もよく叶ひて通ぬ。碓日は。倭名抄。上野國碓氷郡字須比。萬葉集歌に。山をも坂をもよめり。此山を打通れば。信濃國佐久郡に出るなり。淺間嶽の麓なり。名高き峠にて。たれもよく知れる域なれと。尊の打越させたまひし嶺は。今道の北の方にて。今も古道ありと云るは。さることなるへし。吾妻郡の境に。とも其方にあれば。決めて古道は其方なるへし。○三歎。記傳云。泥母許呂爾那宜加志豆と訓へし。三は字のまじ。美多尾と訓てもあるへし。れと古書には歎きなど。然歎を云むこといから。漢籍には。何事にまれ。丁寧反覆に物することを。三云々と云り。三思三省などの如く。返すく歎き給ふを云なり。三歎とは殊に多く云言なる故に。此にも其字を用たるにこそあらめ。古言は三三歎くにはあらし。返すく歎き給ふを云なり。と云れたるさる言なから。紀記ともに三歎とあれば。なほ其數を云しものなるへし。故字のまじに訓つ。記上卷大一款と云事もあれば。歎きに數を云事も。古よりありそしけん。○吾媯者耶。記には阿豆麻波夜と有り。此は仁賢紀の訓注に據て。本の如く訓へし。記傳云。阿賀都麻と云へきを阿豆麻と云は。己か妻を萬葉十四に於能豆麻。他卷に自妻己妻と書るをも如此訓へし。と云ると同じ云さまなり。吾君を阿岐美と云なとも同じ。書紀仁賢卷に。弱草吾夫何怜矣とありて。吾夫何怜矣。此云阿我圖摩播耶。波夜は其物を思ひて深く歎息辭なり。書紀に者耶と書れたるは當らず。波も夜も歎きの聲なり。何怜矣と書れたるも。正しくは當らざれども。者耶よりは近し。波母と似て。波母よりも重く聞ゆ。但し波母はいつらと尋求る意あり。るを。波夜は然る意は聞えず。と云り。○號山東諸國曰吾媯國也。國字永享本になし。記と符。は。其方宜。かるへし。緣起に。號坂東諸國。曰吾妻國也。公式令に。東海道坂東。東山道山東。義解に。謂信濃與上野界山也。とあり。緣起は紀に因て記しなから。坂東と書れたるはいか。記には號其國。謂阿豆麻也とあり。此は足柄山にての事なれば。こと同じからず。

於是分道。遣吉備武彦於越國。令鑿察其地形嶮易。及人民順不。則日本武尊進入信濃。是國也。山高谷幽。翠嶺萬重。人倚杖而難升。巖嶮磴紆。長峯數千。馬頓轡而不進。然日本武尊披烟凌霧。遙經大山。既逮于峯而飢之。食於山中。山神將令苦王。以化白鹿立於王前。王異之。以一箇蒜彈。白鹿則中眼而殺之。爰王忽失道。不知所出。時白狗自來。有導王之狀。隨狗而行之。得出美濃。吉備武彦自越出而遇之。先是度信濃坂者。多得神氣。以瘼臥。但從殺白鹿之後。踰是山者。嚼蒜塗人及牛馬。自不中神氣也。

分道云々。今信濃國佐久郡追分驛は。東山道と北陸道と分るる衢なり。されど古の岐道は。今小縣郡上田邊より。千曲川を渡りて浦野驛ある。その邊を分るる衢なりけんとおほゆ。さて縁起に。倭武尊與稻種公更議曰。我就山道。公歸海道。當會尾張宮酢姬之宅。とあるは。再び東海道の方へも。此人をかへし遣し玉ひし也。此事此紀にも記にも洩たり。○鑿察。永享本中臣本。鑿を監に作る。○山

高谷幽云々。以下二十八字。信濃坂のありさまを。漢文に書るまでなり。注すへき事なし。縁起に。山高谷幽。人馬希通。尊杖策囊裳。跋涉懸度。とあり。度は崖か。○大山は。地名にはあらず。故本にミヤマと訓るよろし。詞林采葉にはタケと訓り。されど其指す處は信濃御坂なり。次に云へし。扶桑略記。光孝天皇仁和三年七月卅日。地震云々。信濃國大山頽崩。巨河溢流。六郡城墮。地漂流。牛馬男女流死成丘。とある大山も又異なり。其由は六郡城墮とあるにて知られたり。信濃御坂は。當國と美濃國との國界にて。巨河もなく。かつ川下に六郡なき處なり。おもふに此六郡は。倭名抄に見えたる。更級水内高井埴科に小縣佐久の六郡を云。巨河は即世に名高き筑摩川にて。其下は越國に入て信濃川と云る大河なり。さて其大山と云るは淺間山なるへし。此山は佐久郡にありて。六郡はみな其川下なればなり。されは淺間をも御坂をも。尋常ならぬ高山なるを以。稱へて大山とは書れたりしものとすへし。なほ紀中鈴鹿山をも。伊勢大山と云しこと。天武紀述大山一至。伊勢鈴鹿。また自伊勢大山越之向倭。とあるなど此例なり。記云。自其國越科野國。乃言向科野之坂神而云々。記傳云。萬葉二十に。信濃國防人歌に。知波夜布留。賀美乃美佐賀爾。怒佐麻都里。伊波負伊能知波。意毛知々我多米。とよめるも此坂なり。此は古の官道にして。美濃國惠奈郡より。信濃國伊那郡に越る國堺の坂也。推古卷三十五年五月。有蠅集浮處。以信濃坂の鳴音如雷。則東至上野國。而自散。齊明卷六年。科野國言。蠅群向四。飛距巨坂。大十圍許。高至蒼天。日本紀略に。天延三年七月廿九日。東國民烟爲風多損。信濃御坂路壞などあり。抑此山は今惠奈か嶽と云て大山なり。○武鄉云。たゞに惠奈か嶽と云ては。稱たかへり。惠奈か嶽の續きの山なり。式に美濃國惠奈郡惠奈神社。坂本神社あり。坂本は古の驛にして。此驛より御坂を越て。信濃國伊那郡の阿智驛に至る路次なり。式に阿智神。後に吉蘇路開けても。中昔まではなほ此御坂の道を往來しを。何時のほとよりか此道は社も見えたり。

絶て。もはら吉蘇路をのみ往来ふことなれり。古の御坂の道は。吉蘇路よりは南方なり。續紀に大寶二年十二月。始開三美濃國岐蘇山道。和銅六年七月。美濃信濃二國之堺。徑道險阻。住進
眼難。仍通。吉蘇路。とあり。徑道險阻云々。此の御坂のことなりとあり。 經本に徑に作る。今詞林采葉に據る。○逮于峯而飢。縁起に逮於山椒。進食療飢とあり。○將令苦王。本に將字なし。今考本に従ふ。縁起に欲惱王とあるに因ても。必あるへき文字なり。○白鹿。本にシロキカセキと訓れたれど。記傳に。斯漏伎加と訓へし。和名抄に鹿和名加。仁德紀白鳥陵守目杵と云者。忽化白鹿以走。と云事も見えたり。白鹿は常には希見物とせり。とあり。なほ鹿をば。志加ともかきさども。訓ましきことどもを云れたり。 ○一箇蒜。記には昨遣之蒜。片端とあり。蒜は和名抄類に。唐韻云。蒜。葷菜也。和名比流。揚氏漢語抄云。蒜類比流佐木。今按類。また大蒜和名於保比流。小蒜和名古比流。一云米比流。獨子蒜和名比止豆比流。澤蒜和名福比流。など見えたり。 ○得神氣以瘵臥。和名抄瘵臥。私記云。宇江不世利とあり。宇袁通音なり。此言の意は。神武紀人物感瘵とある下に既に云り。○嚼蒜。今信濃國伊那郡阿智神社の邊に。蒜嚼村と云あり。此は信濃國の方より。御坂に登らむとする山口の處なれば。今尊の蒜を打かけし所にはあらさめれど。上古山に登らむとするもの。この麓の里にて。蒜を人また牛馬に塗たりしなこりの地名にもあるへし。

日本武尊更還於尾張。即娶尾張氏之女宮竇媛。而淹留踰月。於是聞

近江膽吹山有荒神。即解劍置於宮竇姬家。而徒行之。至膽吹山。山神化大蛇。當道。爰日本武尊不知主神。化蛇之。謂是大蛇必荒神之使也。既得殺主神。其使者豈足求乎。因跨蛇猶行。時山神之興雲。零氷。峰霧谷。噎無復可行之路。乃棲遑不知其所。跋涉。然凌霧強行。方僅得出。猶失意如醉。因居山下之泉側。乃飲其水。而醒之。故號其泉曰居醒泉也。

還於尾張。縁起云。倭武尊還向尾張。到篠城。進食之間。稻種公憊從久米八腹。策駿馬馳來啓曰。稻種公入海亡沒。倭武尊乍聞悲泣曰。現哉々々。因現哉之詞。其地號内津。社。今稱天神。在春日部郡。 亦問公入海之由。八腹啓曰。度駿河海中。有鳥。鳴聲可憐。毛羽奇麗。問之土俗。稱覺駕鳥。公謂曰。捕此鳥。獻我君。飛帆追鳥。風波暴起。舟船傾沒。公亦入海矣。倭武尊吐食不甘。悲慟無已。と云事あり。此時の事なり。稻種公の事次に云。此紀また記には漏たり。○娶尾張氏之女宮竇媛。記には。先に尊の發路し玉ふ時に。到尾張國。入坐尾張國造之祖美夜受比賣之家。乃雖思將婚。亦思還上之時將婚。期定而幸于東國。とあり。

り。縁起には、既に此時婚玉へり。し事もあり。其文上に引り。さてこゝに。入ニ坐先日所期美夜受比賣之許ニ云々あり。尾張氏の事は神代紀に云り。國造は記傳云。國造本紀に。尾張國造。志賀高穴穗朝。以ニ天別天火明命十世孫小止與命。定ニ賜國造とあり。小止與命は、美夜受比賣の父なれ。志賀高穴穗朝と云るは違へり。姓氏錄河内神別。尾張連下には。火明命十四世孫小豐命とあり。又舊事紀五に。此氏の世々を記せるには。小止與命は饒速日命十一世孫なり。其は饒速日命の其子天村雲命。亦名天五多底。其子天忍人命。其子天月日命。其子德斗米命。其子德宇那比命。其子德諸隅命。其子德得玉命。亦名市大稻日命。其子弟彦命。其子淡夜別命。其子乎止與命なり。さて始祖を饒速日命と云るは。天火明命なること。既に云るか如し。さて此氏人の。尾張國に住しは。此小豐命や初なりけむ。かくて其孫。美夜受比賣は。熱田大神緣起と云物に。日本武尊云々。側見ニ佳麗之娘。問ニ其姓字。知ニ稻種公之妹名宮酢媛。即命ニ稻種公。媽ニ納佳娘。合番之後。寵幸周厚。數日淹留。不レ忍レ分レ手とあり。神皇正統記にも。日本武尊は信濃より尾張國に出賜ふ。彼國に宮酢媛と云女あり。尾張の稻種宿禰の妹なりと見えたり。稻種宿禰は舊事紀に。乎止與命。尾張大印岐女子真敷刀婢爲レ妻。生ニ建稻種命と云り。然れども舊事紀には。乎止與命の子は一男とありて。建稻種命のみを擧て。其妹宮酢媛は見えず。漏たるなるへし。美夜受比賣の母も。此真敷刀婢にやありけむ。と云れたり。さて宮酢媛に御合坐りし程の事。記きた縁起に見えて。其贈答の御歌ともあり。○淹留踰月。縁起云。倭武尊淹留之間。夜中入レ厠。厠邊有ニ一桑樹。解ニ所帶劍。掛ニ於桑枝。出レ厠忘レ劍。還入ニ寢殿。到レ曉驚寤。欲レ取ニ掛レ桑之劍。滿樹照曜。光采射レ人。然不レ憚ニ神光。取レ劍持歸。告レ姫以ニ桑樹放レ光之狀。答曰。此樹舊無ニ怪異。自知ニ劍光。ナレトヤ默然寢息。其後語ニ宮酢媛曰。我歸ニ京華。必迎ニ汝身ニ云々。尾張風土記には。劍有レ光如レ神。不レ把レ得之。即謂ニ宮酢媛曰。此劍神氣。宜ニ奉齋之。爲ニ吾形影。因以立レ社由レ稱爲レ名也。とあり。此淹留玉へるうちの事なり。○近江膽

吹山有荒神。記傳云。此山は近江國と美濃國との堺にありて。西は近江坂田郡。東は美濃の不破郡池田郡也。神名帳に。近江國坂田郡伊夫伎神社。美濃國不破郡伊富伎神社あり。今坂田郡にも不破郡にも伊吹村と云あり。三代實錄三十三に。詔以ニ近江國坂田郡伊吹山護國寺。列ニ定額。沙門三修申牒備云々。此山即是七高山之其一也云々。源平盛衰記に。實觀の由來を云る處に云く。東邊鳴尊。即天照大神に奉る。大神大に悦ましむとて。吾天岩月に閉籠りしとき。近江國勝吹か嶽に落たりし劍なりとて仰せける。彼大蛇と云は。勝吹大明神の法體なり云々と云り。さて伊富伎と云名の義は。山神毒氣を吹くよしなりと。谷川氏云り。さもあるへし。○解劍置宮實媛家。縁起。語ニ宮酢媛曰。我歸ニ京華。必迎ニ汝身。即解劍授曰。實持此劍。爲ニ我床守。時近習之人大伴建日臣諫曰。此不可レ留。何者。承聞。前程氣吹山有ニ暴惡神。若非ニ劍氣。何除ニ毒害。日本武尊高言曰。縱有ニ彼暴神。舉レ足蹴殺。遂留劍上レ道到ニ氣吹山とあり。此御劍を解置玉へること次に云り。○徒行。本にカチヨリイテマスとも。タムナテともよめるうち。タムナテは記によれるなり。記云。詔此山神者。徒手直取。而。騰ニ其山ニ之時云々とあり。記傳云。徒手は天武紀に何無ニ一人兵。徒手入レ東。とあるをは。タムナテと訓めり。手空手の意か。又は上のたは行にてもあるへし。刀矛などを執らず。空き手にて也。俗言に徒手とは須傳と云むも。俗くは非し。書紀神代卷に空手とあるは。得へき物を得ずて。手の空きを云り。さて此に如此詔へるは。御刀を美夜受比賣の許に置いて來坐るによりてなり。○山神化大蛇。記には白猪逢于山邊。其大如レ牛とあり。化下永享本爲字あり。○主神。記に正身と作り。記傳云。事實の意なり。此御卷に形則我子。實則神人。孝德紀に僧尼奴婢田畝之實とある訓によれり。此らの實字は。正身の義には非れとも。訓の意は事實なれば。正身にもかなへり。身を卒と通し云は古の常なり。書紀に主神とありて。

カムサ子と訓り。然るに主神と書れたるは。使者に對へて。其か主君たる神と云意と聞えたれば。カムサ子と云訓は當りかたし。其故は。中昔の物語書などに。客さね。使さねなどあるを見るに。客の中の主たる人を云り。されは神さねと云時は。諸神の中の主たる神と云意なればなり。但し客の中の主たる人を客さねと云類は。後に意の轉れるものにて。本は客さねと云は。其事實のことに。さて正身とは。正てもありけん。若然もあらは。カムサ子と云訓も。主神の字にはあたらずとも。其神の正身と云意にはかなふへし。

しき其身と云意の字なり。と云り。○使也。記に使者とある。此にも次に。使者とあり。を。記傳に都加比母能と訓へし。者字を添て書るは其意なり。物へ遣る使を。つねに使者と云意には非し。さて今世俗にも。某神の使者と云物あり。春日の鹿。熊野の鳥。石清水の鳩。山玉の猿などなり。是心はへは古きこと也。と云り。されと都加比とのみよみても。其意には通ゆるなり。今世俗にも某神の都加比とのみ呼めり。竹取物語に。君のつかひと云ことあり。人の臣下の事なり。これなり。○山神之。集解に之を行なりと云て削れり。されと上にも。若神之乎と云る處もあれば。ありても妨なし。○興雲零氷。本に氷を水に作れり。今永享本集解本に依て改む。記云。於是零大氷雨。打二感倭武命。此化。白梧。者。非。其神之使者。當。とあり。記傳云。大氷雨は遠飛鳥宮段にも。零大氷雨とあり。和名抄に。文字集略云。霈大雨也。日本紀私記云。火雨。和名比左女。雨氷同。上。今按俗云。比布留と見え。書紀に大雨甚雨淫雨などみなヒサメと訓り。武都云。ヒサメの事。神武紀に出て。記傳の説そこに委く引か。くて是なるは。記に打感とあるを以て見れば。電也。大といふは其降水の大なるよしなるへし。と云り。○失意。訓オロケの義神代紀に出。○山下之泉側。記に故還下坐之。到玉倉部之清泉。以息坐之時とあり。玉倉部は天武紀に。近江放精兵。忽衝玉倉部邑。とある地なり。美濃國不破郡にて。氣吹山の遠からぬ麓也。其在處は次に云。○居醒泉。記に居寤清水とあり。記傳云。居寤。清水。舊印本延佳本作れども。其餘諸本皆居。は。在所玉倉部の下に云るか如し。書紀に山下の泉とあれば。伊吹山の麓なるへ

し。其は其次の文に還於尾張とあれば。山下は。近江の方。美濃の方の麓なり。記に還下坐とあるも。もと登坐し道を還り降り坐りと聞ゆ。此次に當藝野。尾津前とつぎきたる路次も。此清水の地。美濃ならではかなはさる也。式に美濃國多藝郡に。御井神社あれども。伊吹山より遠し。なほ不。さて居寤てふ名義は。息坐とてしはし居。寤坐る由なるへし。其は道行坐すほとなる故に。行に對へて居とは云なり。古今六帖に。東路のぬさめの里は初秋の。長夜を獨。明す我名そ。吾のみと思ふは山のぬさめ里。ぬさめに君を戀ひ明しつる。ぬさめを。夜眠らず起居て。目の寤。此ぬさめの里。此清水の在地なるへし。其故は吾のみと云々の歌。初句のとは。それを誤れるにて。吾のみと思ふと云を。不破山に云かけたるなり。然らざれば。初さて不破山は。萬葉。二の巻人にも見えて。美濃の不破郡なる事。は。さらにも云はす。天武紀の趣。玉倉部邑は。不破行宮に遠からぬ地と聞ゆればなり。天武天皇の御代のことまでは。里の名を玉倉部と云し。その後清水の名に因て。居寤里と云るなるべし。と云れたる。さる事なるに就て。こゝに信濃人滋野貞融が不繁舟と云書に。この居醒泉の事を。今の美濃國垂井驛なる。一宮南宮仲山神社の邊にある。清水の事也として。膽吹山にほと遠からず。尾張國にかへりたまはむ路次よろしく。古歌に東路の居醒のささよみ。おもふは山のぬさめささよ。不破郡をいひかけたるをも合せて。東路の不破の中山わたりに名高ければ。居醒泉ならむこといちしるし。此清水玉倉部にあれば。上世にはすなはち玉倉部の泉といひ。日本武尊のぬさめ玉ひしより。居醒泉といふ名のみ高く聞えて。即て其里をも居醒里とよひにしを。中世よりこなた垂井泉といへるは。したる水のさまをもていひそめけ

んを。後遂に里の名にもおほせつるなるへし。と云り。此説實に然るへし。さて其泉の在所をなほ探るに。垂井泉は。仲山神社鳥居を入る事半町斗。右の方山の麓に在りと。里人云り。決く此處なるへし。縁起云。到氣吹山。山神化大蛇。當道。倭武尊不知主神化蛇。謂是大蛇必暴神之使也。若殺主神。其使豈愁乎。因超蛇行數里。暴風零雨。山谷杳冥。乃棲遑不知所爲。跋胃雨強行。僅得出山脚。失意如醉。居山下泉側。乃飲其水。而覺醒。故號其泉曰居醒泉也。とあり。

日本武尊於是始有痛身。然稍起之還於尾張。爰不入宮竇媛之家。便移伊勢。而到尾津。昔日本武尊向東之歲。停尾津濱。而進食。是時解一劍置於松下。遂忘而去。今至於此。劍猶存。故歌曰。烏波利珥。多陀珥霧伽幣流。比苔菟麻菟阿波例。比等菟麻菟。比苔珥阿利勢磨。岐農岐勢摩之塙。多知波開摩之塙。

稍起之。記云。自其發到當藝野上之時。詔者。吾心恒念自虛翔行。然今吾足不を得歩。成當藝斯形。故號其地謂當藝也。本にここに杖衝坂の事あるは。誤り。當藝は。美濃國多藝郡なり。此野を経て尾張方

に到りませるなり。○還於尾張。此は尾張に還坐むとして。其道に赴坐しを云なり。既に尾張に入坐るにはあらず。次に不入宮竇媛之家とあるにて。尾張には還り入坐ざりし事。明らかにならざり。猶縁起に。自後倭武尊體中不豫。欲歸尾張。便移伊勢とあり。これ其意なり。○到尾津。縁起に。移伊勢到尾津濱とあり。記傳云。尾津前。此なる御歌に依るに。津は清て讀べし。和名抄に伊勢國桑名郡尾津郷。神名帳に同郡尾津神社もあり。此地なり。今は地の名も社の名も遺らず。たゞ尾津村と云かあるを。其と語り傳へたり。今桑名より二里計西北方。多度神社より二十町ばかり東南方に。濃野村尾津村と云。集解に以中八幡宮爲尾津神社。據藤原。則古之尾津是也。尾津を尾津なりと云。此なる倭武尊の御故事をも語り傳へたり。其地美濃より伊勢に通ひ古道にて。今も然なり。美濃の多藝郡より。石津郡を経て至る處にして。美濃との國界より。一里あまり南なり。此あたり今は海邊よりは遠けれども。古はやかて海邊にて。尾張の津島より。渡る泊なりしよし云傳たり。まことにさうありけむ。凡て今の桑名郡の長島あたりの地より。尾張の海西郡海東郡の地などは。古は多くは海にてありしを。やうく南の方へ地を廣げて。今の如くにはなれるなれば。尾津崎は。此尾津村のあたりにて。上代には尾張の年魚市縣に。直に向へる地にありけむかし。内山の眞龍云。此あたりは。多度山の尾崎の長く引延たる地にて。其山崎を。里人は長崎と云り。まことに崎と云へき地形なり。又今は海は遠けれども。入海のさまして。古海べたなりけむこと著く見ゆるところなり。と云り。此言に就て思ふに。多度山の尾崎の地なる津なるを以て。尾津と云しにもやあらむ。又今世桑名郡に。尾津と云名は遺らざるに就て。前に思ひけらくは。今尾張の海東郡に。小津村と云あり。此あたり延喜式和名抄のころまでは。伊勢の桑名郡に尾。上代には。もと。於是始有痛身。然稍起之。還於尾張。爰不入宮竇媛之家。便移伊勢。而到尾津とあり。まことに伊吹山より下坐て。當藝野のあたりいますまては。なほ尾張の美夜受比賣の許に。還り坐むと所念つらむを。御身の疲勞ますく堪かたきまゝに。國戀しく所念看す御心の起りて。記に。思國の御歌の。尾張へは還坐さす。倭に還坐むと所思て。伊勢へは赴坐

るなるへし。伊勢より伊賀を経て後に至る。記にも。尾張には還り坐さずして。伊勢へ赴坐る。其所以を記されざれども。必ず右の故なりけむ。と云れたる言なり。○停尾津濱進食。記云。到坐尾津前一松之許。先御食之時云々。記傳云。先とはかの倭姫命の御許を發して。東國に赴き坐すとして。此地に來坐し時を云。古の伊勢より東國へ物する大道は。今の如く。柔名より熱田へ直に海を渡らして。此尾津のあたりまで來て。吉蘇川の川尻を渡りて。古尾津は。此川の海に。入あたりなりけむ。尾張の津島のあたりを歴て。年魚市縣に至りしなり。其間凡て南は海邊にそありけむ。今津島より。西目寺など云處を経て。名兒屋に至る道あたりそ古の大道なりけむ。古は其西目寺の門前まで。海は。多くは海。今津島より。西目寺など云處を経て。名兒屋に至る道あたりそ古の大道なりけむ。古は其西目寺の門前まで。海邊にそありけむ。今津島より。西目寺など云處を経て。名兒屋に至る道あたりそ古の大道なりけむ。古は其西目寺の門前まで。海邊にそありけむ。進食は。紀中食飲食など。みなミヲシスと訓り。記に訓食云。袁須と見え。息長帶比賣命の大御歌に袁勢などあり。○解一劍置松下。記に一松之許とあり。記傳云。許は下也。今俗言に一本松と云物なり。今もかの八領宮と云地に。劍。○烏波利珥。尾張に在り。○多陀珥霧加幣流は。直に向在り。此地のさま掛の松と云て。其頭をのこせり。上に云るか如し。萬葉四に。夷乃國邊爾直向。六に淡路乃島二直向。三犬女乃浦能などあり。記には。此下に袁都能佐岐那流の一句あり。尾津之崎在在り。上二句よりの連きは有方勝れり。○比苦苑麻苑阿波例は。一松可伶なり。記には阿波例を阿勢袁とあり。記傳云。吾兄よなり。朝倉宮段の歌にも阿世袁とあり。又同段の大御歌に。此記には波理能紀能延陀とある句を。書紀には波利我曳陀阿西場とあり。さて吾兄とは。松を賞愛親て詔へるなり。とあり。○比苦珥阿利勢磨。人にて在せは也。○岐農岐勢摩之場は。衣着せましをなり。○多知波開摩之場は。大刀佩せましをなり。波氣は令佩を切め

たるにて。令浮を宇氣。令聞を伎氣。令向を牟氣など云と同例也。此格なほいと多し。記には此二句下上に替りて。太刀の上方に。衣の下方にあり。さてまた記には。此下に比登都麻都阿勢袁の下句あり。記傳云。一首の意は聞えたるまゝにて。御刀を失はず。今まで存せたる功を賞てよみ賜へるなり。と思ふには。此御刀は。此松の枝に掛置賜ひつらむと思はるれど。記にも所忘其地と云ひ。書紀にも置於松下とあれば。然には非ず。松下の地に置賜へるなり。然るを此松を。かく賞賜へるは。其木下に在る物なれば。松の守衛りたるか如くなればなり。

逮于能褒野而痛甚之。則以所俘蝦夷等獻於神宮。因遣吉備武彦。奏之於天皇曰。臣受命天朝。遠征東夷。則被神恩。賴皇威。而叛者伏罪。荒神自調。是以卷甲戢戈。愷悌還之。冀曷日曷時。復命天朝。然天命忽至。隙駟難停。是以獨臥曠野。無誰語之。豈惜身。亡唯愁。不面。既而崩于能褒野。時年三十。

右の尾津の續き。記云。自其地幸到三重村之時。亦詔之。吾足如三重勾而甚疲。故號其地謂三重。重とあり。なほ此次に。自其地差少幸行。因甚疲。衝御杖稍步。故號其地謂杖衝坂也。の二十四字も。此に在へき事上に云り。しか見されは路吹叶はさる事。延佳頭書にも記傳にも云り。さて其

より能褒野也。○能褒野。記に能煩野とあり。記傳云。伊勢國鈴鹿郡なること。諸陵式に見えて下に引けり。煩濁音也。書紀には漢字を作られたれども。清て唱るはわろし。此野は今其地形を見るに。大かた鈴鹿郡の北方半にも過て。皆野なる。其内に村里も數多あり。田畠なる地も多かれども。又遙々と廣き曠野なる處々も多くして。すへては一連の大野にして。上代のさまおしはからる。當郡の東西の極までわたる。西方は漸に高くして。本に高き所もあり。さる所は低き方より望れば。山の如くにて。登れば上は又平なる野なり。萬葉に山邊の五十師原とある。漸に登る地なれば。名義登り野なるへし。かくて西の極は高山並連きて。近江國の。其中に野登山と云ありて最高し。是も野より漸に登る故の名なるへし。さて此野の名。今は各所にて。或は廣瀬野と云ひ。或は鞠か野とも云て。これらは總ての名とも聞えぬを。古に能煩野と云しは大名にそありけむ。此名は土人などには知らざるなり。○痛甚之。記云。自其幸行而到能煩野之時。思國以歌曰。夜麻登波云々。又歌曰。伊能知能云々。此歌者思國歌也。又歌曰。波斯那夜斯云々。此者片歌也。此時御病甚急とあり。此紀にては右の御歌は。御父景行天皇西國にての御製として。十七年の處に出せり。守部右の御歌を解て云。此時の皇子尊の御心の中を。何くれと想やり奉れば。眞袖もぬるゝ斗也。されと天皇の大御歌とせしは誤れる也。彼御時天皇御病の事もあらざるに。命の眞幸けん人はなと。詔ふへきに非ず。其他も天皇には似つかぬ事多かりと云れたり。此事をば彼大御歌の下に云るを考合すへし。○蝦夷獻神宮。神宮は伊勢大神宮なり。さて蝦夷を此宮に獻らせ玉へるは。いかなる御心にかあらん知かたし。集解に。按授

草薙劍於神宮。遂有成功。故至是獻俘奏捷也。云云。是は漢風の論なるへし。○愷悌還之は。古事記序にも愷悌歸於華夏とあり。通證云。爾雅愷悌發也。註發々行也。詩曰齊子愷悌。疏謂發明行也。武紀云。此意にして見るときは。訓に。今按。悌字疑衍。字書軍勝之樂曰愷。周禮愷樂獻于社。左傳愷以入于晉。は叶はねと。義には妨なるへし。今按。悌字疑衍。字書軍勝之樂曰愷。周禮愷樂獻于社。左傳愷以入于晉。杜註愷樂也とあり。されと縁起に。此事を凱歌而歸とあれば。古くは此紀もしか有しものなるへし。凱歌得勝回軍之歌とあれば。イクサトケテとあるに叶へり。これは悌にもあらず。又行なりと云説もよからず。○翼曷日曷時復命天朝。此九字集解本に。古本に據て移して。次の唯愁不面の下に置れたり。されと本のまゝにてよろし。○是以猶臥。是以二字集解に。古本に无とて削られたるはよろし。是以猶臥甲云々に重なればなり。○曠野。訓アラノラ。萬葉集に荒野等とあり。等は附云。辭なり。倭名抄引私記。曠野安良乃良。○愁不面の愁。集解に古本に據て憂字に改めたり。不面マナタリ云々。マノアタリの略なり。眼前の意なり。○崩。記云。此時御病甚急。爾御歌曰。袁登賣能。登許能辨爾。和賀於岐斯。都流岐能多知。曾能多知波夜。歌竟即崩。爾貢上守部か此處の文意を解て云く。如此のみにては。皇子の尋問にて。御歌を忘れて。伊勢まで還らせ。今崩りまさんとて。思出玉ふやうに問ゆれども。然にはあらず。御歌の御心として。留らせ玉ひたるなり。御歌に其大刀はやと宣はせしも。忘れ玉へるを歌まじしにはあらず。彼大刀に身にうひ玉は。こまにして空しく命死やうの禍はあらしものを。あはれ其大刀はやと。今はの際の御歌なり。そもく。此神歌のつひに無田に歸らすへきまじしは。是も神代よりの御歌也けらし。既に伊勢神宮に坐しける程より。此地に還りまさん神座坐つればこう。皇子に從て東方には幸したれ。さもあらずては。三種神寶の中の其一と坐て。天皇の最重き天つ御座也けるに。倭姫命の御心一つ以て。いかてか皇子に授け玉ふへき。其以前に皇子に屬て。東に下らんとの御座ありけんを。其をことわらざるは。既云古傳説の常也。此故に書紀古事記は。よむに安く。心うる。縁起にも。既過鈴鹿山。病痛危迫。故歌曰。遠登賣能云々。渡

鈴鹿河中瀬。忽隨三逝水。時年二十。仍號三其瀬。曰三能知瀬。能知者命終之詞也。今改爲三長瀬。訛也。とあり。延喜式伊勢國鈴鹿郡長瀬神社あり。損鳴曉筆に。近江國千松原といふ所にて。はかなく成給ひ。白鳥と成て西を指て飛去給ふ。又三國傳記に見ゆ。とあるは異説なり。山槐記に。近江風土記を引て云。大松原小松原在志賀。松原會三代格第八。弘仁十三年大政官符にみゆ。時年三十。通證或曰恐脫三二字とあり。二十七年の下に年十六とありて。崩は四十三年とあれば。御年三十二にあらるを。三十にては二年違へり。なほ此御子の御年紀の事。後にも申すへし。

天皇聞之。寢不安席。食不甘味。晝夜喉咽。泣悲標擗。因以大歎之曰。我子小碓王。昔熊襲叛之日。未及搃角。久煩征伐。既而恒在左右。補朕不及。然東夷騷動。勿使討者。忍愛以入賊境。一日之無不顧。是以朝夕進退。佇待還日。何禍兮。何罪兮。不意之間。倏亡我子。自今以後。與誰人之經綸鴻業耶。即詔群卿。命百寮。仍葬於伊勢國能褒野陵。

標擗。集解に擗擗に改めて云く。原作ニ標擗ニ誤。仁徳天皇即位前紀亦同。文選長笛賦曰。招騰擗擗。善曰毛詩寤擗有標。毛萇曰擗。心貌。翰曰撫。心也。又七命曰。箴箴爲之擗擗。向日驚心也。と云り。○未及

搃角。允恭紀に自岐嶷。至於總角云々。通證に。搃。俗總字。倭名抄總角和名阿介高岐。今按揚卷也。崇峻紀曰。古俗十七八間分爲三角子。角子即總角。字出詩齊風。疏云。總三聚其髮。以爲三角。字典曰。男女未冠笄。曰總角。とあり。なほ總角の事は。神代紀伊非部尊御誓の下。また此卷の解髮作三重女姿の下に云る事とも見合すへし。○不意之間の訓。雄略紀に不意をユクリニと訓り。土佐日記に。ゆくりなく風吹て。夕顔巻に。いさよふ月にゆくりなくあくかれん事。などあり。ゆくりなくのなくは。つれなく。わりなく。などのなくに同じくして。たくと云へるに同じ辭なれば。ゆくりと云も意は同じきなり。○倏亡。倏永享本作。倏。字典に倏。本字とあり。神武紀の能忽をも。倏事紀には倏字と爲り。續紀光仁紀詔に。安加良米佐須如事久云々とあるを。詔詞解に。此は思ひ掛ず俄なる事なり。中昔の物語書などに。あからさまに罷出など有も。卒に忽と少か物する事也。借暫時も目を離たぬ事を。あからめもせずと云も。俄に忽と少く他へ目を移すを。あからめすと云なり。此にあからめさすとあるも。爲と云に同じ。目を指は。物を見遣る事也。然れば此言は。物を目を着て守居る程。俄に忽と他へ目を移す如くと云事也とあり。是にて心得へし。類聚名義抄。實目をアカラフ。此も俄に御子を見失ひ玉へるよしの御言として叶へり。○能褒野陵は。諸陵式に。能褒野墓。日本武尊。在伊勢國鈴鹿郡。兆域東西二町南北二町。守戸二烟。續紀に。大寶二年八月。雲。倭建命墓。道。とある。是なり。此御陵は近き頃まで。さたかならざりしかと。記傳に。龜山驛と莊野驛との間。大道の北方。名越村近き地に。丁子塚と云あり。周二十丈許なる圓き山にて。東方へ長く引たる尾あり。此形を

以て丁子塚とは云なるへし。内に石構あり。土物を掘出ることもありとそ。又其山の廻りに。やゝ離れて小丘五ありと云り。此家は未行て見されとも。其形状を聞に。是も上代の陵墓のさまにてはあ
るなり。と試に云おかれし。まことに此尊の御陵なりとて。此名越村なるに定まりつときければ。な
ほ其委しき事ともは。其證を得て載すへし。陵墓一處。鈴鹿郡名越村。○葬の事は次に云。

時日本武尊化^{ナリヒト}白鳥^コ。從^ツ陵出^ル之。指^テ倭國^{ヤマト}而飛^ブ之。群臣等因以開^キ其棺^コ。櫛^シ而視^シ之。明衣空留而屍骨無^ク之。於是遣^{ハシ}使者^ヲ追^ヒ尋^ヒ白鳥^ヲ。則停^リ於^テ倭琴^ノ彈原^ニ。仍於^テ其處^ニ造^リ陵焉。白鳥更飛^ビ至^リ河内^ニ。留^ル舊市邑^ニ。亦其處作^リ陵。故時人號^シ是^ヲ二陵^ト。曰^ク白鳥陵^ト。然遂高翔^シ上天^ニ。徒葬^ス衣冠^ヲ。因欲^シ錄^ス功名^ヲ。即定^ム武部^ト也。是歲天皇踐^ク祚^ヲ。四十二年焉。

化白鳥從陵出之云々。記云。於是坐^シ倭后等。及御子等。諸下到而作^リ御陵。即旬^ニ旬廻其地之那豆岐田^ニ而哭^ク爲^シ歌曰。那豆岐能^ク。多能伊那賀良^ク。伊那賀良^ク。波比母登富呂布^ク。登許呂豆良^ク。於是化^リ八尋白智鳥^ト。翔^リ天而向^リ濱飛行。爾其后及御子等。於^テ其小竹之苅杵^ニ。雖^シ足跡^ヲ破^レ。忘^ル其痛^ヲ。以哭^ク追^ヒ。此時歌曰。阿佐

士怒波良^ク。許斯那豆牟^ク。蘇良波由賀受^ク。阿斯用由久那^ク。又入^リ其海鹽^ニ。而^テ那豆美行時歌曰。宇美賀由氣婆^ク。許斯那豆牟^ク。意富迦波良能^ク。宇惠具佐^ク。宇美賀波^ク。伊佐用布^ク。又飛居^リ其磯^ニ之時歌曰。波麻都知登理^ク。波麻用波由迦受^ク。伊蘇豆多布^ク。是四歌者。皆歌^フ其御葬^ノ也。故至^リ今其歌者。歌^フ天皇之大御葬^ノ也。とあり。記傳に。白智鳥は紀には白鳥とありて。此記にも御陵の名は白鳥とあり。仲哀卷に詔曰云々。父王既崩之。乃神靈化^リ白鳥^ト上天^ニ云々。とも見ゆ。何鳥ならむ詳ならず。通靈熱田縁起曰。白智鳥白靈也。今熱田宮地村。民俗不尊。土俗不食。鮫。な。萬葉四に白鳥能。鳥羽山松之。九に白鳥。鷲坂山などもあり。さて其を此に白智鳥ととあれと定めかたし。化^リは葬奉^リし倭建命の御屍の化^リ鳥^トたまへるなり。○指倭國而飛。記には翔^リ天而向^リ濱飛行。記傳云。向^リ濱と指^テ倭國^トとあると異なるに似たり。倭國は西方なるに。鈴鹿郡より海濱は東方に當ればなり。されど回旋行坐むには。方にさしも拘るへきにあらす。鈴鹿郡能煩野より。濱に向ひ往^キ坐むには。能勢郡河曲郡三重郡の内の東なれ。と云り。さてまた鈴鹿なる石藥師寺を高富山と號^ク。高富は高飛にて。此あたりの舊名にて。石藥師驛も舊名は高飛と云り。其は倭建命の白鳥に化^リて飛去坐^シしより。起れる名なりと云傳ふと。是も記傳に云り。○櫛。類史本作^レ櫛。○明衣は。儀禮士葬禮に。明衣裳用^レ布。賈公彦曰。所以親^シ身爲^シ圭潔^ク也。又論語註に。彼土にて死者の衣服を明衣と云けるを。假て書るまでなり。本にミソと訓るよろし。○屍骨無之。漢土にもかゝる類の事は適に有て。これを尸解と云ふよし。平田翁の説あり。○倭琴彈原は。原永享本峰に作る。されど原の方なるへし。六帖歌に。いつ。記傳云。允恭卷に琴引坂とあると同地にやあらむ。くにか調の聲の絶ぬらむ。琴引山の音のきこえぬ。とあり。

其御陵は。今葛上郡富田村と云に在て。今も白鳥御陵と申すなり。彼仲哀紀に。陵城之池に白鳥を養て親つゝ慰むと。詔ありしは。此倭なる御陵にやありけん。○白鳥更飛至河内留舊市邑云々。河内下本亭本國字あり。記には琴彈原の事はなくして。直に能褒野より。故自其國二飛翔行。留河内國之志幾。故於其地一作御陵二鎮坐也。即號其御陵。謂白鳥御陵一也。然亦自其地。更翔天以飛行。とあり。記傳云。河内之志幾は。和名抄に河内國志紀郡志紀郷あり是也。神名帳に同郡志貴縣主神社。また志紀長吉神社ナカエともあり。さて是を紀に留舊市村と有。其は和名抄河内國古市郡古市郷ある是也。古市郡は志紀郡の南に連きて。今も古市と云地。志紀郡の堺より遠からされは。上代には其あたりまでかけて。大名を志紀とそ云けん。されは舊市邑とあるも志紀の内にて。異地には非し。熱田社寛平縁起には。更飛至河内國志紀郡。留古市邑とあり。さて舊市と云も。一邑の小名にて。本よりよりし名か。又は其はや後の名なるを。紀は後彼此あれは。舊市は本は。志紀の内なりけん事決し。○作陵。此御陵今も古市郡古市にあり。河内志云。陵上有祠稱伊岐宮。泉州大鳥神社統紀曰。石津者孝徳天皇造伊岐宮之日。其石從讚岐國。運置此津。仍名と云り。さて仁徳紀六十年。差白鳥陵守等。充役丁云々。於是天皇詔之曰。是陵自本空。故欲除其陵守。而甫差役丁云々。無勳三陵守者。則且授土師連等とあるは。此なる陵なるへし。○白鳥陵。記傳云。白鳥は。讚岐國の之呂止利とあれと。書紀高麗などの詞に依て。新長登理と訓つ。萬葉九なるは。今本にシロトリとあれと。其も六帖にはシラとあれは。古は然そ讀む。河内の古市なる御陵。今も白鳥陵と申なり。號是二陵云々とあるは。能褒野のをも。琴彈原のをも。舊市のをも。皆白鳥陵と云となり。然れと

も記の趣は。たゞ河内國なるをのみ。白鳥陵とは云如く聞えて。能褒野なるをも然云りとは聞えず。傳の異なるにや。とあり。○高翔上天。記には翔天以飛行とあり。古語に天翔と云る。みな天路を高く超る事也。此に上天とあるも。同じく大虛に上りゆくさまを云るなり。天上へ登り坐るにはあらず。貴人のみまかりたるを。神上りと云るも即是なり。是を天上へ懸の登れるものとおもふは。ひかこさなり。縁起に養壽昇天とあり。○徒葬衣冠。記傳云。此はいかなる事にかあらむ。白鳥に衣冠あるへくも非れば。此命の衣服などを將來て。琴彈原又舊市の御陵に埋收じにやあらん。○定武部は。記に此尊の御子稻依別王者。建部君等之祖とある。記傳に。出雲風土記に。出雲郡建部郷。所三以號健部者。纏向檜代宮御宇天皇。勅不_レ忘_三朕御子倭健命之御名。健部定給。爾時神門臣古禰健部定給。即健部臣等。自_レ古至_レ今。猶居_三此所。故云_三健部。此神門臣古禰は。建部に定られたる中の一人なり。建部此一人に限れるには非ず。國々に多く定められたり。とある是なり。建と云は。即倭建命の御名を取れる稱なり。さて稻依別王は御子に坐故に。其御子孫。此建部の輩を帥掌り玉ふに因て。建部君と云姓を負玉へるなり。かくて諸國に建部と云地の多きは。此建部の部の住居るより負へる名。右に引る出雲風土記に。皆准へ知るへし。和名抄に伊勢國安濃郡建部。此建部を太介無倍とあるは。多郡流倍を。流を音便に無と云るなり。記にもタケルへと假字を附たり。これらに依らば。凡てタケルへと訓へきに似たれども。御名の倭健も。多郡と唱へ來つれば。凡てのはなは多郡倍と訓へきなり。美濃國多藝郡建部。石津郡建部。出雲國出雲郡建部。美作國眞島郡健部。備前國津高郡健部。神名帳に。近江國栗太郡建部神社など見ゆ。此外にも。類有へしと云り。○是歲の下。類史に也字あり。此十一字衍なりと云る説もあり。なほ考へし。或人云。これは征伐の間をしらしめたるなり。然見されは。是云々は徒なる文なり。と云れたれといかあらん。

五十一年春正月壬午朔戊子。招群卿而宴。數日矣。時皇子稚足彥尊。武內宿禰。不參赴于宴庭。天皇召之問其故。因以奏之曰。其宴樂之日。群卿百寮。必情在戲遊。不存國家。若有狂生。而伺墻閣之隙。乎。故侍門下。備非常。時天皇謂之曰。理灼然。則異寵焉。秋八月己酉朔壬子。立稚足彥尊為皇太子。是日命武內宿禰為棟梁之臣。

戊子。七日也。○招群卿。招熱田本作詔と集解に云り。さて類史校異に。蓋類史古本作群臣卿。後人據本史。注同異。而錯誤摺入也。今定以卿為衍。とあり。○灼然の上。考本又信友校本理字あり。然るへし。故今補ふ。○棟梁之臣。當時かゝる名目あるへくもあらず。たゞ臣等の上と定め玉ふを。後よりかく書るものなり。棟梁は群下を總へ帥る心。さるを釋私記に。可謂大臣之始。歟と云るもたかへり。大臣になり給へるは。成務天皇の御世の事なり。さて棟梁を。本にム子マチキミ。ム子トルマチキミ。などよめる。ム子トルは。ム子トアルの約なるへし。何れも棟梁の字によりて訓るものにて。古言にあらず。音讀にするより外。叶へる訓あるへからず。

初日本武尊所佩草薙橫刀。是今在尾張國年魚市郡熱田社也。於是所獻神宮蝦夷等。晝夜喧譁。出入無禮。時倭姬命曰。是蝦夷等不可近於神宮。則進上於朝廷。仍令安置御諸山傍。未經幾時。悉伐神山樹。叫呼隣里。而脅人民。天皇聞之詔群卿曰。其置神山傍之蝦夷。是本有獸心。難住中國。故隨其情願。令班邦畿之外。是今播磨讚岐伊豫安藝阿波。凡五國佐伯部之祖也。

初日本武尊云々。通證に以下三節疑前年錯簡と云り。此に在てはけに不類なりかし。○草薙橫刀の。熱田社に鎮り坐る事は。已に神代紀に云り。まほ此時の事は。縁起云。倭武尊奄忽遷化之後。宮酢姫不違平日之約。獨守御床。安置神劍。光彩亞日。靈驗著聞。若有禱請之人。則應感同於影響。於是宮酢姫會集新舊。相議曰。我身衰耄昏曉難期。事須未暇之前。占社奉遷神劍。衆議感之。定其社之地。有楓樹一株。自然炎燒。倒水田中。光耀不銷。水田尙熱。仍號熱田社。また尾張風土記に。日本武尊謂宮酢姫曰。此劍神氣。宜奉齋之為吾形影。因之以立社熱田。鄉為名也。伊澤

因以立社由。また鎮坐記云。四十三年。一云四十九年己未。經營大宮。又媛曰。合祭素盞鳥尊。分二種寶物。宜奉藏土之御宮。又卜定宮地者。以大神之勅。造宮之制者云々。按舊記。以寶劍奉祀。爲四十年辛亥。非也。などあり。參考の頭書に。此二種寶者。蓋指劍燧。鼎護按。武尊凱旋。神劍留在尾張。蓋在景行天皇四十一年。此時宮姫年十七八。少則不嘗也。其後姫身衰耗。始建社藏之。已曰衰耗。年可五十。多則不嘗也。通而計之。建藏應在成務天皇十六七年。疑不能定也。故今姑以留在之日。爲鎮坐之年。亦可矣。とあり。○喧譁。私記に奈利止與久とあり。舒明紀にも諠譁をしか訓たり。トヨキはトヨミと通はしても。古く云しなるへし。○無禮。通證に宇夜敬之謂。宇與爲通とあり。類聚名義抄に。禮代をウヤシロと注せり。○倭姫命。本に姫字を脱せり。今古寫本ともに依て補ふ。○不可近於神宮。本に近下就字あり。集解に熱田本無。傍訓撮入とあり。○神山。神名帳大和國城上郡大神大物主神社是なり。萬葉二。神山之山邊眞蘇木綿云々。また七三幣帛取神之祝我鎮齋杉原など。みな美和と訓り。○播磨讚岐伊豫安藝阿波凡五國佐伯部。本に伊豫を伊勢に作る。大日本史に。伊豫諸本作伊勢。今據兼永本訂之とあるに従る。永享本並河本には預に作れり。伊勢とあるをたすけていはは。神名帳考に引る。伊勢國飯高郡久爾部神社あり。内山氏云。久爾津は人名也。景行紀日本武尊東征。國津神を伴にして都へ上る。其伴を令。班。邦。職。之外。是令播磨讚岐伊勢云々。これによるに。伊勢國へも班ち置し事のありけん。姓氏錄に依は。伊勢は伊豫國の誤と聞ゆれども。一偏には定かたし。久爾部神社は。蝦夷の首。國津神と聞ゆと云へし。まつ佐伯は。釋紀公望私記曰。案歷錄。其毛人等旦夕叫咷。其聲嚴厲。故倭姫號爲佐祁毗。今謂佐伯是也。とあり。されと佐祁毗の義とするはよからず。此は蝦夷人のさはめ

きしより名つけられしなり。應神紀三年。處々海人訕咷之不從。王命。訕咷此云。云々。諺曰。佐摩阿摩者。其是緣也。とある訕咷。訕咷也。難。同し。また鳥の。嘯。と云も同し。谷川氏云。日本紀に韓語をからさへつりとよみ。源氏に海人の物いふを。聞しらぬ事さへつりと云り。今も聞分たき人のことはを。さへつるといふゆり。侏儒鳩舌の意也。萬葉に言さへくとも。韓ことさへくとも見えたるこれなり。と云れたるか如し。按。韓ことさへくとも云詞は。萬葉になし。常陸風土記に。昔在國巢。俗語都知久母。又山之佐伯。野之佐伯。とあるも是なり。さてまた姓氏錄に。右京皇別佐伯直。景行天皇子。稻背入彥命之後也。男御諸別命。稚足彥天皇御代。中分針間國給之。仍號針間別。男阿良都命。一名伊許自別譽田天皇爲定。國一。許自別堺。車駕巡幸。到針間國神埼郡瓦村東岡上。于時青菜葉。自崗邊川流下。天皇詔應川上有入人也。仍差伊許自別命。往問。即答曰。己等是日本武尊。平東夷時。所俘蝦夷之後也。散遣於針間阿藝阿波讚岐伊豫等國。仍居地爲氏也。後改爲。佐伯。伊許自別命以狀復奏。天皇詔曰。宜汝爲君治之。即賜氏針間別佐伯直。佐伯者前所賜氏。姓也。直者謂君也。爾後至庚午年。脫落針間別三字。偏爲佐伯直。とあり。素より俘囚なりしを。佐伯と云むは論なきを。其佐伯等を掌る人にも。佐伯の姓を玉ひしゆゑ。夷種の外に皇別の佐伯もあるなり。さて讚岐伊豫には考なし。安藝なるは。倭名抄安藝國佐伯郡佐倍木あり。此國の佐伯郡の事。仁德天皇三十八年に見えたり。阿波は神代紀に粟國とあり。此國なるも考なし。

初日本武尊娶^ニ兩道入^フ姫皇女^ヲ爲^シ妃^ト。生^ミ稻依別王^ヲ。次^ニ足仲彥^ヲ天皇。次^ニ布忍入^ヲ姫命。次^ニ稚武王^ヲ。其兄^ト稻依別王^ト。是^レ犬上君^ト。武部君^ト。凡^ソ一族之始祖也。又妃^ト吉備武彥之女^ト。吉備穴戸^ト武媛^ト。生^ミ武卵王^ヲ與^ニ十城別王^ヲ。其兄^ト武卵王^ト。是^レ讚岐^ト綾君之始祖也。弟^ト十城別王^ト。是^レ伊豫別君之始祖也。次妃^ト穗積氏忍山^ト宿禰之女^ト弟^ト橋媛^ト。生^ミ稚武彥王^ヲ。

兩道入姫皇女は。垂仁天皇の御女^{日本武尊の御姑に座}にて。御母は大國之淵^{フタ}之女^{オホ}。弟^{オホ}羽田刀辨^{ハヤト}なるよし。記に見えて。已に垂仁紀に注せり。^{此紀には。彼處には漏た。れど。仲哀紀には出たり。}○妃。仲哀紀には母皇后曰^ニ兩道入姫命^トとあるは。後に追尊したる稱なり。○稻依別王。記には。又娶^ニ近淡海之安^ヲ國造之祖^ト。意^{オホ}富多牟和氣^{ムツカ}之女^メ。布外運^{フヘ}比賣^{ヒメ}。生^ミ御子^{ミコ}稻依別王^ヲ。柱^{ハシ}とあり。記傳云。名義稻は字の如くなるへし。依は宜なり。舊事紀に別に稻入別命と云もあれど。別にはあらし。さて紀には。兩道入姫命の御腹にて御長子とせるは。異なる傳へなり。^{御母は。其御名に依て。まされつるなるへし。其は實は別なるが。御名の似たるに依て混て。紀の傳の方。は。一になれるか。は。た。一なるか。まされて。此紀の傳の方は別になれるか。何れ正しからむ。決め難し。}但し御腹は如何まれ。帶中津日子命の御名に依に。此王は必御長子にそ坐けむ。とあり。○足仲彥天皇。記云。娶^ニ

伊玖米天皇之女。布多遲能伊理比賣命。生^ミ御子^{ミコ}帶中津日子命^ヲ。柱^{ハシ}とあり。御名義足は字の如し。仲彥は第二御子に坐し故の御名なり。^{仲哀紀に。し。か見えたり。}○布忍入姫命。記には此皇女なし。景行天皇御子に淳^ス熈^ス斗皇女あり。○稚武王。記云。又娶^ニ其入^ヲ海弟橋比賣命。生^ミ御子^{ミコ}若建王^ヲ。柱^{ハシ}とあり。此紀には。弟橋媛の生ませるは。稚武彥王として別に擧たり。異なる傳なり。舊事紀に。稚武王^ニ近江建部君^ト。宮道君^ト祖とあり。建部君の事は次に云。宮道君は。記に建貝兒王者。宮首之別等之祖とある。宮首は宮道にて。例の御兄弟の間の傳の紛れにて。宮道君祖は武貝兒王なるへし。さて其地は。和名抄に參河國寶^{美也}依郡宮道^知。郷ある是なり。^{宮道山と云。此地なり。}と記傳に云れたり。^{氏人。續後紀三代實錄。新羅史等に出たり。}○犬上君。犬上は。和名抄近江國犬上^{以奴}郡^三。萬葉十一に。狗上之^{イヌカミ}鳥籠山爾有^{トコノヤマニアル}。不知也^{イサカハ}川^{カハ}。記に此王の御母。近江國人なれば。此姓由縁あり。天武紀十三年十一月。犬上君賜^レ姓曰^ニ朝臣^ト。姓氏錄^{左京}。犬上朝臣^ト。出自^ニ諡^ト景行^{天皇}日本武尊^也。氏人は。齊明紀に犬上君白麿。孝德紀犬上健部君あり。^{この健部は名なり。聖武孝謙間に。り。姓にあらず。}左京人犬上朝臣真人。東大寺古文書に見え。桓武紀に犬上朝臣望成。光孝紀近江檢非違使權主典前犬上郡大領犬上春吉。見えたり。○武部君。武部の事は上に云り。記傳云。建部君氏處々に有りつとあほしき^{舊事紀に。稚武王は近江建部君祖。武田王は。尾張國丹羽建部君祖。と見え。又同書五に。阿努建部と云もあり。此は伊勢のなるへし。}中に。此の建部君は。何國のからむ定めかたし。武部云。通證に。神名鎮近江國栗太郡^{建部神社。今在。勢多橋東。本國建部氏人。見。續日本紀三代實錄。とあり。此武部君近江のなるへし。}姓氏錄^{右京}。建部公^ト。犬上朝臣同祖^ト。日本武尊之後也。と見ゆ。とあり。^{なほ上の定。武部の下。に云へる事。考合すへし。}記云。稻依別王者。犬上君建部君等之祖。氏人は。稱

德紀近江志賀園大教建部公伊賀磨賜三朝臣とあり。日本後紀弘仁六年正月。外從五位下建王部公豐益あり。王はもし外記日記朱雀帝時。右近衛將監建部春則。除目大成鈔後冷泉帝時。攝津大目建部宿禰久武あり。くは行か後に宿禰を賜へるなりけり。氏族志に。建部氏族居大隅者曰禰寢氏。近衛帝時。有國人建部宿禰親助。即其先也。禰寢文書島津文書。按禰寢家譜爲平重盛之後一恐誤。とあり。○吉備穴戸武媛。記には。娶吉備臣建日子之妹。大吉備建比賣とあり。女と妹と異なり。穴戸は式備中國下道郡穴門山神社。また上に到吉備。以渡穴海。と云るもあり。和名抄備後國安那郡是なり。

○武卵王。本に卵を鼓に作る。鼓は殼の誤にて。字書に卵甲と注せる字なれば。卵と同く。加比古に用たるなれば宜しけれと。次には武卵王とあれば。なほ卵字の方勝れり。故今中臣本永享本集解熱田本。本ともに従ふ。又信友校本には。二處とも鼓に作れり。それもあしからず。記には建貝兒王柱とあり。舊事紀に。別に武妻。命と云をも擧ぐるも。別には非ず。字の異なるなり。

名義。記傳に卵或は蠶などに由ありしかと云り。此王の御墓また其外の御事蹟とも。次に云。○十城別王。記には此御子なし。さて建貝兒王者。讚岐綾君。伊豫之別。登袁之別。麻佐首。宮首之別等之祖。麻佐首未詳。宮首の事は右に云り。とあるに依て。記傳云。書紀に武卵王の同母弟に。十城別王ありて。是伊豫別君之始祖也とあるは。此記と傳の異なるにて。其は此記に依て云は。武卵王。登袁之別。伊豫別君とありしを。書紀は誤て。登袁之別を別に一柱の御子の名十城として。伊豫別君を其末とせるなり。若然らば。登袁は必地名なり。其地考ふへし。若又書紀に依て云は。十城別王を。記には誤りて登袁之別と云姓として。伊豫別君をも。共に建貝兒王の末とせるなり。若然らば。登袁は御子の名なれば。必地名とも決めかたし。此は何れか正しからむ。決め難けれど。何れにま

れ。彼御名十と此登袁と。元一こととそおもはるゝ。と云れたる。後の考の方宜しかるへし。神名帳頭注に。肥前國松浦郡田島神社。仲哀帝弟稚武王也。號三上松浦明神也。志々岐神社。稚武王弟十城別王也。號三下松浦明神也。一説に。神功皇后新良より還幸の比。從ひ奉るイチャヤ丸と云ふ人の靈を。神島に祭る。神島明神と云。此人の兄を。トツキツケ命と云ふ。志自岐神社は。其靈をまつれるなりとも云へり。と云り。されと田島神社家説に。宗像同體云々。和名姬社。と云へれば。此説はいかゞあらむ。誤なるへし。○讚岐綾君。和名抄讚岐國阿野綾郡これなり。今は綾。北條。綾南條とて。二郡に分てり。天武紀十三年十一月。綾君賜姓曰朝臣とあり。姓氏錄には見えす。松岡調云。此氏は。續日本紀に。延曆十年九月戊寅。讚岐國阿野郡人綾公麻呂等言。已等祖庚午年之後。至子己亥年。始蒙賜朝臣姓。是以和銅七年以往。三比之籍並記朝臣。而養老五年造籍之日。遠按三庚午年籍。削除朝臣。百姓之憂無過。此甚。請下據三比籍及舊位記。蒙賜朝臣之姓。許之。庚午年は天智天皇九年。己亥年は文武天皇の三年に當れば。天武天皇の十三年の事には合はず。故考るに。此十年のは。當時在京の一族に賜はりしにて。綾君の總てに賜はりしには非ず。其は己亥年始云々とあるにて。知るへし。次に引る姑繼武主等も。いまだ公の姓なりし由なれば。同性にありても。また續日本後紀に。嘉祥二年三月戊申。外にある者は。功勞ある度に。其一族々々へ。殊に朝臣の姓は許されしものならむ。また續日本後紀に。嘉祥二年三月戊申。讚岐國阿野郡人。内膳掌膳外從五位下綾公姑繼。主計少屬從八位上綾公武主等。改本居一貫附左京六條三坊。と見えたるに。姓氏錄左京皇別に。綾姓を載せざるは如何あらむ。綾公系圖に。日本武尊。次武卵王。號三留王。次爾彌麻命。次奈鬼爾麻命。次竈王。次多富利別命。一本に多富利と。別命の二人とす。次日向王。始賜綾次多郡君。次依志君。又曰。意之古君とあるを。一本には意之古を依志君の子とす。次奴乎古君大人。一本に奴古君とす。次堅石。七尺強力世。曰。龜石。次大山麻呂。次圓麻呂。次石床。一本に。拾とあり。次業長。次捨。次季世。次百行。次能臣。臣を一本に呂と見ゆ。されとは

は。一事の紛れて二にされるか。はた前なる穴海は。此記の如く長門のなりけんか。後なる穴済と紛れて。吉備とはされるか。何れにまれ紛れあるへし。と見ゆ。其はとまれかくまれ。此推門の大魚も。其悪神或は穴済神と云内の一なるを。本國にては如此委しく傳はりたるなり。さては年紀も大かたにかなへり。紀の放毒氣。令若路人。また殺惡神。並開水陸之徑。などあると。本文の趣とを考合すへし。爰に武鼓と武卵とを別名とせるは。殺字を古く鼓と誤り來れるに據りての訛傳にて。殺も卵も共にカヒコなり。又この讚留王の名義詳ならず。記傳に。さるれいと云は。いかなる由の稱にかあらむ。讚留靈と書は。後人の當たる文字なるへし云々。西讚府志に。留は奴より轉りたるにて。讚岐の岐を略きて。しか呼ならひしにや云々と云るに。竹取物語に。さるきのみやつこ云々と云事もあれば。由あるか。此物語の解にさぬきと改たるはいか。尙考ふへし。又八十蘇水。今は八十八の水と云ふ。白峯寺縁起に。野澤井とて清水のあるに。玉體をひやし申云々。とある即是なり。横瀬神は今も横瀬明神とて。福江村の山上に在り。又玉井とは。玉藻集に玉井村と有て。井上郷の舊名なりとそ。元玉井と云井あるより出たる郷名にして。此井の事も公胤記に見えたり。又友安本等に。仲哀帝八年九月十五日。齡百二十五而薨。と記せるに。此王は景行天皇五年に生給へるにて。年紀の合さるは如何。然れば武殺王に。直に綾の氏を賜へるには。此年月及御齡を。城山神社の社傳に。神德王にかけたるは妨なるへし。 綾郡を封せられて。住居給ひて後。皇族にて代々まします間に。其居所の地名によりて。綾の姓氏をは賜はれるなるへし。さるからに。紀にも

綾君之始祖とは記されたり。上に引る全讚史に。國呂麻呂。天武帝賜姓綾公と云るは。紀の十三年に。綾君賜姓曰朝臣と有を誤記せるなり。始て綾氏を賜へるは。是より以前の事なりしは。論ふまでも非ず。公胤紀。また靈記中尾本等に。檀子胸間點阿耶字。故以綾爲氏姓と有は。佛意の俗傳なり。 故考るに。綾君の祖。武殺王の御代に。専ら養蠶の業のひらけて。綾絹を織出しならん。郡名の阿野と云るも。是より負るなるへし。故武殺王の殺。また卵も。又貝兒も借字にて。舊事紀に武養蠶命と云を。別に載たれど。此武殺王の御名の。外の古書に傳れるを。字の違ひたるより。別王と思ひて擧たるものならん。如此て養蠶は正字にて。殺卵及貝兒も借字なること。又郡名阿野といふ事をも思ふへし。和名抄本國郡名の段に。阿野綾と有てても著し。既に讚陽筆錄に。延喜式。讚岐貢物有ニ窠綾。七窠綾。小鸚鵡綾。蓋薇綾云々。郡所三以得綾之稱。蓋有以也。また全讚史にも。延喜式。讚岐國貢物有ニ窠綾云々。皆此地工人所織出也。郡名從是出也。などもいへり。今郡内鴨村に。綾織家と云有は。其綾絹を始て織出し者の家ならん。或人の云るも。朝よし有て聞ゆ。 かくて住居給ひし所は何處そといふに。靈記秋山本に。故國人稱讚留王。然而築城郭於綾城山。居焉久矣。また全讚史に。眞玉掛室於城北邊。而壯麗也。國人稱之曰。城山長者。甲兵丸所。謂城山長者是也。武殺王四世孫綾眞玉子也云々。なとありて。今も城山の北嶺に。長者屋敷と云。や。平とあるは。綾氏の代々住給へるより。かゝる傳も有なりけり。 城山神社の舊地なりと云説もあれど。於是この王甚壯健に。公胤記大日記等に。仲哀天皇八年九月十五日。齡百二十五而薨。讚岐府志に。仲哀八年。薨于鴨足郡井上郷云々。 と見えたるか如く。いみじき長壽にはおはしけり。上に引る府志の傳によれば。井上郷にも別館の有しか。又は御墓所より混ひたるにも有へし。 御墓は井上郷下法動寺村にあり。今此村内に。法動寺と云寺跡あり。三代物語に。法動寺在。法軍寺村。舊名玉井村。屬井上郷。有讚留王墓。云々と見え。又全讚史に。景行帝御宇。誅大魚。其靈爲崇。天平中行基法師立。魚靈堂於福江浦。又述寺於玉

井。以爲魚追福。謂其寺曰法動寺。延曆十三年春正月。弘法大師修寺於讀留靈土家。則云々。とある寺にて。東鑑。さても神櫛王に。建長二年五月に。此法動寺の地頭職の事見ゆ。かくて今此寺跡の異方に。玉井と云噴水ありて舊のまゝに存せり。其墓も神櫛王の舊墓とは。こよなう勝りて。其御墓の形状は南北に横はり。宮車に象りて。環に溝あり。溝外に陪冢三所ありて。當時の陵墓の製にかなひて。往吉よりまかひなき御墓所にそ在ける。聖記中山本に。仲哀八年九月十一日。葬之。城山東邊。曰鼓丘。是也云々。また今阿野郡岡村鼓尾といふ所に。猿王墓と云あれと。共におぼつかなし。鼓丘は府中村にありて。崇徳天皇の行宮の跡なり。そは白雲寺縁起に。保元元年七月二十三日。新院を讀留國へうつし奉る云々。其後國府甲知縣鼓丘の御堂にうつし奉る云々。とある。然るからに。守部をも置れん事を。村人より縣廳に願白せる事の度々なれと。今に官よりの御處分の無きは。いきどほろしき事になむ。如斯て此武殺王の神靈を禊れる神社は。此墓前なる讀留王神社を始め。この郡内には所々に齋祀れり。鶴足郡東坂東村に讀留王神と云れたるは。いと委しき考證なれ社と云あるも其一なり。其全文をこゝに出す。○伊豫別君。記に健貝兒王者伊勢之別之祖とある。勢は豫の誤にて。君を脱せるものなるへきよし。記傳に云れたり。建貝兒王の末とせる事のよしは已に云り。其故は。和名抄に。伊豫國に和氣和郡あり。姓氏錄右京別公。建部公同氏。又和泉國和氣公。犬上朝臣同祖。倭武尊之後也。などあれば也。と云り。さて君字。並河本にイ本无と云り。されと舊事紀にも。十城別王伊豫別君等祖とあれば。ある方正し。なくては別と云こと尸になりて。意異なるなり。○穗積氏忍山宿禰の事は。上にも云る如く。此媛命の御父と云はまかひたる傳へなるへし。そのよしは次に云。○稚武彦王。上に稚武王ありて。又こゝに稚武彦王あるはいか。一柱をかく二に混へしなるへし。彦字の副はれるは。孝靈天皇の御子に。稚武彦命あるに混ひたる傳へなるへし。さて思ふに。橘媛の生坐る御子は。記に若建王と

ある。それ正しくて。此に穗積忍山宿禰女橘媛とあるは。上にも云る如く。成務天皇の妃。穗積臣之祖。建忍山垂根之女。弟財郎女の御名の似たるより。まかひつるものなるへし。さて生坐る稚武彦王とあるは。和訶奴氣王の事なるを。此又誤傳へしなるへし。さらは此一條は。記になき方正しく。此紀の方はあやまりとすへし。さるを舊事紀にも。稚武王。稚武彦王。二柱を別に擧て。稚武彦命。尾津君。揮田君。武部君等祖とあり。此等は稚武王の御裔なるへきを。此命の方に語り傳へしなるへし。さて尾津君揮田君のこと更に考なし。記に。足鏡別王。小津石代之別とあり。御兄弟の傳まかひしにや。尾津は。式近江國野洲郡小津神社ある。此地などによて記傳に云り。神名帳頭注。尾張國年魚市郡。孫若御子神。社。日本武尊第七男稚武彦王也。とあり。揮田はすへて詳ならず。さて通證云。據古事記舊事紀及仲哀紀考之。此下蓋有闕文。と云れたり。さる言なり。記云。又娶山代之玖々麻毛理比賣。生御子足鏡別王。注。一。又一妻之子息長田別王。凡是倭建命之御子等并六柱。また足鏡別王者。鎌倉之別。小津石代之別。漁田之別祖也。次息長田別王之子。杵俣長日子王。此王之子飯野眞黑比賣命。次息長眞若中比賣。次弟比賣。注。三。故上云若建王。娶飯野眞黑比賣。生子須賣伊呂大申日子王。此王娶淡海之柴野入杵之女柴野比賣。生子迦貝漏比賣命。以下下などあり。舊事紀には右の稚武彦命の次に。次稻入別命。此は稻依別王。波多臣等祖。此は武部王に同じ。次葦敢竈見別命。阿波君等祖。次伊賀彦王。次武田王。尾張國。丹波。武部直君。連等祖。次佐伯命。とあり。足鏡別。葦敢竈見別王は同じ。此王の事は仲哀紀の首に出て。そこに云へし。

五十二年
壬戌

五十二年夏五月甲辰朔丁未。皇后播磨大郎姬薨。秋七月癸卯朔己酉。立八坂入姬命爲皇后。

丁未は四日也。舊事紀には辛未とあり。二十八日なり。○播磨大郎姬薨。この皇后本國播磨にて。薨給ひし事。また其御墓の事など。已に云へり。見合すへし。○己酉は七日なり。○八坂入姫。姫字並河本に依る。入を本に八に詠る。今訂せり。

五十三年
癸亥

五十三年秋八月丁卯朔。天皇詔群卿曰。朕願愛子。何日止乎。冀欲巡狩小碓王所平之國。是月乘輿幸伊勢。轉入東海。冬十月至上總國。從海路渡淡水門。是時聞覺賀鳥之聲。欲見其鳥形。尋而出海中。仍得白蛤。於是膳臣遠祖名磐鹿六鴈。以蒲爲手繩。白蛤爲膾。而進之。故美六鴈臣之功。而賜膳大伴部。十二月從東國還之居伊勢也。是謂綺宮。

小碓命所平之國。高橋氏文にもかく書り。信友云。御幼名以て記せるは。父天皇の愛子とおもほせる御情より。詔給へる御詞を。感深く聞へく。語傳へたる言の遣れるものなるへし。と云り。○轉入東海。高橋氏文には。海を國と作り。集解に東海國謂志摩以下國也とあり。○淡水門。記に定東之淡水門とあり。記傳云。淡は安房國なり。東之と云は。四國の阿波と分むためなり。古語拾遺に。神武天皇の御世の事。又令下天富命。大玉命。率三齋部諸氏。作云々木綿麻等上云々。仍令下天富命。率三日鷲命之孫。求肥饒地。遣阿波國。殖穀麻種云々。天富命更求沃壤。分阿波齋部。率往東土。播殖麻穀。好麻所生。故謂之總國。古語之總。今爲上總下總二國是也。阿波忌部所居。便名安房郡。今安房國是也。天富命即於其地。立太玉命社。今謂之安房社。式に安房國安房郡安房坐。續紀八に。養老二年五月甲午朔乙未。割上總國之平群安房朝夷長狹四郡。置安房國。十四に。天平十三年十二月丙戌。安房國并上總國。二十に。天平寶字元年五月乙卯。安房國依舊分立とあり。そもく此時。淡はいまた一國の名には非ず。上總國の内にて。其水門と云は。安房と相摸國。御浦郡の御崎と云ふ。その間を。大海より入海に入る海門なり。此入海は。東は上は上總にて包めり。淡水門は。其南方の口なり。さて今天皇の此水門を渡坐しとあるは。置り上坐道にて。上總より相摸方渡り賜ふなり。○武郡云。記傳に此を運上坐とさすの事とせられたるはあらし。これは上に至。上總と云置きて。其至り坐し。海路の事を。立返りて云るものにて。なほ始て至り坐る時の事とすへし。また此水門の事を。清宮秀聖云。房經志料。以爲天羽上總平群等地。此地舊屋岩壁時。其内幾如湖。故名淡水門。後清宮波磨。終歸陸夷。今猶見潮退則暗礁嶺。可證矣。此說非也。淡水門猶曰安房海。即今小湊地。非必因似湖水名也。小湊古湊。古人往來。大抵自小湊上陸。是武尊。さて此に定と云は。天皇の渡坐しにつきて。往陸也。則知武尊征夷。自小湊發船也。と云り。これはさも有へし。始めて此名を定賜へり。と云。又始めて此海路の開けしを云にもあるへし。○覺賀鳥。高橋氏文に。

勅。所賜膳臣姓。天津御食乎。伊波比由麻波理天。供奉來。姓氏錄右京。高橋朝臣條。景行天皇巡狩東國。一供獻大蛤。于時天皇喜其奇美。賜姓膳臣。天津中原瀛真人天皇十二年。改膳臣。賜高橋朝臣。とあり。○盤鹿六鴈は。同書右京。膳大伴部條に。大彥命孫。磐鹿六鴈命とあり。河内。阿閉臣條に。大彥命男。彦瀨立大稻越命。右京阿閉臣とありて。其子六鴈命なり。高橋朝臣とありて。三を六鴈命。此命の事は。高橋氏文に委く見えて。さて六雁命七十二年秋八月。受病同月薨也。時天皇聞食而大悲給。准親王式。而賜葬。於是宣命。遣藤河別命武男心命。宣命云。王子六鴈命。不思保佐々流外爾。卒上太利止聞食米之。夜晝爾悲愁給。川々。大坐須云々。十一月乃新嘗乃祭毛。膳職乃御膳乃事毛。六雁命乃勞。始成流所奈利。是以六雁命乃御魂乎。膳職爾伊波比奉天。春秋乃永世乃。神財止仕奉志迷牟。子孫等乎波。長世乃膳職乃長止毛。上總國乃長止毛。淡國乃長止毛定天。餘氏波。萬介太麻波天。乎佐女太麻波牟云々。此文いと古へまにて。此より以下は今はふけり。などありて。功績高き人なり。名義は詳ならず。○以蒲爲手纏。倭名抄。蒲和名加末。唐韻云。蒲草名。似蘭可。以爲席也。手纏の事は神代紀に云へり。天武紀に膳夫采女等之手纏肩巾などありて。古膳部に預る人の。必掛しものなり。氏文には。以蒲葉。美頭良乎卷。採麻佐氣。葛天。多須岐仁加氣。とありて。聊異なり。其全文は次に引く。○白蛤爲膾。倭名抄飲食部魚鳥類。給唐韻云。膾奈萬須。細切穴也。箋注。靈異記景行紀雄略紀同訓。新撰字鏡。膾。肉乃奈萬須。紀親宗曰。奈萬須。去魚皮肉。爲片疊。盛也。非今俗酢和造者之類とあり。言養生聶なり。肉を薄く切を須久と云。

通證に生酢也と云るは俗意なり。雄略紀。使膳夫割鮮。また膳臣長野。能作穴膾。などもあり。借氏文云。磐鹿六鴈命。捧二件二種之物。獻於天后。即天后譽給比悅給。豆詔久。甚味清造。欲造御食。爾時磐鹿六鴈命申久。六鴈令料理天。將供奉。止白天。遣喚。無邪志國造。上祖大多毛比。知々夫國造。上祖天上腹。天下腹人等。爲膾及煮燒。雜造盛天。見河曲山。梔葉天。高次八枚爾刺作利。見真木葉天。枚次八枚刺作天。取日影。豆爲縵。以蒲葉。美頭良乎卷。採麻佐氣。葛天。多須岐仁加氣。爲帶。足纏乎結天。供御雜物乎結飾天。乘輿從御。還御入坐時爾。爲供奉云々。○美六鴈臣之功。本に功を切に誤る。今訂せり。又云。此時敕久。誰造所進物問給。爾時天后奏。此者磐鹿六鴈命所獻之物也。即歡給比譽賜天勅久。此者磐鹿六鴈命。獨我心耳波非。斯天坐神乃行。賜倍留物也。大倭國者。以行事。負名國奈利。磐鹿六鴈命波。朕我王子等爾。阿禮子孫乃八十連屬爾。遠久長久。天皇我天津御食乎。齋忌取持天。仕奉止負賜天。則若湯坐連等始祖物部。意富賣布連乃佩大刀乎。令脱置天。副賜支。とあり。○賜膳大伴部。又云。又此行事者。大伴立雙天。應仕奉。物止在止敕天。日暨日。橫陰面背面乃諸國人乎割移天。大伴部止號天。賜於磐鹿六鴈命。又諸氏東方諸國造。十二氏乃枕子各一人。令進天。平次比例給天。依賜支云々。記にも又定膳之大伴部とあり。記傳云。大伴部と云は。膳夫ともの多く。其伴の廣き由の稱なり。賜とは大多くの膳夫部を悉く率掌らしめて。其部の帥と爲給ふを云なり。膳大伴部と云姓を賜ふには非ず。此事よくせずは混ふへし。然るに姓氏錄は膳臣氏より分れたる姓にて。後の事なるを。先祖六雁の膳大伴部を帥し由縁を以て。其を姓に。別に膳大伴部と云姓の有て。彼故事を擧たるはいかにと云に。此姓に負ひたるなり。さて此氏の下に。彼故事を擧たるも。膳大伴部と云こと。の由縁を顯せるなり。なほ此事。境原宮段膳臣の下と

考合すへし。貞觀儀式神今食儀に。膳伴遺儀火即炊。御飯とあるは。右の膳大伴部氏なるへし。定とは。彼多くの膳夫等を。此時に始めて膳之大伴部と號けて。磐鹿六雁命に屬賜へるを云なるへし。と云れたるにてあきらけし。さて此磐鹿六雁命か。此時仕奉りし行事を以て。神嘗大嘗等に供奉り始め。また安房大神を御食津神と爲て。大膳福に祭り。内膳職にて。忌火御飯を供ふる事の始など。みな此時より起れることとも。なほ氏文に詳かなり。○綺宮。詳ならず。通證に。今按疑是飯高郡川俣村也。今猶有_二大和道_一とあり。なほ考へし。又員辨郡美耶也_三郷。鈴鹿郡高宮郷_多美也_加などあり。そのあたりをもたつぬへし。内山眞龍か宮所記に。伊勢國人云。綺宮の蹟は。鈴鹿郡能登野の北。白鳥陵に近き處にあり。土人加牟多宮と云。古の驛路なりと云り。此は何れの村なりや。詳ならぬ云據なり。氏文云。同年十二月。乘輿從_レ東還_二坐於伊勢國綺宮_一。神名式伊勢國鈴鹿郡川俣神社。朝考云。今鹿伏鬼村乎。世記。川俣縣。鹿伏鬼郷。鈴鹿川と加太川との岐合也。仍其處を川俣と云。今轉して加太と云ふとあり。是等よしなきか考へし。

五十四年
甲子

五十四年秋九月辛卯朔己酉。自伊勢還於倭。居纏向宮。

己酉。十九日。○氏文云。五十四年甲子九月。自伊勢還坐於倭纏向宮。

五十五年
乙丑

五十五年春二月戊子朔壬辰。以彦狹島王拜東山道十五國都督。是豐城命之孫也。然到春日穴咋邑。臥病而薨之。是時東國百姓悲其王不至。竊盜王尸葬於上野國。

壬辰は五日也。○彦狹島王。國造本紀に。上毛野國造。瑞籙朝皇子豐城入彦命孫。彦狹島命治平。東方十二國爲封。とあり。彦狹島命は。垂仁紀に上毛野君遠祖八綱田_{此人の事はとある人の子にやあらむ。}此紀にも國造本紀にも。たしかに子とは云はねど。豐城命の孫と云ひ。姓氏錄に。垂水史。豐城入彦命孫八綱田命。と記したるを以て。しか推量らるゝなり。名義記傳に。倭名抄下總國媛島郡_{佐之とある地名を以て。後に稱へたるか。}○東山道十五國。或說云。按るに十五は十二の誤なるへし。十二國は。記崇神段又景行段に十二道とありて。記傳に。十二道は十二國を云なり。國造本紀に東方十二國とあり。上の高志道も。下には高志國とあり。又孝德紀に。前以良家大夫使治東方八道。既而國司之任。六人奉_レ法。二人違_レ令云々。とある。此に國司八人の事を云へるにて。八道は八國なる事明らかし。八國は。此の十二國の内八國なるへし。さて國を道と云は。朝廷より其國を治めに人を遣すに就て云稱なり。後に東海道東山道などいふ名を建て。天下を總て。畿外を七道と分ち定められたるも。まづは漢國_{唐太宗か時を分て初て十道と定たり。}の制にならひ。且は上代より云來つる稱にも沿給へるものなるへし。武藏云。高橋氏文にも。東方代東方の國々には。か。さて此十二は。何れの國々を合せたる數にか。今さたかに知かたし。されと試みに御定め也けんかし。伊勢。伊賀。志摩。此尾張。參河。遠江。駿河。甲斐。伊豆。相摸。武藏。總_{上總下總なり。安房は後に上總より分たり。}常陸。陸奥。此國は後に東海道には入らざれとも。下文に住_二過于相津_一とあれば。此十二國のうちなり。又倭建命段にも。東方十二道とありて。蝦夷を言向玉ひしことの見えたるを思へし。なるへきかと云るに付て。伴信友か。また十二國々造の。景行より上代に聞えたる人名を尋試みたる。其考に。國造本紀に。神武御

世。天日鷲命を伊勢に。美志印命を素賀に定玉ひ。崇神御世。知々夫彦命を知々夫に武藏國 秩父郡定玉ひ。彦狹島王命を。上毛野國造に定玉ひ。景行御世。鹽見足尼を甲斐國造に定賜とみえ。常陸風土記に。倭建命巡狩の條に。新治國造毘奈良珠命。また崇神御世に。築簀命を紀國造紀は常陸國 筑波郡なりに任されたり。とある此二説を合せて。古の大かたは考ふへし。と云れたり。今按に此説宜しからず。こゝに東山道十五國とある道は。國の事なるは。記傳の説の如し。東山とあるは。後に云る東山道の事にはあらで。なほ山東と云か如し。たゞに山の東の義なり。已に上に山東諸國曰三吾孀國ともあり。さてそれは何れの山を云ふと云に。公式令に東山道、山東云々とあるを。義解に謂信濃與三上野界山上也とも。三代格七。弘仁十年五月二十一日太政官符に。東山道、山東ともある。山東の義に同じく。上野國確日山より。東南の諸國をさして云るにて。近江以東の。今いふ東山道とは。指す所異なり。さて十二國とも十五國とも云るは。續紀神護景雲二年正月。寶龜五年八月。延曆二年四月に。坂東八國。曾我物語にも八國續後紀嘉祥元年十一月に十國とも見えたるにて。山東の國に付て。其か中の十二國とも。十五國とも云るか如き義なれば。強ち其數に拘はるに足らず。其時々數へかたにて。何とも語傳へしなるへし。されは此は本のまゝにて。大らかに山東なる諸國ともと。心得てあらん方。當時のまゝなるへし。さて都督は他に見えず。都督の字は後より充たりし事本よりなり。上古より國造の外に國司あり。臨時に命を受けて。其國の政を執行ひしなり。又幸と云りこの都督は。子孫の其國にあるを見れば。國司とは又異れり。按ふに

此は。此御世に皇子等を。國々に封したまへる別といへると。一つなるへきか。なほよく考へし。○拜。中臣本並河本傍書。領に作る。また都督を永享本に攝政と作り。何れもよろしからず。○春日穴咋邑。春日は大和添上郡なり。穴咋は。神名式に添上郡穴咋神社を。兼俱本に。次は咋歟と云れたる宜し。此社今古市村にありて。穴栗明神といふ。クヒをクリと。後に説れるなり。上田百木も。景行紀に春日穴咋邑これなり。續紀延曆七年八月。對馬守正六位上穴咋皆曆。賜三姓秦忌寸とあり。と云り。○竊盜王尸。永享本に王尸二字を屍に作れり。○葬於上野國。於字永享本になし。栗田寛云。かく東國の民とも。此命を慕ひまつれるは。いかなる故にか今詳ならねど。崇神御世に。東方十二國の荒ふる者を平治。豊城入 既く東方を治へき 詔ありしをたりしか。景行の御世に復命白し。其功烈を賞玉ひて。國造と任されしを。國造本紀には。專崇神の御世にかけていへるなるへし。武野云。國造とされしには。武野郡。都督は其趣き異なるへし。さてかく東國に功勳ありし王の早薨て。其任所に至り給はざるを。當昔其國人の横直なる心に。深く悲みまつりて。御屍をも竊み持來て。其國に葬めたりしものとそ思ゆる。と云れたり。さることなり。

五十六年秋八月。詔御諸別王曰。汝父彦狹島王。不得向任所。而早薨。故汝專領東國。是以御諸別王承天皇命。且欲成父業。則行治之。

五十六年 丙寅

早得善政。時蝦夷騷動。即舉兵而擊焉。時蝦夷首帥足振邊。大羽振邊。遠津閻男邊等。叩頭而來之。頓首受罪。盡獻其地。因以免降者。而誅不服。是以東國久之無事焉。由是其子孫於今在東國。

御諸別王。名義御諸山に據れる御名なるへし。豐城命の此山に登玉ひしことあれ。此王も何か由縁ありしなるへし。さて此王。姓氏錄和泉皇別葛原部條に。大御諸別命とあり。攝津皇別韓矢田部造條には。彌母呂別とあり。共に豐城入彦命三世孫とあり。さて彦狹島王の子なるよしは。汝父とあるにて明らかなり。さて神功の朝に見えたる荒田別鹿我別は。此王の子なるへきよし。そこに云へし。或書曰。出羽人安濃恒生曰。同國出羽郡清河村々社五所王子社と傳來る山の麓に。崩御宮と云。即王子の御墓地なりとそ。慶長中最上川の水を引て。田に灌かむ。其御墓を發て。濤作らんと。人夫數百人を使ひて。其役に當るに際し。五六百人忽石に墜れて。瘡痍つくもの死するもの。牛に過ぎ終に其事止たり。明治となりて。恒生彼地に到り。其神主に面し。古書等數多取出さしめたる中に。御諸王とあるを見たり。かかれは。五所は御諸の字音より。○專を。本にタウメとあるは非訓なり。專女を訓るより。うつれるなり。モハラと訓へし。○時蝦夷騷動。此蝦夷も本國にはあらて。陸奥の内なり。陸奥も東山道のうちなればなり。○首帥を。集解には曾帥とあり。私に改められたるものなれば從ひかたし。足振邊。大羽振邊。遠津閻男邊。名義未詳。邊は男の名にも云る事已に云。此名をも以ても。本國の夷にあらざること知へし。○東國久之。本に國字なし。久を契沖本に方とあり。さらは之は衍字にて。東方無事とあるへし。記傳に引れたる

五十七年
丁卯

五十七年秋九月。造坂手池。即竹蒔其堤上。冬十月。令諸國興田部屯倉。

造坂手池云々。記云。作坂手池。即竹植其堤。記傳云。萬葉十三。鳥網張坂手乎過。とある地なるへし。大和國なり。今も城下郡に坂手村と云あれは。其所なるへし。彼歌の路次にかなへり。○竹蒔其堤。記傳云。堤は包む意の名なり。字鏡に坡陂以土壅水也。豆々牟。とあり。和名抄に坡隄和名豆々三。隄又作堤。と見ゆ。かく二典共に。堤に竹を植られし事を記されたるは。古へはめつらしくやありけむ。とあり。○田部屯倉。通證云。古事記云。此之御世定田部。又定倭屯家。据此則田部與屯倉二項。舊讀誤。と云れたるか如し。記傳云。田部と云物は。役て屯家の御田を佃らしむる料に。定置る民の部なり。そは尋常の如く。其田を己か田として佃りて。租税を出すには非ず。公の御田を役て佃るなり。是漢國の古へかくて田部の佃れる勢の代には。其内を分て賜へる。或は免きて屯倉は。垂仁紀七年に既に出て。そこに記傳の説をさる事などありしか。さる細なる事ともは知りかたし。

引て云るか如く。美夜氣はもと官所のことなるか。古は國々處々に。朝廷の御田ありて。かの田部と云者を役ひて佃らしめて。其御田に成れる稻穀を藏むる御倉。及其官舎をも合せて美夜氣と云ひ。又其御田をも包合せて。常に美夜氣と云り。置某屯倉一などあるたぐひ。皆其御田をも包て云なり。分て云へば。倉と田と官所となり。さて重胤云。御屯田倉の起りは。神代に天照大神の御營田を定めさせ玉ひて。耕種らしめ玉へる。朝夕の大御饌の料の屯田是なり。古事記には天照大神之營田と有り。下に引る令の官田を。宮内省式には。營田とも官田とも通はし書る是なり。古には凡て天皇尊等の供御の御田を。別に定させ給ひて。殊に甚しき物に爲させ給へり。其は仁徳天皇紀に。額田大中彥皇子。將掌倭屯田及屯倉。而謂其屯田司。出雲臣祖淤宇宿禰云々。と有を。倭直吾子籠を召て。令問給ひけるに。傳聞之。於經向玉城宮。御宇天皇之世。科太子大足彥尊。定倭屯田也。是時勅旨。凡倭屯田者。每御宇。帝皇之屯田也。其雖。帝皇之子。非御宇者。不得掌矣。と對へ奉れるを以て。供御の屯田をしも。甚しき事なき物に爲させ御在し坐ける古風を見る可きなり。田部は屯田を作る部の民を云ひ。屯田司は其屯田を所任れる者にて。天上なる天。邑君の如く。屯倉は其苗子を收むる倉廩を云なり。孝徳天皇紀に。改新の詔有て。右の屯倉を罷られたれとも。猶官田を被置たり。田令義解に。凡畿内置官田。大和攝津各三十町。河内山背各二十町云々。と有り。職員令宮内省義解に。官田謂供御稻田。分置畿内者。名爲官田也。と有て。彼省の主る所なり。宮内省式に。凡省營田四十町。大和國九町。山城河内二國各八町。攝津國十四町云々。凡省營田稻穀。年之後不

供御云々。凡營田。收納帳云々。凡營官田者云々。と見え。内裏式に十一月奏御宅田稻數。式と有て。御宅田。刈稻事申賜牟止云々。内國乃仕奉。御宅田合若干町。待稻若干束云々。仕奉。留事申賜止。と見えて。儀式にも十一月奏御宅田稻數。儀と見えて。其式の嚴重なるを以ても。右に謂ゆる玉城宮の古義なむ。偲はしき事なりける。太神宮式にも。凡神田四十六町一段。大和國宇治郡二町。伊賀國伊賀郡二町。伊勢國四令。當郡同營。收。獲苗子。供。用太神宮三時。并度會宮朝夕之儀。自餘依。當土估。賃租充。供。祭料。と有て。神郡三有り。神田右の如く。四十六町餘有と雖も。其は唯供祭料として給ひ。供御の神田は。僅に五町四段許を以て充たるは。古の倭屯田の如くして。極めて重く爲させ給ふ事にて。神延其儀一なり。と云れたり。さて此紀にては令諸國とあれと。記には倭屯倉の事のみを記せるなり。かくて孝徳紀二年の文によるに。當時群臣の賜はりて。私に有てる屯倉も多くありつるか。大方此孝徳天皇の御世には。古の御制度をは多く廢られて。何事も變りぬれは。屯倉と云もの。大方此時よりそ絶ぬらむかし。さて後には。たゞ徒に此彼の地名にのみのこれり。○興。とはあれと。此時始てにはあらず。元來ありし物なるを。更に増なとして。多く定められしなるへし。記に定とあるも即其趣なり。

五十八年 戊辰

五十八年春二月辛丑朔辛亥。幸近江國。居志賀三歲。是謂高穴穗宮。

辛亥は十一日也。○志賀は。倭名抄近江國滋賀郡是なり。今も志賀と云地もあり。但し。南は勢多の川より。北は萬葉比良山の北まで亘れり。古より廣き名にそありけむ。

以下の歌に多くよめり。○高穴穗宮。記傳云。此宮の地は。神明鏡に今の志賀寺是なりとあり。姓氏錄に志賀穴太村主と云姓もあり。朝野群載十一に穴穗驛みゆ。其文云。右辨官下。近江國云々。今日發。遺於越前國。云々。差二件人等。至子穴太縣家云々。延喜二十年三月二日。今も穴太村と云あり。京より山中越えて。近江の坂本へ越る間なり。高と云は高き地なる由か。はた宮號に稱へたるにもあるへし。

六十年庚午

六十年冬十一月乙酉朔辛卯。天皇崩於高穴穗宮。時年一百六歲。

辛卯は七日なり。○一百六歲。通鑑に延佳曰。按上文垂仁三十七年立爲太子。今百六歲崩。則所謂三十七年者未生以前也。古事記作壹佰參拾漆歲者。得實乎。景禎曰。垂仁三十七年。太子年二十一。九十九年天皇崩。時年八十三。踰年改元。而六十年崩。乃年爲一百四十三矣。と云り。大日本史にも。水鏡曰。年一百四十三。蓋據下本書立爲太子。年二十一之文上推也。然本書舊事紀。並曰一百六歲。本書前後矛盾。故不書享年とあり。かにかくに今定めては云ひかたし。井上頼國云。景行天皇六十年。紀元七百九十年崩。於高穴穗宮。時年一百六歲。とあるに依りて。倭姫の事を疑ふもあれど。其は未しき疑と云へし。實に百六歲にまさは。垂仁天皇の五十四年の降誕にて。同天皇の三十二年。母后日葉酢姫御の二十二年後の降誕となる。之を疑はざるは如何。此百六歲の字は。北野本日本紀に分注とせり。然れば本文は既く缺きたるを。後人の私に注せる事著し。其は垂仁紀に。三十七年立爲皇太子。時年二十一とある本文にも合はざればなり。此紀に據れば。景行天皇は。垂仁天皇十七年の降誕にて。御母は其二年前十五年二月に宮に入まして。景行天皇の御母兄五十瓊敷入彦命ありと雖。疑ふべき事なし。之に據りて崩年を推せば。百四十三歲となる。水鏡は主と日本紀に據りたる書なるに。百四十三歲とありて實に合へり。また倭姫は。天皇との間に御姉あり。之を二十年の誕生と假定すれば。廿五年は六歲となる。神宮の制。素幼童を奉仕せしむ。然れば幼稚の童女を物忌と爲し。物忌父母と云職あり

て。之を扶けて事を執らしむ。故に中世井上内親王は。五歳にて齋宮と爲り。朝原内親王。識子内親王は。三歳にて齋宮と爲り。朝原は八歳。識子は五歳にて赴任せりしをも思ふへし。此前皇女の齋宮と爲れるも數多あれど。御歳詳ならざる故に。之を擧げず。此他類しければ。野す。又倭姫を。紀記にも。景行天皇の御同母とあるを。古語拾遺には。天皇(垂仁)第二皇女。母皇后倭姫と注せるは。尾部の古傳にて。實を得たるよし。同書の新注。及訓義檢査等に云へり。之に依るも亦疑へき簡なし。と云り。此數に依らば。百六歲は誤とすへし。

稚足彦天皇

成務天皇

周易繫辭に。夫易開物成務。冒天下之道也。とあり。

稚足彦天皇。大足彦忍代別天皇第四子也。母皇后曰八坂入姫命。八坂入彦皇子之女也。大足彦天皇四十六年。立爲皇太子。年二十四。六十年冬十一月。大足彦天皇崩。

稚足彦天皇。記云。此天皇娶穗積臣等之祖。建忍山垂根之女。名弟財郎女。生御子和訶奴氣王。此

成務天皇紀

紀には此天皇の御子を載せず。仲哀紀には稚足彦天皇無_レ男とあり。記の傳へは上にも云へる如く。日本武尊の御子と。互に入錯れる傳なれども。記の方を正しとして説へし。さるは彼段に。娶_二穗積氏忍山宿禰之女弟橘媛。生_二稚武彦王。とある。穗積氏忍山宿禰は。此の建忍山垂根の事なるへく。弟橘媛は。弟財郎女の混へるなるへく。生坐る稚武彦王とあるは。和訶奴氣王を混らして。日本武尊の御子と傳へたるものなるへし。記傳にも此を論ひて云れけるは。其紛れと云は。彼若建王の御外祖父を。書紀に穗積氏忍山宿禰とあると。此王の御外祖父と。姓名も名も同く。又御母の名も似たるうへに。王の御名も。和訶多氣と和訶奴氣とは。たゞ多と奴との異なるのみなれはなり。さて此を記によりていはく。彼倭建命の後。弟橘比賣の御父は。忍山宿禰には非るを。此天皇の忍山垂根の女弟財郎女を娶て。和訶奴氣王を生坐る。其御母と御子の名の。彼弟橘若建と似たるから紛れて。書紀には誤りて。忍山を彼弟橘比賣の父とし。此和訶奴氣王を。彼若建王のこととして。此天皇には御子なしとせるものなり。書紀に依ていはく。若此天皇に御子坐ましたらむには。必其御子は御位を嗣坐へきに。倭建命の御子の嗣坐るを以て思へは。此天皇には御子坐ざる傳への方や正しからむともいふへけれど。倭建命は。景行天皇の殊なる大御愛子に坐て。誠になへてならず。世に勝れたる御威徳坐まして。父天皇の詔にも。是天下則汝天下也。是位則汝位也。などもあれば。たとひ成務天皇の御子は坐ましたらむにても。御位は必彼命の御子の嗣坐へき故そありけらし。又此和訶奴氣王は。早く薨坐しも知かたし。

されは倭建命の御子の。御位を嗣坐るを以て。此天皇には御子坐まさずとは。決めかたき事になむ。と云れたる。さる説ともなり。但し記傳には。書紀に依て。記を誤として見られたる説をも出して。此二の傳何れの方か正しからむ。決めかたしと云れたれど。今は記の方を正しとして定めつるなり。 ○母皇后。本には皇字脱せり。今並河本中臣本永享本等に據て加へつ。○四十六年。景行紀には五十一年八月とあり。此と異なり。次に云。○立爲皇太子。本には此も皇字脱せり。今考本信友校本集解本に从ふ。○年二十四。年下考本に時字あり。集解本にも補はれたり 通證に。立爲_二太子。景行紀爲_二五十一年。延佳曰。按成務在位六十年百七歲。推_レ之則天皇以_二景行十四年。生。而景行五十一年。則三十八歲也。とあり。されと此も彼も一の傳なれば。輒く改むへきにあらず。本のまゝにてありぬへし。

元年春正月甲申朔戊子。皇太子即位。是年也大歲辛未。

元年辛未

戊子は。五日なり。○即位。大日本史云。水鏡愚管抄皇年代略記。並日時年四十九。皇代紀曰四十八。未知_二就是。○記云。若帶日子天皇。坐_二近淡海之志賀高穴穗宮。治_二天下。也。舊事紀に都_二志賀高穴穗宮。此紀には遷都のこと見えす。景行天皇五十八年に幸て。此宮にて崩坐しより。此天皇も御從_トに侍ひ坐りしか。即て其宮に坐々しなり。

二年壬申

二年冬十一月癸酉朔壬午。葬大足彦天皇於倭國之山邊道上陵。尊皇后曰皇太后。

壬午は十日也。○山邊道上陵。此地の事。崇神天皇の山邊道上陵記に山邊道勾の下に云へり。諸陵式に。山邊道上陵。經向日代宮御宇景行天皇。在大和國城上郡。兆城東西二町南北二町。陵戸一烟。聖跡圖志陵墓一隅抄等に。今澁谷村と云にありと云り。此御陵の事。なほかの勾之岡上御陵の處に云り。考合すへし。○尊皇后云々。この事舊事紀には。元年即位の下に係たり。さて此御世には皇后の事見えす。

三年癸酉

三年春正月癸酉朔己卯。以武内宿禰爲大臣也。初天皇與武内宿禰同日生之。故有異寵焉。

己卯は七日なり。○爲大臣也。記傳云。大臣は意富淤美と訓へし。古の大臣は皆如此訓へきなり。さて大臣と云號は。師も云れたる如く。後世の如き官名にあらはず。たゞ臣と云に大といふ美稱を加へて。尊み賜へるに

て。連姓の人に大連と云號を賜へると同じ。大連も官名には非ず。故に此號は。連姓の人に限れる事なり。戸に大といふ言を加へたる例は。記に大縣主。續紀には大國造。大忌寸。大宿禰など云もみゆ。されは此號は。古へは何れの御代のも。臣姓の人に限り。連内宿禰は。いまた性氏を云ること見えざれども。其子なるへし。そは必しも姓に着たる戸なら。さて此號は此を始にて。此後書紀に見えたるは。雄略卷初に。以三平群臣眞鳥爲大臣。以大伴室屋物部連目爲大連。これ大臣大連と並へ置れし。是より大臣大連相並ひて政を申せり。と云れたるは。動かさる説の如くなれど。公卿補任にも。武内宿禰爲大臣。大臣之號於此而起。とあり。神皇正統記にもしかりとされたり。なほよく考るに。此大臣は。後に大臣大連と相並ひたる大臣にはあらず。舊訓オホイマチキミ。オホホマチキミ。によりて。意富麻閉都岐美と訓へし。又オホキマヘツキミと。もよみてあるべし。古へ天皇の御前に候ひて。天下の大政奏し臣等を。麻閉都岐美と申せり。前つ公の意なり。和名抄に大臣の訓。於保伊萬宇智岐美。太政大臣を於保萬豆利古止乃於保萬豆岐美。とあるも舊稱によれるなり。マウチキミは。マヘツキミの音便に願れたる唱なり。その物に見えたるは。神武紀に侍臣天種子命とあり。また天孫本紀に。宇摩志麻治命。與大神君祖天日方奇日方命。竝拜爲三申食國政大夫とあり。其後宇摩志麻治命の子孫。相繼て大夫として大政を申しけり。かくて垂仁天皇の御世には。此紀二十五武渟川別。彦國貴。大鹿島。十千根。武日。を五大夫とあれば。此五人大政を奏しにこそ。さて景行天皇御世。命武内宿禰爲棟梁之臣とあるは。此宿禰既く麻閉都岐美として。大政に仕奉りしか故に。諸臣の上に位を置給へるなり。此事は前紀に云りかくて此時。寵のあまりに。なほ其麻閉都岐美の稱の上に。大と云言を加へて。於保麻閉都岐美と命せ玉へりしを。漢字に大臣とは書たり

しなり。上に云る如く。マヘツキミには。侍臣とも大夫とも書て。定まれる字なき。上に。臣字をもマヘツキミと訓へき謂あるを以て。然書きたりしなり。されは此時のは美稱のみにて。官名の始にはあらざる事。記傳に云れし如くなれど。なほ此を意富濃美と訓ては。此宿禰此時既に臣の尸あるか如し。其子等の子孫。皆臣姓なれど。此人いまた臣と云しことものに見えず。はた此時已に大臣と云稱始まりたらんには。相繼て其後御世々々にも。大臣とすへき人。必ありぬへきを。雄略天皇御世まで。年數三百一人も大臣に補されし人あらぬは。いかなる事にか。此宿禰長壽にて。仁徳天皇の御世の末年まで。大臣にてありしと見ても。なほ其次の御世履中天皇より。雄略天皇のはしめまでは。凡百年許なれば。其間大臣のなかりし事疑ふへし。仍て思ふに。大臣の始は雄略天皇の御世の事にて。其以前には大臣の稱はなかりしなり。なほいはは。履中天皇二年。平群。木苑宿禰。蘇賀。滿智宿禰。物部伊弉佛。國大使主。共執。國事。とあり。此人等執。國事。とこへあるに。武内宿禰の子等として。木苑宿禰。滿智宿禰等。大臣と爲らるるもいかになり。雄略天皇御世。大臣となされし。さて眞鳥は。此時平群臣とあれば。始て臣姓を賜はり眞鳥は。此木苑宿禰の子なれば。まして其父の爲らるる疑はし。さて眞鳥は。此時平群臣とあれば。始て臣姓を賜はりて。さてそれにつけて。大臣の稱をも玉へるものとおもはれたり。然るを此成務紀なるを。公卿補任に。大臣之號於此而起。また正統紀に。もしかり。などあるは。古の事をもしらぬ後の意もて。記せるものなれば。證とをるに足らざる。此は大連の事を歷運記に。仲哀天皇始置大連と書れたるに同じく。皆後人の書るものなれば。必あさむかる事勿れ。大連の號は。大臣よりは舊し。其は連と云戸を。大伴氏物部氏に玉ひし事のいさふるかりければ。其戸に就て大連と稱へるなり。彼履中天皇の御時の。物部伊弉佛は。大連とあるにても知るへし。なほ大連の事は別に云つれば。此にはふけり。○同日生之。集解云。按。單。同。生日。非。同年也。仁徳天皇與木苑宿禰。漢高祖與廬縮。則同年同日生也。とあるはいとよろしき説なり。此大臣天皇と同年月日の生れなりと

見ては。更に年紀合はせ。解くへきよしなし。其よしはなほ。通證に。今按武内之生見。景行三年紀。爲巡察使。見二十五年紀。据上文。則天皇之生當二十三年一矣。然則同日者。謂支干適同一也。とあるもいか。此御世などに干支あるへくもあらざ。

四年甲戌

四年春二月丙寅朔。詔之曰。我先皇大足彥天皇。聰明神武。膺錄受圖。治天順人。撥賊反正。德侔覆燾。道協造化。是以普天率土。莫不王臣。稟氣懷靈。何非得處。今朕嗣踐寶祚。夙夜兢惕。然黎元蠢爾。不悛野心。是國郡無君長。縣邑無首渠者焉。自今以後。國郡立長。縣邑置首。即取當國之幹了者。任其國郡之首長。是爲中區之蕃屏也。

膺錄受圖。字典。錄籍也。又圖錄。文選東京賦曰。高祖膺錄受圖。順天行誅。綜曰。膺。錄。謂當五勝之錄。受。圖。卯金刀之語。善曰。春秋命曆引曰。五德之運。徵符合。膺。錄。次。相代。濟曰。膺。當也。錄。五勝之錄也。圖。河圖也。とあり。○治天順人。活板本中臣本治を治に作る。永享本には。此は治字の訛りなるへし。考本には沿に作れり。此もいかに。なほ本のまゝにてありぬへし。○覆燾。蜀志に覆燾無疆とあり。

小爾雅に壽履也とあり。さらば舊訓は非なり。○京氣懷靈。文選謝靈運傳に出。良日受レ氣懷レ靈謂レ人
也。とあり。○壽爾。通證に。倭名抄壽訓無久女久。字書勳擾貌。とあり。○國郡立長。次に立三造長と
ある是なり。○縣邑置首。次に置三稻置とある是なり。○幹了者。推古紀に軌制。孝德紀に明直なと
よめり。通證に長々也と云れたる義なるへし。奥儀抄五に。をさくしと云心なり。萬葉古今また物語等に。をさく
と云るは意異なり。さて令義解に。幹強也。了慧也。とあり。○國郡之首長。上に國郡縣邑を云へれと。
こゝは國郡に縣邑をこめたる文なるへし。○中區は。中洲と云るに同じ。○蕃屏。通證。出三左氏傳僖
公。又書康王之誥。乃命建レ侯樹レ屏。樹以爲レ屏藩也。とあり。本にカクシと訓るは。國郡の義なるへけれど。非訓なり。

五年乙亥

五年秋九月令^{イコトノ}諸國。以國郡立^ニ造長。縣邑置^ニ稻置。並賜^ニ楯矛。以爲^レ表。
則隔^ニ山河。而分^ニ國縣。隨^ニ阡陌。以定^ニ邑里。因以^ニ東西爲^ニ日縱。南
北爲^ニ日橫。山陽日^ニ影面。山陰日^ニ背面。是以^ニ百姓安^レ居。天下無事焉。

國郡立造長。縣邑置稻置は。去年の御制の此時に被^レ行たりし者なり。記云。定三國小國之國造。亦定
賜國々之堺。及大縣小縣之縣主也。とあり。記傳云。大國小國とは。たゞ國々を云ことを文に云るの
みなり。紀は文をひたぶるに漢さまに書なされたる故に。國造縣主など云名は見えされとも。實は此

記の如く。國造縣主の類を定め賜へる謂なり。右の文中に。造長とある造と。稻置とのみは古の號にて。其他は皆たゞ意
の實の名には非ず。たゞ意を
取て。文には拘るまじきなり。舊事紀なる國造本紀と云物に。國々の國造を擧たるにも。多く此御世に定玉へ
る事を云り。さて國造と云物を。此時初めて定玉ふには非ず。是より先にも有つれとも。此時に更に
廣く多く定賜へりしなり。さて國造とのみ云て。是に其同類の君直別稻置なども包たり。凡て伴造
國造など云るも。國造に此等を包て云るなり。皆國々にある御臣なればなり。大縣小縣の大小は。大
國小國の例と同く。たゞ縣々と云むか如し。縣主は。倭國內なるを始め。國々に在る縣を掌れる者
の號なり。神武天皇の御世よ
りありし物なり。さて此も國造君直別などの類なるものにて。日代宮段に。自^{ホカ}其餘七十七王
者。悉別^ニ賜國々之國造。亦和氣及稻置縣主とあり。さて此に縣主を定玉ふとあるも。初めて此職を置
れたりとは非ず。かの國造を定玉へると同じことなり。と云れたるか如し。さて國郡立三造長とあ
るは。右の定三國小國之國造とあるにあたり。縣邑置三稻置は。定三賜大縣小縣之縣主とあるにあ
たり。國郡とはあれとも。當時未郡の名目あらざ。郡を定められたるは。孝德天皇の御世より始ま
れることなれば。孝德紀に見えたり。類聚國史にも。延暦十七年の詔に。昔羅波朝延始置。諸郡と見えたり。然るに此紀
雄略卷安閑卷欽明卷などに。郡司と云者の見えたるは。例の撰者の文にこそあれ。當時の稱にはあらず。此紀に
其より以前の卷々に郡とあるは。當昔の稱に非ず。たゞ撰者の文なれば。字に拘るへからず。訓もコ
ホリとは訓へからず。コホリと云は古より有し名にはあらず。されは此は引合せて久邇と訓へし。郡をクニと訓め
律語より出たるものなりと新井氏云り。仁紀に出て。造長をも二字にて美也都古と訓へし。長字は添た。縣邑もたゞアガタなり。さて置三稻置と
てに云へり。

のみありても。縣主君直別などをもこめたる文なること。上に云るか如し。○稻置。重胤云。國郡は縣邑を管たれば。其任重き故に造長を立られ。縣邑は唯阡陌を以て定むる程に。區分たる地なるに依て。其長として稻置を置させ給へるなるが。稻置は稻君なるへし。其邑里の首として。其田租を貢進る司と通ゆれば。右の邑君に同じしきを曉る可し。首は大人なり。其稻置を釋に公習私記曰。案今祝長也。と有る祝字心得す。一本に税と有り。職員令に。主稅察云々。穿倉屋出納。諸國田租。春米碾糶事。と見えれば。諸國郡にて。田租を國衙に納る人を稅長と云しにや。久安百首に。降積る白蠟の雪は稻長の。加比の毛衣乾と見えけり。と有る此稻長は。農民の長なりと聞ゆれば。右の稅長此に近し。大嘗祭式に。齋郡に至りて。積穂の事を主るを。稻置卜部と云など思合す可し。通證には村長也と有れど。私に改めたる者と見ゆれば從ひ難し。○並賜楯矛云々は。其職に任せ賜ふ印の物と爲て賜へるなり。其起本は。かの天神の伊弉諾伊弉冊尊に。此國土を依し玉ふ時。天瓊矛を賜へるをはしめとして。天照大神の御頸玉。皇孫尊の三種の神寶をはしめ。みな其他其職を依し玉へる時。印の物を賜へるか古の道なり。○隔山河而分國縣。記云。亦定賜國々之堺。序に定レ境開レ邦。制ニ近。淡海。とあるも是事なり。記傳云。上代の國境の御制は。細なる事は詳に知かたけれども。古書ともに。事にふれて往々見えたる趣に就て考るに。後世の如く際やかなることこそ無かりつらめ。大方には元よりも國々の堺限などもありはしけんを。此御世になほ又儘かに定め玉ひしなり。此より先には。堺もなかりし。を初めて定賜ふことには非ず。此後にも姓氏錄に。坂合部大彥命之後也。允恭天皇御世。造立國境之標。因賜姓坂合部連。また孝德紀に。大化二年詔。宜下觀國々壙堺。或書或圖。持來奉示。國縣之名。來時將定云々。また天武紀十二年遣伊勢王云々等。巡行天下。限分諸國之境堺。然是年不堪限分。十三年遣伊勢王等。定諸國境。また續紀十三に。天平十年令天下諸國造國郡圖。進

など云事見えたり。漸にそ精くなりけむ。とあり。○隨阡陌以定邑里。通證云。孝德紀方字訓多々佐與己佐。萬葉集云。多々佐爾毛。可爾母與己佐母。倭名抄南北曰阡陌。私記曰多知之乃美知。東西曰阡陌。私記曰與古之乃美知。前食貨志。秦孝公用商鞅。壞井田。開阡陌。南北曰阡。東西曰陌。さて邑里二字。これも引合せてムラともサトとも訓へし。これを邑と里と二に見る説は。當時の意にあらず。集解に。按此制不幾居爲。里。蓋邑則今村。里則今鄉也。と云れたれとよろしからず。○日縦日横。養老私記に。日縦比乃多都志。日横比乃與古志。萬葉集に。日經日緯。此緯をヌキとよめ。るは宜しからず。高橋氏文に。日堅日横。陰面背面乃諸國人乎割移。天云々。○山陽山陰。山南爲陽。山を北に負て。南の打開けたる地なり。山北爲陰。山を南に負て。北の方打開けたる地なり。○影面背面は。字の如く影つ面背つ面なり。影は日影なり。背は日に背けるより云るなるへし。さて通證に。袖中抄。後門云世登。又云會登。世會通。今俗謂門外。爲會登。是也。と云れたり。さて通證に。此の東西を東山道。東海道。西海道。南北を南海道。北陸道。山陽を山陽道。山陰を山陰道。と注されたるは非なり。集解に。按此制。謂東與西。名爲縦。謂南與北。爲横。謂陽爲影。謂陰爲背。是以東西南北陰陽。別稱而爲縦横影背也。萬葉藤原御井歌曰。青香具山者。日經乃大御門。美豆山者。日緯乃大御門。青苔山者。背友乃大御門。吉野乃山者。影友乃大御門。是經緯背影即東西南北也。於國則東山道東海道西海道等國。則縦。南海道北陸道等國。則横。山陽道國。則影。山陰道國。則背也。と云れたるはいとよろしき説なり。

四十八年
戊午

四十八年春三月庚辰朔。立甥足仲彥尊爲皇太子。

甥。倭名抄。爾雅云。兄弟之子爲甥。和名乎比。通證に今按乎比。男生也。と云るはおほつかなし。○足仲彥尊。本に尊字なし。中臣本集解本信友校本等に據る。○爲皇太子。舊事紀。甥足仲彥尊爲皇太子。大足彥天皇皇子。日本武尊第二皇子也。とあり。○此より先。此御世の四十年に。倭女王卑彌呼と云もの。使を遣して新羅にゆかしめし事。三國史記新羅阿達羅王が二十年の條に見えたり。正史とは年代の相違はあれども。姑く此に書して致に備ふ。倭女王の事は既に云り

六十年庚午

六十年夏六月己巳朔己卯。天皇崩。時年一百七歲。

己卯は十一日也。○天皇崩時年一百七歲。記云。天皇御年玖拾五歲。乙卯年三月十五日崩也大日本史天皇崩下に。本書曰一百七歲。古事記曰玖拾五歲。注曰。乙卯年三月十五日崩。水鏡云。一百九。按本書紀首。書景行帝四十六年爲皇太子。時年二十四。姑從此文推之。則九十八歲。然其文難據。說見上。今以下景行紀五十二年立爲太子。年爲二十四上算之。則九十三歲。皆與百七歲不合。今無所取決。故不書。とあり。なほ記傳にも。此年紀の合さる事を云れたり。記の注なる乙卯年は。此紀にては四十五年なれば。十五年の差あり。又月も

日も合はず。

日本書紀卷第七終

永享本終字なし。但永享本には。景行紀の終に此七字ありて。此の成務紀を以て卷第八と爲り。今本と異なり。

○日本書紀通釋卷之三十一

千七百七十五

千七百七十四

日本書紀通釋卷之三十三

飯田武鄉謹撰

日本書紀卷第八

足仲彥天皇

仲哀天皇

集解云。證法曰。恭仁短折曰哀。註體恭質仁。功未施。按蓋簪錄曰。古帝諡號。無不有。二意義本據。一者。仲是伯仲之仲。不應配證云々。とあり。

仲哀天皇
紀

足仲彥天皇。日本武尊第二子也。母皇后曰兩道入姬命。活目入彥五十狹茅天皇之女也。天皇容姿端正。身長十尺。稚足彥天皇四十八年。立為皇太子。時年三十一。稚足彥天皇無男。故立為嗣。六十年天皇崩。

明年秋九月壬辰朔丁酉葬于倭國狹城盾列陵盾列。此云多多那美。

母皇后。通證に。今按景行紀作妃。此書曰皇后。蓋追尊之號也。とあり。○十尺。景行紀一丈をヒトツ
エと訓るに同じ。雜令十尺爲丈。○爲皇太子。本に皇字脱したり。今永享本集解本に従ふ。○時年
三十一。本に細注とせり。今集解本據古に本改従ふ。但し三十一にては一年の違あり。さて此天皇の御
年の事。集解云。按天皇之生。後尊崩三十九年許。而立太子歲與崩年算合。蓋紀年有所誤。宜存
疑。不可強解。岡屋關白建長二年四月四日記曰。終日國史沙汰。仲哀天皇御年齡事也。古既有此疑。可
レ知也。とあり。なほ此御年の事。崩御の所に云る事あり。考へし。○明年。永享本になし。さらば葬も其年の内に在とすへけれど。恐
くは誤なるへし。○丁酉。六日也。○狹城盾列陵。諸陵式に。狹城盾列池後陵。志賀高穴穗宮御宇成
務天皇。在三大和國添下郡。兆域東西一丁南北三丁。守戸五烟。と見ゆ。續紀十に。從三楯波池。颯風忽來。
吹折南苑樹二株。即化成雉。とある。此池の後に。後とは北邊を云る謂なるへし。また京より遠き
方を云るか。若然らば。此平城宮の比の稱と聞ゆれば。平城の西なれば西邊なり。と記傳に云り。陵墓一覽に添下郡山陵村と
あり。大和志に。鄉廢存常福寺超昇寺二村。山陵志に。狹城崎也。今超昇寺村西北爲山陵村。實是山阜
岨嶠。而有四池。池皆南北縱列云々。所謂盾縱字借也。とあり。皆本書に就て見よ。記傳に。右の池後を北邊なるへしと云れた。

るはたかへり。此池は。神功皇后の陵の邊にて互れる。いと大きな池にて。皇后のをば。式に盾列池とある。其御は北方にあられたらば。池後は南なること著明し。此陵ともの所在。記傳には甚く誤られたれば。自ら其方位をも。かく思ひ違ひたるなり。此等の事其地をよく見知らん人は。此御陵。里人は石塚と云。それより北の方に字五社神と云塚。即神功皇后の御陵なり。其間列池の續後紀十三に。承和十年云々。搜檢圖錄。北則神功皇后之陵。南則成務天皇之陵。世人相傳。以南陵爲神功皇后之陵。偏依此口傳。每有神功皇后之崇。空謝成務天皇陵。今日改云々。とある。今世の方位によく叶へり。此を記傳に。方位合はずとて。かにかくに云れたる説とも。すへて叶はず。なほ委しくは。神功皇后の御陵の下に云へし。

元年壬申

元年春正月庚寅朔庚子。皇太子即天皇位。秋九月丙戌朔。尊母皇后曰皇太后。冬十一月乙酉朔。詔群臣曰。朕未逮于弱冠。而父王既崩之。乃神靈化。白鳥而上天。仰望之情。一日勿息。是以冀獲白鳥。養之於陵域之池。因以覩其鳥。欲慰願情。則令諸國俾貢白鳥。閏十一月乙卯朔戊午。越國貢白鳥四隻。於是送鳥使人宿菟道河邊。時蘆髮蒲見別王視其白鳥。而問之曰。何處將去白鳥也。越人答曰。天皇戀父王而將養狎。故貢之。則蒲見別王謂越人曰。雖白鳥而燒之則爲黑

鳥。仍強之奪白鳥而將去。爰越人參赴之請焉。天皇於是惡蒲見別王。無禮於先王。乃遣兵卒而誅矣。蒲見別王則天皇之異母弟也。時人曰。父是天也。兄亦君也。其慢天違君。何得免誅耶。是年也大歲壬申。

庚子。十一日也。○皇太子。本に皇字脱したり。今永享本集解本に从ふ。○秋九月。或注云。秋九月以下十四字。後人加筆。按兩道入姫皇女者。不在皇后也。不在皇后。則未見下追尊皇太后之例。或云。尊母兩道入姫。當爲皇后。然未詳其故也。とあり。さる言なり。○朕未逮于弱冠而父王既崩。禮曲禮に。二十日弱冠とあるによらは。前記に時年三十一と云るに符はずいか。信友云。此の詔に因て享年を正すへしと云れたり。さることなり。されと正すへきよしなし。強て正さむとする時は。此あたりは。事實さへ。信を採るへきものなきに至るへし。とに。か。に。上古の傳説なれば。其事にてあらんより外なし。○化白鳥而上天。本に而字なし。永享本中臣本考本等にあるに从ふ。○陵域之池。永享本舊事紀池を地に作る。古の山陵には。池を掘て廻しければ。此も其池なるへし。されは地とあるは誤なるへし。さて冠辭考に。此の白鳥を鵠のことならむか。出雲國造神賀詞に。白鵠の生貢とあるをも。しらとりと訓へければなり。とあり。されと池に養給ふとあれば水鳥なるへし。萬葉九に白鳥鸞坂山云々。此はたゞ鸞は白き鳥なる故に。かくつづけたるとも云へけ

れと。おもふに鸞の一名を白鳥とも云しか。からふみ詩疏に鸞謂之白鳥と云ることもあり。彼白智鳥を即白鸞なりと云説もあり。かたゞ鸞として見る時は。此の陵域之池に養押け玉ふにもよしあり。さて此池は。倭なる御陵のことによりけん。と記傳に云れたり。○閏十一月。閏初て紀中に見えたり。此事は上古曆日考に云ひおけり。閏を。古今集時日記等に。うるふ月とあれと。清寧四年に。閏五月とあるに従ひてよむへし。○戊午。四日也。○越國貢白鳥四隻。通證に説文隻鳥一枚也とあり。さて式越中國婦負郡白鳥神社よまあるか。○菟道河邊。山城國宇治郡なり。○蘆髮蒲見別王。記の倭建命の御子等の段に。又娶山代之玖々麻毛理比賣。生御子足鏡別王云々。足鏡別王者。鎌倉之別。小津石代之別。漁田之別。祖也。とあり。紀に此御子なきは。脱たる傳なり。其故は蒲見別王。即此王にて。御名の傳の聊異なるなればなり。此に天皇之異母弟也。と記しに。釋さるは。前後合はず。故に脱たるなりと云なり。舊事紀には御子等の段に。葦取龜見別命。龜口君等祖とあり。此王なり。名義蘆髮蒲見とも詳ならず。さて宿菟道河邊時云々とあるは。此王御母。山代國の人なれば。其御許にそ坐けらし。と記傳に云り。さて記に小津石代之別。記傳に云。かくの如く地名を二重ねたる姓は。記中に例なければ。國名を運ねたるは別なり。小津の下に君字脱たるか。何れにまれ。小津君一の姓なるへし。次に引る舊事紀に尾津君あればなり。さて小津といふ地名は。彼此にある中に。此は神名帳に近江國野洲郡小津神社あり。此地などによあらむ。姓も他に考なし。石代は。紀伊國日高郡の磐代か。此も詳ならず。姓も考なし。漁田之別。漁字は決て寫誤也。然れとも何字の誤ならむ。考ふへきたつきな

し。たゞ舊事紀に。稚武彦命。尾津君。揮田君。武部君祖。とある稚武彦命は。例の御兄弟の間の紛れにて。此揮田ならんか。尾津君も由あれはなり。但し此もおほつかなくはあれと。他に考無く。漁田にては如何とも訓へき由なければ。姑く布伎多と訓てあるなり。なほよく考へし。とあり。さて舊事紀に竈口君。これも考なし。地名は大和國城上郡に。今釜口長岳寺あり。これらよむあるか考へし。○父是天也。神武紀に兄猊獲罪於天。なとあるに同じく。漢文を潤色れるなれば。其意を得て訓へき外なし。次の慢天の天も同じ。故カミと訓つ。○兄亦君也。永享本兄下是字あり。○慢天違君。永享本に違天背レ君とあり。

二年癸酉

二年春正月甲寅朔甲子。立氣長足姫尊爲皇后。先是娶叔父彦人大兄之女大中姫爲妃。生麿坂皇子忍熊皇子。次娶來熊田造祖大酒主之女弟媛。生譽屋別皇子。

甲子は十一日也。○氣長足姫尊は。本紀に詳に見えたり。此時御年二十四に坐々り。○叔父。本にオトヲチと訓るは。神功紀も同じ。釋名に仲父之弟曰叔父とあるに依れる訓なり。されど其は後の事也。たゞヲチと訓へし。○彦人大兄。信友校本に大兄下皇子二字あり。従ふへし。訓にオヒ子とあれと。此に

は論あり。此御名の大兄は。記に大枝とも大江とも書たれば。オホエと訓へし。記景行段に。又娶伊那毘能大郎女之弟。伊那毘能若郎女。生御子眞若王。次日子人之大兄王。とあり。又娶倭建命之曾孫名須賣伊呂大中日子王之女。詞具漏比賣。生御子大枝王。とあるは。即日子人之大兄王なるを。御母の紛れに因て。別に一柱となれること。記傳に説あり。下に出せ。故大中姫は。此大枝王の女と爲て出せり。記傳云。御名義人は大人の意なり。上の日子の子に。淑の韻ある故に。首を人と云る例もあり。と云り。大兄は舒明天皇の大御父の御名をも。押坂彦人大兄皇子と申し。履中天皇は大兄去來穗別。安閑天皇は勾大兄。用明天皇初御名大兄皇子。又山背大兄王など。其外もあり。書紀私記に。昔稱皇子。爲大兄。又稱近臣。爲少兄也。宿禰之義取於少兄也。と云り。されど此御名は。其義にはあらて。地名なるへしとおもはるゝなり。しか云よしは。記に大枝王とも大江王とも書たればなり。大兄は紀中いつれもオヒ子と訓例にて。此をもしかよみたれと。記に據は然は訓かたし。大兄去來穗別天皇をも。記には大江と書たり。此も此名なり。委しくは勾大兄の御名の下に云を見るへし。さて景行紀に此御名無きは脱たるなり。記傳云。此は五百木入日子命と混て。脱たるならむ。其故は御母も紀には。額日大郎女と。若郎女と。に混ひ。又應神天皇の妃五百木入日子命の御孫中日賣命と。仲哀天皇の妃の大姫と。御名同きからなり。と。姓氏錄に。茨田勝。景行天皇皇子息長彦人大兄瑞城命之後也。舊事紀に。息前彦人大兄水城命とあり。息前は息長なるへし。○大中姫。記云。大江王。上には大枝王とあり。即日子人大兄王の事なり。此王娶熊妹。銀王。生子大名方王。次大中比賣命。故此之大中比賣命者。香坂王忍熊王之御祖也。とあり。此大江王は上にも云へる

如く。景行天皇。倭建命の曾孫。名須賣伊呂大中日子王之女。阿具漏比賣に娶坐して。生ませる御子なり。此は誤の傳にはあれ。此阿具漏比賣の事。記に倭建命の御子等を擧たる處にも。御子若建王。娶飯野眞黒比賣。生子須賣伊呂大中日子王。此王娶柴野比賣。生子迦具漏比賣命。故大帶日子天皇。娶此迦具漏比賣命。生子大江王。とあり。此に依れば。曾孫とは迦具漏比賣を云なり。大中日子王を云には非ず。然るに曾孫とせる文なり。此は中ころより。然心得誤りて。誤傳へたるか。はた彼處に一世を脱せるか。何れにまれば。一方は誤なるへし。又大中日子王の眞黒比賣。倭建命の曾孫なれば。母方よりいへば。倭建命の曾孫なりかし。さて景行天皇の此阿具漏比賣を娶たるを云は。誰も疑ふことなるを。今然考るに。此は傳への紛にそありける。但しなはたすけて云は。まつ書紀の年紀に依れば。天皇の二十七年に。倭建命十六歳とありて。六十年に天皇崩坐る。其年は倭建命の生坐るより。四十九年にあたり。いまた曾孫はあらず。假令ありとも。婚はかりには長ちには拘るへからず。されば此天皇御年百三十七歳とあるを。倭建命を若き御時の御子とすれば。百餘歳の御時には。其曾孫を娶むことも。必あるまじきにも非ず。百餘歳にして。子を生例も。上古には此彼あればなり。然れどもなは然るには非し。まつ曾孫は二世を隔つといへども。なほ御末なれば。婚坐むこといかとあらむ。彼同母兄妹の婚を思はるは。此らも思はるべきか。よしや其はいかにまれば。此御娶の事は傳への紛にて。實には。されは延佳か。迦具漏比賣爲景行之妃。不能無疑。蓋以孝靈之皇子稚武彥命。誤爲倭建命乎。と云るよく當れり。但爲倭建命乎と云へるは然らざ。此は倭建命の御子の若建王と。彼若建彥命と混ひつるなり。名の同きを思へ。然混ひつる故に。まつ此迦具漏比賣の生るとある。大枝王の御女の大中日賣仲哀の妃を。仲哀卷には彥人大兄之女とあれば。大枝王と云は。即日子人之大兄なること決し。然れば其大枝王御母の祖父若建王は。彼日子人之大兄の御母の御父。若建彥命より。混ひたるに非ずや。さて又迦具漏比賣は。應神天皇の妃とあるを彼段に見ゆ。かの祖父の名の紛れよりして。稻日若郎女若建彥命の御女にして。日子人之大兄王の御母なり。と又紛ひて。誤りて此御世の妃とは語り傳へたるものなり。と云れたる

は。信に然る説なり。○廣坂皇子忍熊皇子。二皇子名地名なるへし。通證云。大和國添上郡有鹿畑村押熊村。今押熊村神祠。一座稱押熊神。一座稱廣坂神。とあり。○熊田造。本に來熊田とあり。記中卷に山代之玖々麻毛理比賣とあるは。同國久世郡地名。聖隈なめれば。來熊田も是かと云る説もあれど。なほ釋紀系圖に。來字なきそ宜しかるへき。さて熊田造詳ならず。試にいはい。桑田と音通ひて一なるへきか。其よしは次に云。○生譽屋別皇子。本に生下子字あり。今永享本中臣本集解本に依て刪る。さて記には。此皇子神功皇后の所生坐とせり。御弟王の譽田と音の近きを思へは。記の方正しかるへし。名義詳ならず。さて姓氏錄左京間人宿禰。仲哀天皇々子譽屋別命之後也。また河蘇宜部首。仲哀天皇々子譽屋別命之後也。とあり。繼體紀に。足仲彥五世孫倭彥王。在丹波桑田郡云々。とあるは。此皇子の御末にやあらむ。御母方熊田造は。桑田造などにもやあらん。此は試に云のみ。記もあれは。彼間人宿禰などの先祖には非るかと思はれたり。なほ考へし。

二月癸未朔戊子。幸角鹿。即興行宮。而居之。是謂筥飯宮。即月定淡路屯倉。

戊子は六日也。○幸角鹿。倭名抄越前國敦賀郡是なり。名義は垂仁紀に云り。記にも異なる傳あり。それもそこに云へり。さて此角鹿に行幸すは。いかなる由と云に。諸書に其事洩たるを。當國氣比宮社傳記に。具に載たるを

見れば。天皇の深き御慮坐々しなり。次に全文を引て云へし。さて此幸の事を矢野玄道云。此時都は廣坂忍熊二皇子を留後として。遺置き玉ひけん覺ゆ。と云へり。或説に。此時都を敦賀に遷して。諸皇子をも率て。行宮とあれば。○筥飯宮。神名帳。敦賀郡氣比神社七座。並名とある是地なり。此攝社に天神社あり。行宮の蹟此從ひかたし。○筥飯宮。神名帳。敦賀郡氣比神社七座。別殿に應神天皇。日本武尊。武内宿禰命。玉妃命。合せて七座は。此時の行幸によれるなり。今も敦賀湊に大内町御所の社とも云。と云かありて。昔御所の蹟なりと語傳へたり。氣比宮社傳記云。足仲彥天皇御宇二年癸酉春二月六日戊子行幸于此州。建行宮坐之。此謂筥飯宮也。古老相傳。今之天神之社地是也。天皇親奉幣帛於筥飯大神拜祭。乃勅皇后氣長足姬尊一曰大多羅比尊曰。朕望見此國。海陸相通。當防異賊之地。朕巡見八州。後欲作家居于此。永居也。且新羅久不歸化。往昔御間城入彥五十瓊殖天皇御宇。意富加羅國之王子都奴我者。今之坐政所。角鹿神是也。來着此處。獻朝貢而奉仕矣。至活目入彥五十狹茅天皇御代。深垂愍。而都奴我令送歸彼本土任那國之時。新羅人遮之於道。寇之。豈非失禮於我國乎。恒欲征之也。朕先可巡狩南國。汝皇后留此地。祀筥飯神。祈退治。三韓。而宜聞北國海路之消息矣。三月十五日丁卯發此津。到紀伊國。居德勒津宮。とあり。此に筥飯神と申すは。即御食津大神なり。いとめつらしき傳なり。これのみならず。なほ此社傳記には。史に洩たること下にもありて引出たり。○淡路屯倉。記云。此之御世定淡道之屯家也。とあり。在所詳ならず。

三月癸丑朔丁卯。天皇巡狩南國。於是留皇后及百寮。而從駕。一二三卿大夫。及官人數百而輕行之。至紀伊國。而居于德勒津宮。

丁卯は十五日也。○巡狩南國。角鹿に幸座ほともなく。又南國に巡幸すは。西國に叛者の聞えなどありしに因てなるへくおほゆ。○德勒津宮。紀伊國續風土記名草郡條に。新宮上郷新在家村。雜賀莊中野島村の東十三町にあり。舊宮新在家といふ。宮郷の中新在家の義なるへし。後宮を略して稱せり。古名德勒津。國造家建德二年舊記。藤津郷とあり。又藤津と書す。今村中の舊家得津を氏とするものあり。日本紀仲哀天皇二年云々。此德勒津即此地なり。此地紀川の下流に在て海口に近く。津渡の地なりし故に津の名あり。後河道南に遷り。其地水衝に當るを以て。邑居皆亡絶す。最後河道改まり水害やみて。其地稍々家居出來り。新德勒津といひ。又新在家ともいひしに。天正十三年豊臣大開大田城を水攻にせられし時。邑居また破却せらる。後再家居作りて。今の新在家となれり。德勒津宮。社地周二十四間。祀神仲哀天皇。神功皇后。應神天皇合祭。村の北二町許にあり。土人八幡宮と稱す。これ古德勒津宮の舊趾なり。仲哀天皇の留り坐し行宮の趾なるを以て。祠を建て御神靈を祭るなり。田地の字に得津といへる地は。宮より東四町許にあり。今社の傍に碑を建て其事を表す。とあり。類聚解云。德勒津は具原好古曰。紀伊國日高郡江奈村八幡社地。此地景行三年阿備柏原而祭祀神祇之處也。武内宿禰出生地。とあるは異なり。

當是時。熊襲叛之不朝。貢天皇於是將討熊襲國。則自德勒津發之。浮海而幸穴門。即日遣使角鹿。勅皇后曰。便從其津發之。逢於穴門。

當是時。本に當字なし。今兼永本類史集解等に因る。○熊襲叛之。此時熊襲か叛きしは。漢韓の内應をしたりし事。誰も云事なるか。なほ矢野玄道云。熊襲等か漢國に通し趣は。前漢書の地理志に。樂浪海中有倭人。分爲三百餘國。以三歲時來獻見。といひ。後漢書には。倭凡百餘國。自武帝滅朝鮮。使譯通於漢者三十許國。國皆稱王。魏志にも。倭人舊有三百餘國。漢時有朝見者。今使譯所通三十國。とある。漢武帝か朝鮮を滅せしと云元封三年は。わか開化天皇御世の五十年に當り。後漢の光武元年は。わか垂仁天皇の五十四年なれば。馭戎慨言に返す論はれし如く。此頃天朝より漢國へ御使玉はりし事は。更にかたもちき事なれば。右に倭人百餘國といへるは。吾筑紫國なる大縣小縣を指し。使を通ずる者三十國とは。吾か片ほとりなる國造別稻置等の所爲なりとも。同書に説れし如きを。中にも熊襲か嚆矢にて。初は韓國に信を通し。次に漢に及ひしこと。右の文に朝鮮を滅せしより云々と云へるに。更に論をまつましくこそ。さて此もの等。私に使を外蕃に通せしに於るを。異賊と心を

合せて。吾西國の邊陲を蠶食せむとさへ謀しと聞えて。類聚大補任。八幡愚童訓。楊鳴曉筆を初て。何くれの書等に。開化天皇の御代より。三韓の皇國に寇せしことを載し。伊呂波字類抄に。仲哀天皇御宇二年。新羅軍來欲奪本朝。とあるは。即本文なる熊襲の叛奉りし年に符合すれば。決て熊襲か内應をして。韓師を入れ。漢人もこれか聲援を爲て。賊勢を助張らしめむこと。次々語出る如くなれば。或人の熊襲の事を。其蟠根餘孽終不可拔者。蓋倚新羅爲聲援也。と論へるは。信に然る説なり。尙いは。桓武天皇御世に。熊襲人の蝦夷人を誘きて。内地に入て。寇せし由。西洋人檢夫爾か書に云るも。專同狀なるに考合すへし。然ればこそ天神の御誨語に。新羅を征玉は。熊襲の自服ならむとは詔ひつるなれ。と云れたり。然説なり。なほ既に出せる襲國僞借考の説をも考合すへし。○穴門は。記に帶中日子天皇。坐穴門之豐浦宮云々。治天下。釋紀に弘私記曰。穴門今曰長門國。とあり。記傳云。此國の名。崇神紀欽明紀などにも皆穴門とあり。孝德紀にも然あるは。其頃まては。長門とは云さりしにこそ。長門とは。何。御代に改められしにか詳ならず。かの穴門の間長。故に。長門と名けられしなるへし。彼御卷の詔に。今我親神祖之所知。穴戶國中云々。とあるは。此仲哀天皇の坐々しことなり。かくて穴戶は。長門國と豊前國との間の海門にて。筑前國の北面の海より。山陽道の南面の海に入る門なり。穴戶としも名に負たるゆゑは。源貞世今川了俊と云し人が道ゆきふりと云物に云く。霜月の二十九日。長門の國府を出て。赤間の關に移り着ぬ。ひの山とかやいふ麓の。荒磯を傳ひて。はやともの浦にゆくほとに。向ひの山は。豊前國門司の關の上の峯なりけり。海の面は八町とかや云めり。潮の満干のほとは。宇治の早瀬よりもなほ落激

りためり。さても穴戸豊浦の都と申し待ることは。今の赤間の關と門司の關とのあはひは。山のひとつなる。其中にわつかに潮のみちひの路はかり。穴のやうにて待るに。其岸の東西に人家しけかりけり。穴戸とは。さて云なりけり。其を皇后の軍の御舟。通り難かりけるに。御舟よそひて後一夜のほどに。此穴戸の山引分れて。今のはやともの渡になりぬ。此山さながら西の海中によりて島となれり。此島の向ひは柳の浦とて。昔里内裏のたちたりける所なるへし。と云り。此穴戸の名の説。國人の古く語傳へたるを聞いて記せるなるへし。但其岸の東西に人家しけかりけり。穴戸とはさて云ふなりけり。云るは。古言に海門を戸と云ふことを知らずして。戸を民戸の意と思ひ誤りて云るひかことなり。穴の如くなる海戸と云意なる物をや。さて皇后の軍とは。神功皇后の。藤原日向給ふ時の御軍を云りて聞ゆ。さて其時一夜のほどに。山の引分れたり云も。古き傳説と聞えたり。島となれり云は。引島と云島のことなるへし。引と云名も由ありて聞ゆ。但此島名は。既に仲哀紀に見えたり。後の名を以記せるにもあるへし。さて此穴戸の事は。なほ内山真龍か考に云く。長門の豊浦と。豊前の早瀬崎との間の海。里人は一里ありと云なれどもいと近くして。わつかに五六町ばかり離れたり。さて此段浦と早瀬と相對ひたる。兩方の山の岸崩れたる形なるを見るに。上代には。此處長門豊浦とつきたる岩山にて。其下に洞ありて。東西通り。潮の通ふ道ありて。船も往來ひつらむ。故穴戸とは云なるへし。仲哀紀に洞浦とあるも此なり。然るを後に。其洞の上の山を截通して。今の如くよのつねの海にはなれるならむとされども。今も西方の岸高く。洞の海いと狭く。穴の如くにて。潮の満乾に流るゝことは。早川の如くなり。かくて西方はやうやくに廣くして。長門の赤間關より豊前の柳浦まで。の間。經路一里なりとそ。さて早瀬神社は。豊前の地にあれども。今も里人は。長門の社なりと云へるは。舊地つときて。長門の内なりし故にそあるへきと云り。宜長按に。此考百世の記せる趣と。大方似たり。洞海といへるは。久岐は久具理にて。山下の洞をくゞりて。船の往來し故の名なるへし。さて今此海門の北は長門國にて。段浦赤間關と西へ並ひ。なほ西は大海なり。南は豊前國にて。早瀬門司關大瀬柳浦小倉と。西へ並ひ。其西は筑前國につゞけり。さて此海戸に依て。國名をも穴戸と云り。長門國と云り。遣使角鹿。本に使遣とあり。今永享本其餘の本ともによりて訂せり。○從其津發。其津は敦賀津なり。さて其路次は。敦賀津より御舟發して。北海より廻りて。長門國豊浦津に泊ませるなり。此事論あり。次に委しく云り。

夏六月辛巳朔庚寅。天皇泊于豊浦津。且皇后從角鹿發而行之。到淳田門。食於船上。時海鰒魚多聚。船傍。皇后以酒灑海鰒魚。海鰒魚即醉而浮之。時海人多獲其魚。而歡曰。聖王所賞之魚焉。故其處之魚。至于六月。常傾浮如醉。其是之緣也。秋七月辛亥朔乙卯。皇后泊豊浦津。是日皇后得如意珠於海中。九月興宮室于穴門而居之。是謂穴門豊浦宮。

庚寅は十日也。○豊浦津は。長門國豊浦郡此地なり。この地の事次に云。○從角鹿發云々。氣比宮社傳舊記に云。足仲彥天皇御宇二年癸酉六月辛卯。皇后命群臣。令饗發此津。而町海濱也。取垂五百枝神木綿。樹舳艦。爲和幣。祭海神。皇后親彈琴。以玉妃命一名空津媛。又名空津媛命。皇后妹也。爲神主。奏神樂。今若狹國三方郡海岸。とあるは此時の事なり。さて記に。皇后妹に虚空津比賣命と申す坐り。即右の玉妃命なり。○淳田門は。信友云。若狹國三方郡の海中に在る所に當れり。其は角鹿津より。海上船

路十里許に。三方の海中にさし出たる。常神浦の海岸を常神崎といふかあり。それに向ひて丹生浦若狭國内の海岸の。さし出たる岬を。琴引か崎といふか。その海門の門七里はかりあり。これ氣比舊記に。三方郡海岸謂神樂崎處是也。といへる處にて。其海門の海面を管絃の渡といひて。今角鹿津より船發して。長門の方へ乗出せる海路にて。若狹國志に。常神村與琴引崎相距海口七里。海灣南向。潮汐穩靜。又無巨巖。甚宜泊舟船。故他邦商舶來息于此。といへる處なり。今もこの常神と丹生浦との。さし出たる岬の間を。ノタノトといひ傳へたり。ノタノトとは。ヌタノトを訛りたるものにて。紀に云る淳田門此處なること疑なし。といへり。この淳田門を。安藝國沼田郡沼田とある處なりと云る或は非なり。次に云。○海鯽魚。又云。今も常神浦より大飯郡高濱の浦かけて。六月の頃。小鯛の聚り漂蕩ふことくにてある事のあるを。海人等か窺ひてとる事あり。此時に限りて其をマトロ小鯛といふ也。新撰六帖に鯛を題にて。藤原知家卿。みな月や君かなさけにあひそめて。うくてふ鯛は今も有と云。とよめる是なり。さてまた詞花集に。花ををしむ心をよめる。大江匡房。春來ればあちかたの海一方に。浮てふいをの名社をしけれ。とあるは。安藝國豊田郡味方。いまの名は能地といふ處のうみ。三月のころ鯛の浮ことあるを櫻鯛といふ。この事をよめるにて。時も三月と六月と異なり。神功皇后の故事をよめるにはあはされは。思ひまかふへからず。○以酒灑海鯽魚海鯽魚云々。本にこの二の海字脱したり。今考本に从る。○聖王所賞之魚。集解に賚原作。賞誤。賚與也賜也。と注して。賞を賚に改めたり。訓によるに。まことしかるへし。○傾浮を。

アキトフと訓る事。神武紀に云り。○乙卯は五日也。○泊豊浦津。通證に。或曰。豊浦島又名滿千島。傳言藏二干滿二珠之舊地也。と云り。地圖を見るに。今長府の沖に。干満珠とて二の島並ひてあり。○得如意珠云々。宇佐八幡縁起に。皇后の使下妹豊姫與磯童。至龍宮借二珠。於是投此珠于海。而三韓降伏云。二珠奉納于肥前佐嘉郡河上宮。干珠白色。滿珠青色。長各五寸許也。とあるは。疑しき傳ながら。こゝによしあり。神名式に肥前國佐嘉郡與土日女神社。今川上大明神と云ふ。矢野玄道云。古説に。皇后の御妹淀姫命を海中に遣して。干珠滿珠を海神に借玉ふと云は。此時のことにて有むか。粟田菟云。佐嘉郡與土日女神社と申すは。海神を。此比賣神の掌玉ふ傳へと。此時如意珠を海中に得玉へる事とを。混したる傳にて。皇后の御妹なる豊姫とは別なる。御女豊玉比賣命の御事にて。神代に干珠滿珠を。へしと云へり。此はさも有へし。なほ川上はカハラと訓て。豊國の香香と同しとも云へり。其説ことには盡しかたし。道行ふりに。くしとさきと云て。若宮の立せ玉ひたる所なり。其東の海中に。十餘町はかり隔りて。島二つ對へり。古の干珠滿珠なるへし。今は松おひいつとかや申すめり。宗祇か筑紫道記に。沖中を過る程に。滿千などかやいへる二の島を見るにも。漢國の人さへ慕ひけん昔ありかたし。など見え。今も與津平津とて二島有て。干満二珠を藏られし故。みち干の島と云傳ふとそ。いかにも此時の由ある地なるへし。通證に。如意神祠在泉州堺南莊。祭彦火々出見尊。住吉舊記曰。尊入海神宮。得潮滿珠潮潤珠。而後。萬事如レ意。故號如意明神。俗謬稱子卯神。或稱子亥神。此本住吉境地也。親長記所謂參詣子亥神。是也。と云事見ゆ。土佐風土記に。吾川郡玉島。或説曰。神功皇后巡國之時。御船泊之。皇后下島休足。磯際得一白石。團如鷄卵。皇后安于御掌。光明四出。皇后大喜。詔左右曰。是海神所賜白眞珠也。故

爲三島名とあるは。異時の事か。若此時の事ならは。實は仲哀天皇の紀國より發して。彼地邊まで幸して。白珠を得たまひしを。此に能似たるから。皇后と混へ傳たるにてもあらむか。こゝに攝津人吉井良秀か書る。武庫郡式社記。廣田社劍珠の事の條に。劍珠は當社神寶の一なり。二十二社本縁に。此社に皇后三韓征伐の時の御甲冑并如意珠等あり。とある如意珠是也。又和訓栞に。攝州廣田の珠は中劍形あり。諸社事には。是を神功皇后の如意の珠とて。蕉堅稿にも。西宮劍珠絶世の奇觀也。と見ゆと載たり。此如意珠は。仲哀天皇二年秋七月云々とあり。皇后御凱旋の時。廣田大神を鎮坐せ奉り玉ひて。其折此社に納め奉り玉ひしにて。往昔は世の尊崇せしなれば。別に劍珠の社を設けて以傳へしなり云々。然るを何時代にかあらん。盜賊此珠を窃取して。紀伊國高野の山中に捨たりしを。後に發覺して。同山より送り越し事ありと言傳ふ。享保年間には著はし。廣西今僅に瑾の存せるは。其時毀損せしなりと云り。此珠は今廣田神社の寶庫に存すれと。古くは別に一社ありて鎮祭せしものにて。即南宮是なり。とあり。さて記傳にも云れたる如く。こゝに如意珠と書れたる事心得す。いかにも訓むへき方なし。當昔文字なき世に。如意など云名あるへくもあらず。シホミツタマ。シホヒルタマ。なとよむへきか。訓注なくては。それも定めかたし。かにかとにも疑はしきことともなりかし。○豊浦宮。宮地は帝王編年記に。長門豊浦郡北樹林是也。記傳云。北字の上。或は下とあり。内山真龍云。神名帳に同國豊浦郡忌宮神社。永萬記に二宮とある。此宮地なりと云り。道行ふりに。長門國府になりぬ。北濱とて東南にもきて家居あり。此里一むら過ぎて。神功皇后宮の御社の前に出

たり。又云。此御社は。穴門豊浦の都の大内の跡にて侍るとかや。筑紫道記に。仲哀天皇の皇居は。豊浦といふなるへま。垂跡の御神は。第一神功皇后。仲哀天皇。應神天皇。仁徳天皇。以上四坐まします。三代實錄。貞觀十五年十二月十五日。授長門國從五位下忌宮神從五位上。好古云。古は大小の神事。年中に百五十二度ありしと。年中行事に見え。花園天皇延慶二年造營の時。北條の下知狀。光明天皇曆應五年の造營に。足利尊氏の文書等。大宮司家に傳たり。と云り。

八年己卯

八年春正月己卯朔壬午。幸筑紫。時岡縣主祖熊鰐聞。天皇車駕。豫拔取五百枝賢木。以立九尋船之舳。而上枝掛白銅鏡。中枝掛十握劍。下枝掛八尺瓊。參迎于周芳沙麼之浦。而獻魚鹽地。因以奏言。自穴門至向津野大濟。爲東門。以名籠屋大濟。爲西門。限沒利島阿閉島。爲御筥。割柴島爲御廄。御廄。此云彌那陪。以逆見海爲鹽地。

壬午は四日也。○岡縣主。倭名抄筑前國遠賀郡とある地の縣主なり。具原好古云。同郡鹽屋津。な岡水門と云と云り。○車駕は。本の訓オホムタスルは。オホミタスルの誤なり。ミタスも古言なれと。なをこゝはイテマスと訓へし。さ

て車駕の上に。中臣本之字あり。古本正統記奥書に引けるにもあり。宜しかるへし。○五百枝賢木。本に五字脱したり。古寫本とも。いづれも五字あれば補ひつ。○周芳沙歴。本に歴を歴に訛る。今兼永本類史等に據る。此地の事景行紀に出。矢野玄道云。新羅樂記に周防國とあり。或書に鱈魚は。此地の名産なる故に。名を貢しと云るは眞にや。と云り。○參迎。この熊鷹か仕奉る状は。景行紀にも見ゆ。記傳云。此等天石屋の故事による古の禮儀なり。然るに和幣を略て劍あるは。朝家の三種神寶に倣へるならむ。と云り。○魚鹽地。天皇の御饌の料。眞魚御鹽の料の地なり。魚を那と云は。食料にするときのことなり。眞魚とも云へり。菜を那と云も同じ。御鹽。さて鹽を焼には。鹽漬とて田の如く平地を作る。是を鹽田と云り。燒く地を定むる事。倭國命世記に見えたり。播磨風土記に奉鹽田二十千代云々。○自穴門云々。東門西門を定申せるは。大八洲記に。此奉稱穴門豐浦宮。而定皇城二者也。と云れたるか如し。○向津野大濟。通證に今所謂向津村。倭名抄長門國大津郡向國武加都久仁。大津郡の是なり。東鑑六。文治二年七月二十八日條。新日吉庄領云。長門國向津奥庄。八月長門國向津庄云々。向津奥庄地頭云々。など見えたり。豐前志に。名護屋大濟は筑前。向津野大濟は當國宇佐郡なり。と云り。近藤清石云。向津具は穴門より西北に當れり。いかてか穴門の東門とすへき。この向津野大濟は長門國志に。向津野は和名抄に豐前國宇佐郡向野郷とあり。是なり。本國豐浦郡豐浦津の對岸に方れり(其間海上凡十六里餘)といへるそよき。これにてこそ穴門よりの東門とはいふへけれ。○名籠屋大濟は。筑前名寄に。遠賀郡大渡川若松與鳥旗之間渡也。名籠屋者鳥旗村出埼也。大渡古今六帖。貫之。つくしなる大渡川大方は。我獨のみわたる浮世か。とあり。類聚解に。遠賀郡若松村の東一

里。今名古屋崎。これを肥前國松浦郡なる名古屋也と云る説は非也。○限沒利島。限上永享本。集解に。沒利熱田本訓曰毛登利。本の訓も沒利トとあり。とあり。通證に。今云毛豆連島。距名籠屋町二里許。屬長門國隣阿陪島。と有。行囊抄には。長門國大茂津連島。小茂津連島とあり。近藤清石云。長門國志に。能因歌枕云。牟都留能志麻(長門)とあり。今俗に毛都禮志麻と云ひて。六連島に作り。大小六あり。大なるを盤島と云ふ。形似たるを以て名づく。本國豐浦郡に屬き。小なるを馬島と云ふ。豐前國企救郡に屬けり。名義は六連なり。如此島六に連される故に然云ふなり。沒利は毛都利と訓むへし。牟都留。と云り。さて六連島所屬一なるべきを。長門豊前とに相分れて屬きたるは。おもふに弘治三年大内義長滅亡し。其所領防長藝備石の五國は毛利氏の版圖に入り。豊前筑前は豊後大友氏と相争ひし程に。所屬亂れしなるへし。類聚解に。沒利島を。或人長門に屬と云。自赤間。○阿閉島。通證云。今云藍島。在筑前糟屋郡。續古今集。阿陪島の山の岩かね片しきて。さゆる今宵の月のさやけさ。とあり。豐前志には。阿閉島小倉の海中にあり。今も藍之島と云。通證の説は誤れり。續前集に。續古今集に云々。夫木集に。かしひかた。集解に。按無題詩集。釋蓮禪詩曰阿惠島。とあり。毛津夕霧かくれこそくれば。あへの島田に千鳥しはなく。と云り。連島の西北にあり。類聚解に。今名古屋大渡。西にアヒ島と云ある是かと。貝原氏も云り。とあり。○御宮。釋紀。宮。玉篇云。盛米器也。方曰篋。圓曰篋。倭名抄器皿部。箱篋。楊氏漢語抄云。箱篋宮篋。已上皆波古。箋注。按說文宮箱也。箱飯篋也。受三五舛。篋飯器篋也。字鏡云。藍蔭箱三字波古。播磨風土記に。飯箱の名あり。貝原氏曰。波古蓋籠之急呼。とあり。令宮陶司正一人。掌宮陶器皿。謂食器也。名爲皿。其木工器亦皆掌也。事。とあり。標注に。食器の食字。京東二本共に脱。今一本に従ふ。

穴云。器皿謂_ニ筥篋等之類_一也。古今云宮筥是也。古記云。檢_ニ技土師皿器_一とあり。さて宮戸と云るも
 あり。天武紀に。勾_ニ宮作造_一と云るもみゆ。こゝなる御宮も。食器を本として云なるへし。但し萬葉
 十六。晋
カハハコノカハ
 皮者御箱皮爾とあるは食器
 とはみえず凡の箱なるへし。さて御宮は。御宮に盛へき料物なり。即穀物を作り出す所を云古言なり。次
 の御蔵も同じ。○割柴島。筑前風土記に。塙前縣之海中有_ニ兩小島_一。其一曰_ニ河内島_一。其一曰_ニ資波島_一と
 あり。割とは島の内の地を割て献りしなるへし。類聚解に。仙覺萬葉抄に。風土記を引て。資波島と
 云り。今名古國時と若松の海中に築島有とあり。○御蔵。倭名
 抄。塙。辨色立成云。塙奈閉。古禾反。今案金謂_ニ之鍋_一。瓦謂_ニ之塙_一。字或相通。箋注云。四時祭臨時祭大膳職
 等式所_レ載塙即是。奈戸見_ニ大神宮儀式帳_一。仲哀紀訓注云々。應神紀有_レ人名_ニ小祝媛_一。靈異記。新撰字鏡
 礎礎礎。皆訓_ニ奈戸_一。按古謂_ニ所食魚菜_一爲_レ奈。又閉與_レ罐訓_ニ都留倍_一。新撰字鏡訓_レ私爲_レ與己倍上同。塙
 煮_ニ魚菜_一者。故云_ニ奈閉_一とあり。釋紀に。小盆大口而卑下。通禮に。楊子
 方言自_レ關而西。盆登小者曰_レ罐とあり。是は供御の魚を漁る地を云。○逆見
 海。倭名抄長門國美禰郡作美あれと。地理あはず。貝原好古云。豊浦部の西南。武久村の沖を逆見海
 と云と云り。方位合へり。近藤清石云。逆見海詳ならず。長門國志に。入幡本紀に。豊浦宮より二里坤
 に當りて。武久村と云ふ地の沖に。佐賀美乃字美と云地ありと云へり。と見ゆるも。いま知れる者な
 し。同書に。通禮に。和名抄に長門國美禰郡作美とあるを引けるは誤なり。彼美禰郡は國府の北にある奥國なり。山郡にて海なく。此邊
 を隔る甚遠し。といへり。いかにも遠きに過ぐ。誤なるべし。さて御美か山郡にて海なくと云へるもまた誤なり。作美は今の阿武郡の
 三見村にて。北海
 にそへるをや。○鹽地とは。右に見えたる鹽田を云。鹽地とはあれと。必鹽燒海人の居住處のみにもあ
 らざるなり。播磨風土記飾磨郡安相里條に。鹽代田二十千代云々と云事あるを以て。鹽燒料の御田を

献れるをも鹽地と云しなり。御宮御蔵等
 もみな同じ釋紀に。御宮御蔵鹽地。兼方案之。此三所之號。只廣可_レ知_ニ天下_一
 之祝言也。とあれと。たゞに祝言のみにはあらず。矢野氏云。御宮及魚鹽地などを定しは。天饌を貢
 る地を。豫て設おきしにて。此亦上古の大儀なる證を聊言むに。出雲風土記に。須佐之男大神の。大
 須佐田小須佐田及五賢組の地を定玉ひ。大名持命は。天御領田天御飯田等を定坐る由見え。大同本
 記に。伊勢大御神の今大宮に鎮給ひし時。倭姫命の御船に乗して。諸島を巡給つ。種々の御贄貢る
 所を定坐る事の見えたるなどにて悟るへし。と云り。

既而導_ニ海路_一。自_ニ山鹿岬_一廻之。入_ニ崗浦_一。到_ニ水門_一。御船不得_レ進。則問_ニ
 熊鰐_一曰。朕聞汝熊鰐者。有_ニ明心_一以參來。何船不_レ進。熊鰐奏之曰。御船
 所以_ニ不得_レ進者。是非_ニ臣罪_一。是浦_ニ口_一有_ニ男女_一二神。男神曰_ニ大倉主_一。女
 神曰_ニ菟夫羅媛_一。必是神之_ニ心_一歟。天皇則禱祈之。以_ニ挾抄者倭國菟田人_一
 伊賀彦_一爲_レ祝令_ニ祭_一。則船得_レ進。

山鹿は。和名抄筑前國遠賀郡山鹿郷。類聚解云。山鹿岬は遠賀郡の岩屋と云所也。大濟より西方海路

四里。山鹿郷は廣島の中に有て島也。岡水門は其海南にあり。遠賀川北流て海に入所を岡水門と云。とあり。宇治拾遺に山鹿の莊といひ。平家物語に。壽永中平氏の城郭をこゝに構へし事見えたり。○岡浦は。風土記に。塙舸縣之東側。近有大江口。名曰塙舸水門。とあり。神武天皇御舟泊たる地にて。萬葉に。天霧相。日方吹羅之。水莖之。岡水門爾波立波。行囊抄に。今蘆屋湊にて。里人もしか云ひ傳ふ。と云り。○是非臣罪。本に是字なし。今玉屋本にあるに從る。○男神曰大倉主。女神曰菟夫羅媛。釋紀云。大倉主菟夫羅媛不見ニ神名帳也。和漢三才圖會に。大倉主神祠。在筑前國遠賀郡葦屋村。所祭二坐。とあり。菟夫羅媛神水に據たる神を。内宮儀式帳に。大水神の御兒。津布良比古津布良比賣命と有に。同神なりと云説あれと證なし。和氣系圖に。景行天皇御裔にも都夫良媛見ゆ。類聚解に。筑前大倉種信曰。此二神社は。遠賀郡高倉村を本社として。今蘆屋に有は。神功の御時に祭りし地なり。と云り。今も大倉村有て。蘆屋に近しと云り。八幡本紀に。毎年二月九月十一日九日を以。恒例の祭日とす。云り。神名帳考に。筑前國式外神天照神の下に。三代實錄云。元慶元年十二月十五日。筑前國正六位上天照神從五位下。和爾雅云。高倉神社在。遠賀郡高倉村。是大倉主菟夫羅媛本宮也。相殿之神一坐。天照大神是。雷神高倉神。並神功皇后所。禮祭也。とあるは疑はしき改なり。天照神は。今鞍手郡磯光村に在。筑前國風土記に云り。ましてこれを天照大神と云るなどは。非説なるへし。○菟田人伊賀彦。永享本に人上郡字あり。大和志に宇陀郡伊賀見邑屬邑六とあり。

皇后別船自洞海洞。此云久岐。入之。潮涸不得進。時熊鰐更還之。自洞奉

迎皇后。則見御船不進。惶懼之。忽作魚沼鳥池。悉聚魚鳥。皇后看是魚鳥之遊。而忿心稍解。及潮滿。即泊于崗津。

自洞海。本に自を白に詭る。今諸古寫本に從る。洞海は風土記に。塙舸縣東側近有大江口。名曰塙舸水門。堪容大船焉。從彼通島。鳥旗澳名岫門。堪容小船焉。とあり。或説に。和名抄長門國厚狹郡久喜。岩船より蘆屋浦へ續きたる海なり。と云り。上引る記傳の説見合すへし。類聚解にも。洞海は。大津より蘆屋浦水壘間に至る間五里斗。潮乾時は舟不通。とあり。石清水縁起に。皇后門司大江崎に著せ玉ふ。折節鹽干の時分にて。船通るへき様もなし。其時此翁只一人して。皇后の召れたる御船共を。奥中へ皆推出しけり。また道行振に。穴門の豊浦都と申侍ること。今の赤間關と門司關との間は。山の一つにて。其中に纔に鹽の満干の道はかり。穴の様に侍るに云々。其を皇后の軍の御舟。通難かりけるに。御舟装ひて後。一夜の程に。此穴戸の山分れて。今の早鞆の渡に成りぬ。此山さながら西の海中に依りて島と成れり。とあるも。共に此時のことにて。引島の事は風土記の傳にやと覺ゆ。もしこれを此時の事にあらすとせば。彼五十迹手か。引島まで登迎奉れりとあるに符はずと。矢野玄道も云れたる。さることなり。

又筑紫伊靱縣主祖五十迹手イヅマシノ聞ウケテ天皇之行イマスト拔取コソ五百枝賢木イハヒ立ツ于船之舳トモヘニ。上枝掛ニハトシカク八尺瓊ツ。中枝掛ニハ白銅鏡ツ。下枝掛ニハ十握劍ツ。參マ迎ムカ于穴門ツ。引島ヒキ而獻之ニ。因以奏言テ。臣敢所シ以獻ニ是物ヲ者ハ。天皇如ニ八尺瓊之勾ノカ。以曲妙御ヒト字ヲ。且如ニ白銅鏡ヲ。以分明看ミ行山川海原ヲ。乃提ト是十握劍ヲ。平ヒラ天下ニ矣ハ。天皇即美カミヒタ五十迹手ヲ曰ク伊蘇志イソシ。故時人號ス五十迹手之本ヲ。土ツチ曰ク伊蘇國イソクニ。今謂フ伊靱者訛也ヲ。己亥到リ。儼縣ニ因以居ス。樞日宮ニ。

伊靱縣主五十迹手。伊靱の觀。また五十迹手の迹。類史には郡に作れり。伊靱は和名抄筑前國怡土止郡是なり。記に伊斗村。續紀十九。天平勝寶六歲始築怡土城とあり。五十迹手は。釋紀所引筑前風土記に。怡土郡昔者穴戶豐浦宮御宇。足仲彥天皇。將討球磨噲幸筑紫之時。怡土縣主等祖五十迹手。聞天皇幸。拔取五百枝賢木。立于船舳。上枝掛八尺瓊。中枝掛白銅鏡。下枝掛十握劍。參迎穴門引島。天皇勅問。何誰人。五十迹手奏曰。高麗國意呂山。自天降來日杵之苗裔五十迹手是也。天皇於レ斯譽五十迹手曰。格乎謂伊蘇志。五十迹手本土。可謂格勤國。今謂怡土郡訛也とあり。日杵は新羅國の人なるに。高麗國云々とあり。

るは疑かはしきよし。已に垂仁紀に云り。○行の下。永享本に幸字あり。然るへし。○穴門引島の事は。上にも已に云り。通鑑云。引島在赤間關地方。細川百首散木集等有引島云々。按東鑑云彥島。土人はヒとあり。道行振に。まことや此引島と穴戶の江の。早柄の渡の間。實に引分れて侍るならは。島の長さと早柄の渡の廣さは。同程そ侍らむ。おほつかなしとして。何時の代にて侍りけるやらむ。國司出て。引島の長さを繩して取りて。速柄の渡りに押あてかひて侍りければ。座はかりも寸法違はず侍りけるとなん。此事は皇后宮の宮司として老て侍るか語侍るなり。と云り。散木集。引くしまのあみのうけなは波間より云々。また立浪の引島にすむあまたにも云々。などよめるもこゝなるへし。○因以奏言。此五十迹手か奏言は。上古よりかゝる賀辭のありしを。今獻る物によそへて取合せ申せるなり。神皇實錄に。惟皇天御中主神。與大日靈尊盟宣久。天皇孫尊。如八尺瓊之勾。以曲妙治天下。且如白銅鏡。以分明看行山川海原。乃提是靈劍。平天下矣。詔天兒屋命天太玉命曰。惟爾二神亦同侍殿内云々。とありて。皇孫尊降坐時の詔と爲り。この事神皇系圖。天口事書なにも見えて。元々集に引り。其詞のさまを按ふに。決く五十迹手等か云出し言にはあらしとそおもはるゝ。○如八尺瓊之勾とあるをとかめて。そもくマカル平田翁か。勾の下に玉字を補はれしは。次に出せる本居翁の説に據るなれども。さる本世にあらねは。なほ本のまゝにてあるなり。此詞の解。まづ記傳に。八尺瓊之勾とあるをとかめて。そもくマカルは。ものゝ不吉事にこそいへ。妙にとはほむる事なるを。いかてかさはいはむ。これももど古文には。如八尺勾玉。妙なとありて云々。と云れたり。また重胤云。曲玉は字の如くにて。緒に貫き結む

たるを以の稱なり。神代に曲玉と云は。其全體の名なる事云も更なり。夫木集にまかりの玉と詠るも。曲れる玉と云事なるをも思ふへし。借如八坂瓊之勾とは。八坂瓊は例の玉を緒に貫連けたる稱なるか。然して結纏めて。かの念珠の如く成せる。其即曲玉と云物なるか故に。其曲りて。謂ゆる環の端無か如くなるを譬にして。御宇の限无きを壽稱へ申せる也。曲妙を本にタへにと訓たれども。妙字に泥みたる僻訓なり。祝詞考にツバラカニと訓れたるは。下なる分明と相對て甚美たし。且ツバラカとスフルと相通ひて。彼御統と云にも合ひ。又其勾れる状も圓なるに由有て。實に動くまじき正訓也。若て曲妙御宇と云は。漏落る事なく御世知食させ玉ふへしと云事なれば。其も亦此曲玉の。具さに備はれる狀に係りて聞ゆるを以て。曲玉の説をなん思定むへかりける。本に曲妙をタへにと訓るは。何なる義そや。其は物の奇く難しき事に云ふ言にこう有りけれ。天皇の御世所知食す御事を。何てかは然申奉らん。其上に八坂瓊の勾れるを以て。妙也とは云へきに非るもの也。と云れたり。此説ともに據て考ふるに。予はなほ神代紀にも既に云るか如く。曲玉は其形を以名けたる一玉の名にて。其曲れる形状の尋常ならず。いとも麗妙なるを賞て。其麗妙なるか如く。天皇の御世所知食御政の。言へは不得。言語にも及はぬさまを。稱へ申奉りし詞とおほゆるなり。さらばなほ。本の訓のまに。曲妙をタへにと訓へし。見む人撰みとりぬかし。○天皇即。永享本に天皇天悅に作る。○曰伊蘇志。集解に。按古語謂格勤爲伊蘇志。筑前國風土記曰。譽五十跡手曰格勤乎。謂伊蘇志又續紀曰。天平勝寶二年。檜原造東人獲黃金一獻之。於是東人等。賜勤臣姓。又謂伊蘇志臣。東人親族三十四人。賜姓伊蘇志臣族。是勤云伊蘇志證也。と云り。和訓栞に。日本紀に勤字。新撰字

鏡に仿字をよめり。續日本紀にいそしみとも見えたり。いさをしきを云。さを反そなり。とあり。伊佐袁の事は。神代紀有功之神の下に云るを見るへし。○今謂伊親者説也。上に引る風土記にも。五十跡手之本土。可謂格勤國。今謂怡土郡一説也。とあり。記傳云。右の二書共に。此地名伊蘇國なるを伊斗と云は。説れるなりとあれど。今思ふに。かの五十跡手と云名も。此地名に因れる如く聞え。又からふみ魏志の皇國の傳に。伊都國と云るも。正しく此地の事と聞ゆるを。彼は此大后の御代のころのさまを傳聞て。記せる趣なるに。既に伊親とあれば。説には非るか。と云り。さる言なり。○己亥。二十二日也。○備縣。倭名抄筑前國那珂郡是なり。考本に備下珂字あり。さては郡名に合へり。されと神功紀に備河。宣化紀に那津。などある同所なれば。もとより備とのみ云しなるへし。備をナカとは齊明紀へき様なし○檀日紀七年三月。御船至于那大津。居磐瀨行宮。天皇改此名曰長津。とあり。なほ此津の事は齊明紀に委しく云へし。○檀日宮。記云。帶中日子天皇。坐穴門之豐浦宮及筑紫訶志比宮。治天下也。とあり。記傳云。和名抄筑前國糟屋郡香椎。加須。志を須と云るは。後の訛なるへし。神功紀に檀日浦ともあり。萬葉六に香椎浦の歌あり。香椎廟今も香椎村にあり。武郷云。糟屋郡と那珂郡とは。國郡なれば。古は備縣に屬しならむ。さて香椎廟の事は。神功紀に委しく云へし。かくて神功卷初に。天皇崩於筑紫檀日宮。とあり。抑此天皇二年二月越國紀國と幸しより。倭國には還坐す。遂に西國に崩坐ぬる故に。豐浦宮又訶志比宮に天下治すと申せるなり。とあり。この檀日に到りませる御路の事を記して。且原氏云。古傳に。天皇皇后香椎宮に幸まされむとて。御船より上り賜ひ。蘆屋に暫留りて。諸軍に命し。兵器を修め弓矢を調へ玉ふ地を。矢はさといふ。敵國は還けれども。專行伍を正しく。號令を嚴にして。御旗を張らせ給ひし所を。旗浦と云ひしを。今記りて初浦といふ。針を著させ給ひし所を。針浦といひ。天鏡矢を立させ玉ひし地を。天野海

邊云。さて此所に宿陳せしめ玉へるに。海風の厲さを防むとて。千本の松枝を挿し玉ひしに。後その松生茂しかば。名つけて垣崎松原と
も。岡松原とも云。翌日白山嶺に赴き給ひしに。暴雨に逢まして。松樹の下に立よらしめて。雨を避ましむ木を。笠松と名く。また山道を幸ま
せるに。山林蒼鬱なりしか。宗像郡なる高峯に登まして。海を視はして海見ゆと詔ひし。○此後三月皇后再び角鹿等飯宮に到
地を見散嶺といふ。この坂を下りましては平坦なれば。程なく香椎に著玉ふといへり。○此後三月皇后再び角鹿等飯宮に到
りまして。同六月また樞日宮に歸り玉ひし事。此紀には漏されたるか。氣比宮社傳記に其傳あり。此は
決めてかくありけむとおもはるゝ旨あり。其文云。三月朔日。詔皇后及武内宿禰安曇連。曰。往越州角
鹿。宜祭筭飯大神。迺皇后從。玉妃命及大臣連等。自畿内。歷淡海。到此津。以兵器爲神幣。而躬自
齋戒。拜祭筭飯神。時大神託玉妃命。曰。天皇莫患寇賊叛。必不血刃。及而自然歸順焉。于爰有人奏曰。
有磯良翁。能得海潮盈涸之術。矣。仍下令尋求之。則得潮翁。一曰今國津。一曰今國津。六月卯日。皇后發此津。還筑
紫樞日宮。而奏神教天皇。矣。此年皇后到角鹿之故事。不見日本紀諸書。然住。とある是なり。此時皇后及玉妃
命武内宿禰等を。角鹿に遣して。大神を祭らしめ玉ふも。其神の御託なとありての事なることは疑な
し。さて曩に二年。皇后の此津を發玉へる時は。北海を廻りて豊浦津に泊玉ひしを。此般の往坐は。淡
海また畿内を歴て。山陽道の海路を下り坐しなり。故古書とも。津國及播磨備前等の國を過まし
傳あるを。此時の事として見るへし。矢野道説に。皇后の長門に到坐する時。路を津國に執して下り坐るを。曩の時の事とせ
て。北海より到り坐ること。社傳もあり。かつ津田門の赤海鯉魚の故事などあるにて明らかなり。これをも安藝の沼田郡として説かれた
るは非なり。此事は上に委く信友の説を出して。論ひおきたれば見るへし。さて再度山陽の海路を歴玉へる事を。矢野氏が風土記をもを
引て。論れたる説と。皇后は角鹿を發して。路を津國に執して下りませる事。攝津國風土記の美奴賣松原條
に。今美奴賣といふは神の御名なり。其神もと能勢郡なる美奴賣山に坐ましが。攝津志に。三草山在神山村。
舊名飯馬山。後遷。荒原郡。

昔息長足比賣天皇の。筑紫に幸ます時。諸神等を川邊郡の内。神前松原に集めて。同志に。これを在。社福
を求め給ふ時に。此神も同く來集まして。吾も護奉らむと宣ひて諭宣く。吾住む山に須義の木あり。皆
美材なれば。伐採て船に造らしめ給へ。則此船に乗て行幸なは幸福あらんと宣へり。天皇乃神教のま
に。船を造らしめ給ひ。此神船に乗て遂に新羅を征け給ふ。とあり。鎌倉實記に。神功皇后の行宮兵隊に
積入れ。難波崎に浮へ。難風を厭て神明を
祈り。諸龍を祭り給と云ふ古説を擧たり。かくて播磨國に遷幸せる事。播磨風土記に。息長帶日女命。新羅國を
平けむと思ほして下坐する時に。諸神に禱白賜へり。爾時國堅まし大神の御子。爾保都比賣命。此は即
なる天野社に
鑑ます神なり國造石坂比賣命に託りて教し賜はく。よく我御前を治奉給はく。我も善驗を出して。比々
良木乃八尋梓根底附かぬ國。越賣の眉引國。玉くしけ賀々益國。苦尻賣ある白衾新羅の國を。丹浪
もて平伏賜はむと教へ賜へり。と見ゆ。神話に誤字ありと聞えて。解難きこともあり。新羅は萬葉集にたくふすましらきへ
います云々。こゝにはやく新羅のことを。宣。いてたるにても。韓人のあたなひ奉
れることを借りぬかし。其は神等は。外國の事と
雖。天つ水影に移す如く。能御覽せはなりけり。同記印南郡の下に一説を擧て。所三以號印南一者。穴門豊浦宮御宇
天皇。與皇后俱欲平筑紫久麻曾國。下行之時。御船宿於印南浦。此時滄海甚平。風波和靜故曰二入口。
此に脱文ありて解かたし。總て誤脱有とおほしきは。皆本文のまゝに擧つ。鎌倉實記に。播磨高砂浦にて舟裝あり。住吉大神現し給ひ。兵船
を加へ。三韓に渡し給ふとあるを。本文と考へ合するに。實にこの國よりそ。御舟には御たりけん。○武郷云。こゝに天皇與皇后とあるは
誤傳へしなるへし。此時の事みな皇后にの。また傍磨郡因達里下に。稱三因達一者。息長帶比賣命。欲平三韓國一渡坐
みかけて。風土記に記せるを考へ合すへし。また傍磨郡因達里下に。稱三因達一者。息長帶比賣命。欲平三韓國一渡坐
之時。御船前伴太代之神在此處。故因三神名。以爲三里名。伴は伊弉諾なるへし。和名抄に同郡迎送伊多知と見え。神名類に。
と申すは。必須佐之男大神に坐すへき由の證七をあげて。右の社は。今の廣峰社なるへし。と注り。さては既國社の本つ宮なるか。上つ代よ
りこゝに鎮坐して。新御時に。大后の御船を護りまして。四國まで送り奉給へるは勿論にて。且後に韓國を征に幸せる時までを括て。いへ

る傳へど。また根保郡言舉阜は。大帶日賣命の行幸せる時。此阜に坐して軍中に教令して教く。此御軍
 聞えたり。また根保郡言舉阜は。大帶日賣命の行幸せる時。此阜に坐して軍中に教令して教く。此御軍
 は感勲に言舉なせそと宣へる故に。此地を名けて言舉の前といふ。言舉とは言に舉ていひはやすき云り。かく誠
 一舉して。逆賊を平けさせむとの神謀と聞ゆ。はた
 此にて。古より軍令ありしこともよく知られたり。又曰。宇須伎津。右所三以名三宇須伎者。大帶日賣命。將平三韓國一
 度行之時。御船宿三於宇伎頭川之泊。自此泊一度三行於伊都之時。忽遭三逆風。不三得三進行。而從三船越ニ々
 御船。船猶亦不三得三進。乃追三發百姓。令引三御船。於是有一女人。爲三資三上。己之負子。而墜三於江。故
 號三宇須伎。また宇頭川をかくいふ所以は。宇須伎津の西方に。綾水之淵あり。故宇頭川といふ。やか
 て大帶日賣命。御船の泊りし地。又伊都村を。伊都と名つけし故は。御船の水手等の。いつか此所に
 到て見むといひしかは。其地を號て伊都といふ。また浦上里御津は。息長帶日賣命の御船の。宿り志
 泊なる故に。號て御津といふ。又讃容郡中川里を。かく名つけたる所以は。苦編首等か遠祖大中子
 といふ人。息長帶日賣命の。韓國に行幸せる時に。御船淡路石屋に宿りませり。其時雨風大に起て。
 御伴なる百姓とも。悉く濡たりければ。大中子苦もて屋を作りしかは。天皇視はして。此爲三國富一と
 勅て。即大中子に苦編首といふ姓を賜へるか。仍此處に居たりし故。仲川里といひふなり。和名抄に。同
 郡中川郷。兵
 部式に中川郷見ゆ。大中子は。此時御軍に従て。西國に下りけむか。後に封地を此里に賜はり
 て。子孫世住しと聞ゆる故に。其子孫の代に。遠祖の名を地に負せて。中川里と呼しならむ。かくて皇后の御船。備前國の海
 上を過給つる時に。大なる牛の如き物出て。御船を覆さむとせしかは。住吉大神老翁と現れ坐て。其
 角を取て投倒志給ひぬ。其所を即て牛轉と號しを。後に訛て牛窓と呼り。この事譽田社縁起。愚童訓。既島詣
 記などにも載たれど。今 神社考

に因て記せり。伴信友の説の如く。と云れたり。又備前國沼隈郡額浦に着給ひしことも。其國の式社。沼名前
 備前風土記の文なるべく覺ゆ。なほ山陽の國々をよく
 尋ねれば。此他にも民
 間に云傳ふる
 事は有ぬへし。

秋九月乙亥朔己卯。詔群臣以議討熊襲。時有神託皇后而誨
 曰。天皇何憂。熊襲之不。服。是齋穴之空國也。豈足。舉。兵。伐。乎。愈。茲。
 國。而有。寶。國。譬如。美女之。賤。有。向。津。國。此云。麻
 用。強。根。眼。炎。耀。之。金。銀。彩。色。
 多在。其。國。是。謂。栲。衾。新。羅。國。焉。若能。祭。吾。者。則。曾。不。血。刃。其。國。必。自
 服。矣。復。熊。襲。爲。服。其。祭。之。以。天。皇。之。御。船。及。穴。門。直。踐。立。所。獻。之。水
 田。名。大。田。是。等。物。爲。幣。幣。也。

己卯は五日なり。○託皇后。記云。其大后息長帶日賣命者。當時歸神。故天皇坐三筑紫之訶志比宮。將
 擊熊曾國之時。天皇控三御琴。而。建。內。宿。禰。大。臣。居。於。沙。庭。請。三。神。之。命。於。是。大。后。歸。神。言。教。覺。詔。者。功
 紀には。此時の事を。一云足仲產天皇居三筑紫日宮。是有三神託三沙庭主祖。內避高國遊高松屋棟。以誨三天皇。曰。御孫尊。とあり。
 也。若欲。得。寶。國。耶。將。現。授。之。復。復。曰。琴。將。來。以。進。于。皇。后。則。隨。神。言。而。皇。后。撫。琴。於。是。神。託。皇。后。以。誨。之。曰。云。云。とあり。

記傳云。當時とは西國に坐々しころほひを汎く指て云り。歸神は。大后に神の託着坐るなり。さて下にも大后歸神とあるを。此處にもかく同じことの有て重れるは。此なるは徒なる如く聞ゆめれと然らず。此大后に神の託て坐々る事は。下文に大后歸神云々とある時のみにも局らず。大凡其前後の常の事なりし故に。此は其前後の平常を先言おくなり。當時と云るも此故そかし。書紀に見えたる。海中より如意珠を得給ひしなして。神の託坐し故にそありけむ。さて天皇崩坐て。後の段の神歸も。大后とはあちされとも。武郷云。神功紀の日は入三齋宮。親爲三神主。とある。此の語彼處まで響きて。此大后と聞ゆるなり。抑此大后にかく神の託し玉へる。神主即神歸の事也。其處に云。此の語彼處まで響きて。此大后と聞ゆるなり。抑此大后にかく神の託し玉へりしは。尋常の細事にはあらず。永く財寶國を言向定め玉へる起本にしあれば。甚も重き事そかし。さて如此託坐る神は。下段に今如此言教之大神者。欲知其御名。とあれば。何神とも始のほどは知られさりしなり。かくて右の如く問奉りし時に。其御名告はありて。彼處に見えたり。とあり。○寶國。空之空國也。本に空字脱したり。今永享本中臣本。また舊事紀神代口訣に此文を引るにも。空字あるに从る。神代紀にもしかあれば。今本は必寫し漏したるなり。さて此言の義は已に云り。○寶國。神功紀に財寶國。財國。財土などもあり。されとこゝにては。寶はたゞ美稱に云るなり。金銀彩色をさして云るには有へからず。萬葉集に寶の子等。後のものなから榮花物語に。天皇を寶の王と申奉る事もあれば。寶とは。もと物を甚く美賞め貴ひて云事にて。それより轉りて金銀をもいひ。又蒼生をも大御財など種々に云稱となれり。名義は未詳。○暵。萬葉。振仰而若月見者。一目見之。人之眉引所念。可聞とあり。眉根の引延へ

たるを云なり。記傳云。如美女之暵とは。萬葉六に。如眉雲居爾所見阿波乃山。とよめるか如く。其國の山の遙に然見ゆるを云。とあり。○有向津國。又云。向津國とは。海の遠に遙に見さくる國を云。繼體紀の歌に。武智左履樓以祇能和歌嘲ともあり。さて上に有三寶國とあれば。有向津國の三字は。ナリと訓へし。と云り。○暵此云々。釋紀私記曰。案釋辭。眉引。王逸曰。擡視貌。本に云字を脱したり。今並河本永享本中臣本小寺本等に从る。さて眉を麻欲と訓るは古言なり。萬葉十九にも麻欲比伎とあり。後にはマユと云へり。○眼炎耀之。本に耀字なきを。今集解本に據古本補。古事記亦有耀字とあるに従る。訓はマノカ、ヤク。記傳に目之をマノと訓はわるし。と云れたれ。知て非なり。又マカ、ヤク。何方にてもあるへし。記傳云。俗言にまばゆき。かまはゆき。など云意にて。物語書に。目もあやなりとある是なり。字鏡には。眩胸同。目女久留。又目加々也久。とあり。此は言の意は同じけ。れども用る意異なり。とあり。○金銀彩色。神代紀に韓鄉之島是有金銀。記傳云。古には皇國には金銀は出さし故に。今其多に有國を附屬賜はむとなり。三韓の事を。紀中金銀之國。金銀蕃國。銀鄉などあり。かくて其國服歸てより。代々調物に必金銀あり。推古紀に。高麗國大興王。貢上黄金三百兩。皇極紀に。高麗國所貢金銀等云々。天武紀持統紀等に。新羅調物金銀云々。など見えたり。大かた用るかきりの金銀。皆韓國より渡せるなり。然るに續紀二に。文武天皇五年三月。遣凡海宿禰龜鑑于陸奥。治金。同月對馬島貢金。建元爲大寶元年云々とある。此等そ皇國に金の出たる始なる。さて同十七。天平二十一年二月。陸奥國始貢黄金。奉幣以告畿内七道諸社。と見え。

武郡云。此陸奥なるは。いまた治成の術を得られざりしかば。鎌金にはならずして。銀は天武紀に。三年三月。對馬國司守やみにしなるへし。また對馬なるは。三田首五瀬か許欺なりしこと。後に露顯れたり。忍海造大國言。銀始出。于當國。即貢上云々。凡銀有。倭國初出。于此時。と見えたり。とあり。探彩色は。推古紀に志美乃毛乃と訓り。染の物の義なり。神功紀に彩絹とあり。記傳云。彩色とは。錦繡綾羅の類を始て。美麗き種々の物を云なるへし。天武紀に新羅の献物を。金銀霞錦。綾羅金器屏風。などあるか如し。孝徳紀に金銀錦綾五綵ともあり。推古紀に高麗僧曇徴作。彩色紙墨とある彩色は。何物を云るにか。とあり。この彩色は。紙墨と合せし思ふに。後世に云繪具の類なるへし。○多在其國。神功紀に。百濟肖古王。開寶藏。以示諸珍異。曰。吾國多有是珍寶。欲貢貴國云々。また新羅貢物者。珍異甚多。また欽明紀に。大將軍大伴狹手彦。伐于高麗。盡得珍寶賂賂。七織帳。鐵屋。還來。なども見えたり。○栲衾新羅國。釋紀私記曰。師說白衾也。栲木色白。故喻而言之。但稱栲衾者。欲善新羅之發語也。とあり。萬葉集に多久夫須麻新羅。出雲風土記に栲衾志羅紀乃三崎とあり。栲衾は栲被なり。栲は栲布にて木綿と同物なり。さてそは白き物なるか故に。白と云より志良に云かけたるなり。私記に。栲木色白。故喻而言之。とあれど。木色白と云るは少しいか。織たる布の白きなり。また萬葉に。栲角乃新羅とも云かけたり。これも栲網之白なり。記歌に多久豆怒能。斯路伎多陀牟伎。さて記には西方有國云々とあり。記傳云。御諭命に新羅と見え。記にも下に。御船之波。押騰新羅之國云々。とあれば。新羅を主として三韓に涉るへし。と云り。○復熊襲爲服。此御言を以ても。上に云る如く。此時熊襲等か三韓に通して。むかしよりりく。朝廷に叛き奉りしこと知られたり。神皇正統

記に。熊襲小國也。また伊弉諾伊弉尊の生玉へりし國なれば。討すとも終に從ひ奉りなん。と詔へり。と云れたれど。矢野玄道云。此盡しかたし。三韓か服まらんに。熊襲の後拒となるへきものなしか故に。其國も爲服なん。と云へる御諭言なり。神語を熟按奉るに。玄古の時に。須佐之男大神詔に。韓鄉之島は金銀あれば。その韓國なる金銀を取用させ玉はむ料に。舟をは造りおきてさせ玉ひしにて。神功皇后御代に。其御語の驗顯れたる。また大地なる萬國は。皇神の吾大朝廷に仕奉らしめ玉へる證は。伊勢大御神に奉り玉ふ祝詞に。皇神乃見霧志坐。四方國者。天乃壁立極。國乃退立限。青雲能靄極。白雲乃向伏限。青海原者棹柁不干。舟艦乃至留極。大海原爾舟滿都々氣氏。自陸往道者。荷緒結堅氏。磐根木根履佐久彌氏。馬爪至留限。長道無間久。立都々氣氏。狹國者廣久。峻國者平久。遠國者八十綱打挂氏。引寄如事。皇大御神寄志奉良波云々。とあり。三韓を始め萬國を。皇國に依て仕奉せ玉ふ事。神代よりの御定なるは勿論なれど。上にも下にもいへる如く。禍神の荒ひ心と。我叛臣とももの。外國人を誘入なとして。おふけなくも彼より仇をひ奉むとせし由なれば。皇大神の御門押張り。其を御覽定玉ひて。熊襲を捨て。先共後拒を爲る韓國を征伐て。神代御定の如く服従へしめて。謂ゆる枝標を含きて其根抵を拔せ玉はむとの。天津御策なること。其國必自服ひなん。また熊襲も服ひなん。と詔へる神語を。深く思惟て悟奉りねかし。愚童訓に。大神宮御託宣とて。三韓すてに十萬八千艘。舟を出して。數萬の軍兵を率て。只今來むとす。此地につかぬ先に。いそぎ異國に向ひ給へと宣ふ由いひ。宇佐託宣集に引る阿蘇緣起に。新羅軍到來。欲傾日本。とも。源平盛衰記に。皇后の御宇。新羅のせいじう。我國を叛くよし聞えければ。とあ

るも。共に此時の事を聞えたり。と云り。さる言なり。記傳にも既に。抑此三韓國を附屬賜ふ事は。既に神代より幽契のありけることなり。と云れたり。○穴門直踐立は。國造本紀に。穴門國造。日向日代朝御世。櫻井田部連同祖。邇伎都美命四世孫速都鳥命。定賜國造とあり。櫻井田部連の事は應神紀に出て。そこに云へし。邇伎都美命。速都鳥命も考なし。重胤考に。櫻井田部と。日下部と同流なる事。ものに見えたり。邇伎都美命は。狹穗彦命の子なるへさか。但し穴門直踐立は。いつれにつくか未考。といへり。此事は。神功紀依羅吾彦男垂見。また應神紀櫻井田部連男祖の下に云へし。さて此踐立は神功紀にも出て。長門國豊浦郡住吉荒魂神社の神主と成れり。孝徳紀に。穴門國司献白雉。曰。國造首之同族贊。正月九日於麻山獲焉。とあり。なほ神功紀に云べし。○天皇之御船云々。船を以神の幣とせし例は。後にも齊明紀に。五年三月。阿倍臣蝦夷國を伐し時。以船一隻與五色綵帛。祭彼地神。とあり。○所献之水田。住吉神代記に此文を出て。水田十萬代名大田とあり。集解に。按蓋如熊鷹怡手者。有迎幸而所献也。事缺不載。とあり。水田は重胤云。纂疏に用レ水而耕種曰水田。と有か如し。然れと其は陸田水田と。並云時の事にこそ有けれ。打任せては唯田と耳云そ。受張たる名稱には有けらし。和名抄に。土已耕者爲田。和名太。漢語抄云。水田古奈太也。とあり。名義抄の訓も此に同じ。借水田を美多と云は。字の如く唯水のある田と云事なるを。古奈田と云は熱田の義也。武郡云。字鏡にも。借古奈多とあり。今も田に水を引せて鋤返すを。古奈須と云り。借水田は。此紀なるを始として。推古紀持統紀等に。五所許出たるは。右の古奈多と云方なるへし。然れとも。田といへば。水田の事なれば。殊更に然云は。神代紀一書なるは。陸田に對へる故にても。此まての御言下の一云には。誨之曰。今御幣能祭我者。則如美女之。而金銀多之。眼炎國以授御孫尊云々。とあり。

孫尊。所望之國。譬如鹿角。以無實國也。其今御孫尊。所御之船。及穴戸直踐立。所貢之水田名大田。爲幣能祭我者。則如美女之。而金銀多之。眼炎國以授御孫尊云々。とあり。

天皇聞神言。有疑之情。便登高岳。遙望之。大海曠遠而不見國。於是天皇對神曰。朕周望之。有海無國。豈於大虛有國乎。誰神徒誘朕。復我皇祖諸天皇等。盡祭神祇。豈有遺神耶。時神亦託皇后曰。如天津水影。押伏而我所見國。何謂無國。以誹謗我言。其汝王之。如此言而遂不信者。汝不得其國。唯今皇后始之有胎。其子有獲焉。然天皇猶不信。以強擊熊襲。不得勝而還之。

登高岳遙望之。神の御言に。如美女之。有向津國と詔へるに就て。さる國ありやと。御自ら高岳に登らして望み坐るなり。よしや國は見えずとも。神語を疑ひ坐へきにはあらしを。此疑ひ坐ける御情こそ。いとも疑しく思奉らるれ。此事下に云。○豈於大虛有國乎。大海をはいかに望みても國土は見えず。さらは其詔ふ所の國は。大虛に有とにや。いかてか大虛に國土あらん。さる道理さらにあ

る事なしと。甚く神語を誹謗り給へる詔旨なり。○誰神徒誘朕云々。神功紀一書に。時天皇對神曰。其雖神何謾語耶。何處將有國。且朕所乘船。既奉於神。朕乘曷船。然未知誰神。願欲知其名云々。記に。爾天皇答曰。登高地。見西方者。不見國土。唯有大海。謂爲詐神。而押退御琴。不控。默坐云々。○神亦託皇后。此紀には。かく二度の神語ありて。いと詳なり。一書には。此二度の事。一度に記せれど。なほ其趣は同じ。記には後の御語を。後に皇后の御時の事とせり。此事は次に述道の説あり。○如天津水影云々。八雲御抄に。水影は物のうつりたる也とあるか如し。源氏に。あれたるくつれより池の水影見えて。月々にやとるすみかを云々。また柳の起ふしなひく水影などあり。物の水影あるは。慥かに其物のありて移るか故なり。此御言も即それにて。新羅國ある事は。物の水に影を浸せるか如く。天上より押伏て。さたかに我か所見なりと詔ふ意なり。押伏ば。見給ふ神の。大虛より海中を押伏玉ふなり。○皇后始之有胎云々。矢野玄道云。此御誨語は。必是歳の十二月のことなる證は。皇后始て懐胎せりところ。に詔へるを。明年九月の御紀に。適當皇后之開胎とあるに合考へて知らるめり。下に引く愚童訓に。天皇遺詔とて。御身は徒ならずなりて三月とやらむと宣へる由。記せるも。明年二月に崩坐せるなれば。此亦徴とすへし。と云り。記には此御言は。此時にはなくて。爾其神大忿詔。凡茲天下者。汝非應知國。汝者向一道云々。とあり。さて後に皇后の再ひ請玉ふ時。凡此國者。坐汝命御腹之御子。所知國者也。爾建内宿禰白。恐我大神。坐其神腹之御子。何子歟。答詔男子也。とあり。一書には此時をほ

種々の御問答とありて。於是神謂天皇曰。汝王如是不信。必不得其國。唯今皇后懷妊之子。蓋有獲歟。とありて。此度の御告とせり。○天皇猶不信。玄道云。敬て按ふに。太古の時須佐之男大神は。天壁立限を天翔りつゝ御覽して。韓國に降坐し。其御子八東水臣都奴命武甕槌云。八東水臣都奴命は。素戔鳴尊の亦御名なる證あり。こちに子とあるは更に據なし。は。新羅及北方の諸蕃邦の餘れる土地を。斷取來まして。出雲國に縫足し玉ひ。少彥名命は常世國に渡玉ひ。人代と成りて。三毛入野命も。常世國に渡いまし。崇神天皇御世に。任那人參來て。新羅の事を奏し。新羅王の子天日槍。又意富加羅國の都怒我阿羅斯等も歸化。此天皇四年にも。秦氏が祖功滿王が投誠せる由。皇典に見えて昭晰なるを。天皇の神語を疑ひませるは。御年老まして。古傳をは忘れたまへるにや。はた遠征に倦まして。韓國まで渡り幸すを。厭はしく思ほしけるにやあらむ。と云れたり。さる説のやうなれども。武鄉今又謹て按るに。御年老まして古傳を忘れたまふにもあらず。また遠征に倦坐るにもあらず。天皇の異賊を討玉はむとおもほせるは。確かなる御素志に坐すことは。かの氣比宮社傳記の文にて明らかに知奉られ。又神功紀なる皇后の詔に。先王所望國人今來朝之。痛哉不逮于天皇。とあるにても炳焉きを。かくまた異域の有無をさへに疑坐るは。天皇は熊襲の叛を御心の極み甚く憤り坐て。まつ彼を討滅さすは止まじと思ほし入坐るに。神教にはかへりて。熊襲を討玉はすとも。新羅を先に討玉はむことを宣玉へるか。御心に逆坐るより。故につれなく知らぬかほ作り坐て。あるまじき御言ながら誹謗り玉へるなり。さるは此時熊襲を討玉はむとて。

士卒をも集め玉へるに。神の御言には。其國は如鹿角^ニ以無實國也とさへ宣へるを。甚く憤坐るより。かくは嘲り言をさへ詔へるなり。はた此時顯れ玉へる神は。掛卷も最も可畏き天照大神の大御心ならんとは。御心の底ひかけても思ほしよらて。未^レ知^ニ誰神^一など。たゞ大凡の神教と思ほしめしての御心にもありしなるへし。強擊^ニ熊襲^一の強字にも心をつけて。熱思遺奉るへき事なりかし。○強擊熊襲云々。天書には此を明年正月の事とせり。此事大にいふへし

九年庚辰

九年春二月癸卯朔丁未。天皇忽有^ニ痛身^一而明日崩。時年五十二。即知不用神言而早崩一

云。天皇親伐^ニ熊襲^一。中^ニ賊矢^一而崩也。

丁未は五日也。○天皇忽有痛身。記傳云。痛身を本に。ナヤミタマフコトアリと訓れども。たゞ御病ならんには。痛身とは書まじきにや。若しくは大御體の痛坐しにやあらむ。と云り。今思ふに。賊矢に中りて痛み坐るなるへし。但し景行紀日本武尊始有痛身。云ることもあれば。強ては定かたし。○明日崩。永享本明日二字なし。さて此崩の事。記には上の神語の下に。於是建内宿禰大臣白。恐我天皇。猶阿蘇婆勢其大御琴。爾稍取^ニ依其御琴^一。而那麻那摩邏控坐。故未^ニ幾久^一而^レ不^レ聞^ニ御琴之音^一。即舉^レ火見者。既崩。また一書にも同じ時の事として。是夜天皇忽病發以崩とあり。何れも異なる傳なり。此紀の方を正しとすへし。支道の説あり天書曰。り次に云り

九年春正月。帝集^ニ衆臣^一。討^ニ熊襲^一。武内宿禰諫曰。熊襲勢強大。兵卒如^ニ雲聚^一。未^レ可^ニ輒舉^レ兵討^ニ之^一。然帝不^レ聞進戰。皇師失^レ利。春二月癸卯朔丁未。帝熊襲所^レ中射^ニ毒矢^一崩矣。支道云。記に上に引る次の文に。其神大く非ず。故者向^ニ一道^一云々。既に崩坐にきとあり。上件^ニの如く。前後二度の神憑語。また崩まし時の事を。記には混^ニに傳^ニたるにて。實は此方より。神命を請坐せるは。此時のことにて。都て御語は三度有しなるへし。惟武内宿禰命の諫語に。賊兵雲の如しと奏されしを按ひ。攝津風土記に。仲哀天皇將^レ攻^ニ三韓^一。到^ニ筑紫^一。崩。太平記續鴨鴨記に。天皇高麗三韓を攻玉ひけるに。戰利なくして。歸らせ玉ふなといひ。前後に引る物とも併考へば。熊襲兵に異賊の雜糅ゆしこと。いと明的こそ。さて石清水縁起愚童訓などに。天皇御時に。異國より塵輪といふ。形鬼神の如く。身色赤く。頭八ある者。黒雲に乗りて虚空を飛ひ。日本に付き。人民を取殺すこと極なし云々。いかにしたりけん。御門流矢に中らせ玉ひて。玉體悉あり。また崩時の遺詔にて。御身は徒ならぬ御事に成て。三月とやらむなれば。御心苦ければ。此の孕まれ玉ふは皇子なるへし。排へて異國を討隨へ。皇子を位に即け。國土を御め玉ふへしと。御涙播あへすそ宣ける。其時皇后落る涙を押へつ。異國の事御心安く思食すへし。とばかりにて。臥沈み玉ふとあり。信かたき説も交れども。異賊の來れることは。遠あるましくこそ。貝原氏も。仲哀帝新羅賊の矢に中りて。隠れさせ玉ひけるを。神后深く歎せ玉ひ。且遺詔に依り。其仇を報むと憤り坐て。速に戰伐を事と爲る義兵なるへしといへり。と云り。○時年五十二。本に小字とせるを。集解に時以下五字原爲^レ注。據^ニ古本^一改。とて大字にせられたるはさる事也。今それに从ふ。さて此御年數は。記にも伍拾貳歳とあり。さて同書に壬戌年六月十一日崩也と云十字の細書あり。壬戌年は。此紀にては成務天皇の五十二年なれば。十八年差へり。又成務天皇段の細書に。乙卯年崩とあれば。其明年を。此天皇元年として。壬戌年は七年にあたり。又月日も此紀と合はず。古の一の傳なるへし。さて此天皇。御年は一百十歳。或は百歳とも。八十二歳また七十二歳とも。五十二歳とも傳へたり。五十二歳とは紀本注の説なるか。山崎嘉か説に。五は九の誤とせり。さては景行天皇三十九年の御年五歳にて。朕か弱冠に逮ざるに父王崩りませり。みつから詔まへるにも符へり。されは成務天皇四十八年に。七十歳にて太子と爲玉ひ。八十歳にて御代知しめし。九十歳にして崩り坐りとせんか。されとをほよく考ふるに。紀に伍とあるをも。共に誤寫ともいひかた